

芝居の者共九州へ下り、肥後熊本に於て芝居興行し、大流行にて數十日見物に行く者群をなせしと云ふ。外題は其曉汐満干といへるとぞ。夫より下の關に到り又之れを興行す。此所には外題を大湊汐満干と改め、藝も少々仕組を變へしと云ふ。是まで下の關にて芝居をなすに、三十日の芝居未だ二十日に至らずして、見物人大に減少することなるに、此芝居始りて百日に餘りぬれども、見物する人愈々増さりぬ。五里も十里も隔りし所よりして、大坂の騒動見物に行くとして、出來れると云ふ事なり。大序の幕を開くと、大坂安治川口の掛りにて、足利將軍此所に遊宴有り。執權職に阿曾部山城といへる者有り、此者叛逆なり。此者の思付にて、川口に浪除山を拵へ、木津川口に千本松を植ゑ、入船の便利宜しく、土地繁昌なさしめんとて専ら其催し有り。小鹽貞八といへる者其叛逆を知り、浪除山の無用なる道理を述べて、將軍の前にて大に爭論有りて、山城、小鹽に言ひ伏せらる。將軍之を大に憤り、其場に於て小鹽貞八に暇を出し、遊宴しらせしとて、場處を木津川千本松に移して再び酒宴を設く。小鹽一人捨てられて先の處に在り。貞八が女房倅弓太郎を召連れて

出來り、色々の仕打有りて幕。其次山中屋善右衛門とて大金持の町人の宅にて、主人善右衛門は大馬鹿者作りなり。此者新町の太夫に惚込みて他愛なき仕打、手代に長兵衛・伊兵衛といへる有り。此者共は至つて律儀者なり。此店へ浪人せし處の小鹽貞八。筑前屋敷の使者と偽り、大金を騙りに來る。伊兵衛・長兵衛騙られて已に金を出さんとす。此家の出入に三字屋五郎兵衛と云へる者、其騙なる事を見顯して、密に伊兵衛・長兵衛へ囁きぬるにぞ、兩人共之を心付き、品よく其場を云ひくろむ。小鹽貞八は騙を仕損じ、悠々として立歸る。夫より廻り道具にて夜中の體、主善右衛門蚊帳を垂れて、太夫と寢て居る處の座敷の模様なり。此處へ小鹽貞八大勢の手下を引連れ出で來り、蚊帳の四方を切落し善右衛門を踏飛ばし、刀にて脊打にし、太夫を己が側に引寄せ置き、手下共は土藏の戸前を打破り、金子十萬八千兩奪取り、貞八が前に之を持運ぶ。貞八是を指圖して手下共へ持たせ、太夫を引立て、出行くにぞ、阿房仕立の善右衛門手下に締上げられて居ながら、つまらぬ顔をなし、慄ひ慄ひ可笑き身振あり。手下の者小鹽に向ひ、此阿房奴は殺すべきや」と云ふ。貞

三井吳服
店の場

八振返り、「其阿房殺すに及ばず、助けやれ」と言捨て、出で行く。それにて幕。三段目は三井吳服店の掛り、此家の番頭阿曾部山城が叛逆に與みし、大悪無道の者にして主家を押領するの工み有り。此家の娘至つて美しきにぞ、之をも己が妻にせんとて、頻に之を附廻しぬれ共、娘之を嫌ひて諾はず。店に新參の手代格助といへる者有り。娘之を戀慕し數々口説きぬれども、格助其心に隨はず、娘大に之を恨み恥ぢて死せんとするにぞ、格助其本心を明し、「我が此家に奉公に来れるも大望ある故なり。其望さへ叶ひなば其心に従はん」と云ふ。娘「其望いかなる事」と問ふにぞ、過分の金子入用の事を云ひ、「金藏の鍵を盗み出し我に與へなば、金は勝手に我取出すべし。此事聞入るゝに於てはわが妻とすべし」と云へるにぞ、娘大に悦び、「心易き事なり」とて、金藏の鍵を密に盗取りて、格助に之を手渡せんとするに、番頭忽ち是を見付けて、其鍵を取上げて大に騒動と成り、娘を折檻し格助を打擲せんとす。かゝる折から遠攻の太鼓聞え、大勢の軍兵此處へ攻來り、瀬田才藏といへる者、槍を引提げ一番に店先へ踏込み、大に勇を振うて突いて廻ると、舞臺は云ふに及ばず見物

大將軍御
殿の場

の場中思ひも寄らぬ處よりして鐵炮數十打立て、暴卒に大變の騒となる。夫より廻り道具にて、此度は座敷先金藏の前にて、格助は娘を後に圍ひ、亂髪大肌脱ぎにて必死の働をなし、其場を切抜け娘と共に立退く。之にて幕。其次に幕開くと、足利將軍御殿の掛りにて將軍出座、局頭三津ノ局に付いて、小鹽貞八歸參の事を願ふ由を云ひて、程よく御前へ執成をなす。將軍暫く思案有り、「外ならぬ其方が執成なれば、許して歸參を致さすべし。此後急度相心得、決して諫言致さるやう急度申渡すべし」との上意故、三津ノ局大悦びにて、直に貞八を御前へ召出し、上意の趣を三津ノ局より篤と言渡し、御目見をなし、將軍よりも直の上意にて、「此後急度相心得、神妙に相勤め、決して無用の諫言致すべからず。許し難き者なれ共、外ならぬ三津ノ局が執成故許遣す」となり。貞八大に悦び、平伏して之を謝し、直に開き直つて種々の諫言をなすにぞ、將軍大に叱り、「歸參申付けたる其席に於て、又もや入らざる諫言、今は其儘捨置き難し、手討にせん」と言儘に立上りて、太刀に手を掛け、已に之を抜かんとする處に、「先づ暫く御待あれませいと、花道より聲掛け、阿曾部山城悠々と出

で来る。貞八は少しも騒がず、「諫言御聞入なきに於ては、死は素よりの覺悟なり」とて、少しも動ずる事なく、始終平氣の體なり。阿曾部將軍に向ひ、「委細はあれにて承る。重々不埒の貞八、御憤は御尤なれども、御前の御手を下されるはいかにしても餘りに勿體なし。私に御任せあるべし」とて之を止め、貞八に向ひ、「只今御手討に相成る處なれども、古傍輩の好を以て、之を申し宥め遣す間、此處に於て切腹致すべし」と申渡すにぞ、貞八大に悦び、「素よりかく御諫め申上ぐるの上は、御用ひなきに於ては、御手討になる事は覺悟せし事なるに、士道を以て切腹仰付けらるゝ事、全く傍輩の好を以て貴殿の計ひ忝し。切腹すべし」と其座を去らず、差添を抜き腹に尖立て、左より右へ切廻し苦しきこなし有るを、阿曾部山城大に悦び、之まで邪魔に成りし奴を殺しぬれば、今は我が思ひの儘なりと云ふ様子にて、こゝに於て忽ち叛逆の色を顯す。貞八之を見濟し引廻せし差添を取直し、後ろ様に山城を突貫き、左の手にて懷より血だらけになりし猫の死骸を取出し、側へに之を打付け立上りて、山城を切伏せと叫めを刺す。之に依つて御殿大に騒動し、大勢の捕手貞八を取卷

天王寺の場

き、大取合と成ると遠攻にて太鼓聞ゆ。之を相圖に棧敷場・舞臺の差別なく、思ひも寄ざる處より頻に鐵炮を打立て、大軍攻寄せ大合戦となり、御殿を打碎く。正面の襖はたゞにて倒るゝと、向大坡市中の體にて、一面の火にて大焼打の體。暫く取合有りてはたゞにて道具替ると、天王寺の東御勝山の體。夜の景色にて至つて物凄し。小鹽貞八亂髪にて敵を切抜け、血刀を引提げ此處へ出來り、市中の焼くる様子を眺め、一息つきぬる處に、どろ／＼にて貞八が後ろに三津の局が姿顯れ出で、貞八々々と呼立つるにぞ、振返りて何事と問ふ。局貞八に向ひ、「今迄は深く隠せしが、汝は我等今川家に仕へし時、誰とやらんに忍び合ひ懷妊せしが、世間奥向を憚り、生み落すと其儘汝を捨てしが、後の印に斯様々々の物をば添へ置きぬ。其方に其覺えあらん」といへるにぞ、貞八大に驚き、何事も符節よく合ひぬるにぞ、扱は誠の母なりと打解けて談じ、將軍は今川家の讐なれば、其讐を報せよ。今汝に授くる物有り」とて一卷を取出して、之れを手渡しす。之切支丹の妖術の卷物なり。之を渡し何かと言殘し、暫くすると又どろ／＼にて、局其處へ倒れ伏すと其儘白骨となる。

三字屋五郎兵衛宅の場

川口の場

脚本の作
に對する
評論

が戴許せし切支丹豊田貢が事
を取組みしなりと云ふ事也。遙か脇より籠燈灯燈を以て、其始末を始終見て居る者有り、
之を宇治山藤三郎と云ふ。貞八と顔見合せ、雙方共無言にてこなしありて、其儘幕な
り。此度幕開くと、ちやり場にて何かちやらくせし事の由、其次の幕開きぬると、
此度は三字屋五郎兵衛が宅にて、藏の内に格助と三井の娘と兩人を圍まひ有り。
宇治山藤三郎討手に出で來り、五郎兵衛取合有り。五郎兵衛が計ひにて、兩人共密に
落し遣りぬる仕打なり。夫より廻り道具にて川口の體、小鹽貞八は甲冑を帶し、弓太
郎と共に船中に宇治山藤三郎は大勢の捕手を連れて岡に有りて、互に闘争あり。
小鹽貞八重ねて再會し、勝負を決すべしと船を漕出す。之にて藝終ると云ふ。
右は戯場の様子委しく聞きぬれ共、餘りにくたくしければ之を略し、只其大意を
記すのみ。川口浪除山無益なりと云ふにつきて、神武天皇東征の節、川口に於て難
船ありて、浪速の故事に始り、紀貫之が土佐へ下る途、此處にて難に遭ひし杯、古今
の證歌を引き、其外川口の事につき、水利の事を考へ、其難なからん事を欲し、古今
種々に手を盡し、色々の評論あれども、川上に近江の湖水・木津川・加茂川・桂川等あ

江州三上
山の女泥

りて、上より自然と土砂流れ出でて川口に湛へ、潮の差引につれて搖流し押上げ杯
して、日夜に水筋種々に變化する事故、人力を以て如何共成し難く、夫故古より其
儘にして有る事なるに、多くの金銀・人力を費す迄の事にて、今浪除山を拵へ大浚へ
をなせしとて、何の詮なき上に市中の遊び場所となるのみにして、其無益なる事を
論じ、山城を言込めし處、其外一體の趣向文盲なる者の作意とは思はれず。大鹽一
件未だ其御戴許さへ之なき程の事なるに、人々の名字さへ一二字計り變へしのみ
にて、公儀をも憚らず、斯る事に及びぬるは如何なる事とも分き難し。
近江なる三上山に、十四年餘り住める女の強盜有りて、百人近き手下を引廻せしと
云ふ。昨年十二月下旬、近邊の町へ此者の手下出で來り、鱒三頭を買ひて持歸りぬ
るに、商人の云へる儘なる直段にて一錢をも値切る事なく、速に其價を拂ひしにぞ、
豊かなる年と雖も、其近邊にて一頭の鱒を買求むる者は至つて稀なる事にて、大方
は切賣をなすと云ふ。殊に昨年は諸國飢饉にて、乞食となり餓死する者其限り知ら
れざる程の時節なる故、鱒など買へる人は定めて稀なるべしとの見込にて、いつも

仕入れぬる三分一計り手當致しぬるに、一向に之を求むる者なければ、商人も大に困り果てぬる事なりしに、其價をも値切らずして三頭迄求めぬる事故、之をいぶかしく思ふ處より、其買人を心に留めて見るに、何とも怪しき様子なる故、其歸りぬる跡を見え隠れに付けて行きしに、三上山に入込みし故、山中に盜栖家有る事知れて訴出でしかば、地頭より之を取巻き、終に賊主の女并手下の二人を召捕り、直に京都へ差出しと相成り、御奉行處に於て是を御吟味あるに、元來「京都西陣の産れなるが、十九歳より賊となり、三上山に隠れ栖みて當年三十三歳に至る。多くの手下を引廻し、年來盜賊をなし、手近なる三上山に住居せるを、十四年餘も之を知れる事なく、漸く昨年手下の鱒を買ひしに依りて御召捕となる。鱒を買はずば定めて今に知らるゝ事はなかるべし。公儀の御政道も不行届にして、至つて鈍きものなり」とて、嘲り笑ひぬると云ふ。又「是迄賊をなし、押取又人を殺害せしこと如何程なりや」と尋ねらる。「年來の事故、其數限なし。され共人を殺害せし事なし」と云ふ。是迄強盜をなして押取せし處々家々の名を吟味有るにぞ、女は笑を含み、「賊をなして人家

女賊公儀
の不行届
を嘲る

へ押入る者、大抵富家にして、金銀多くあらんと思へる家へ押入りて、財寶を奪へる事故、素より其名を知れる先々に非ず、何の故にか其町處其家名等を知り辨へんや。少しも用なき事なり。左様なる馬鹿々々しき事御尋御無用」と云ふ。「然らば是迄多くの金銀を奪取り、如何やうなる事に遣ひ捨てしや」と尋ねらる。「是迄奪取りし金子は多くは貧人へ施し、又難澁にて借らんといへる者にも之を借しぬ。借らんといへる者に遣らんといへるも如何なれば、其言に任せて貸しぬれ共、借すといへるは只名目のみにて、元來富家の金銀たゞ取來れるなれば、始より遣る積りなる故に、其人々の處も名も知らず。書付など取りしは一人もなし。例へ如何程嚴しき責に遭へれば逆、此外に申す事なし。早く死罪に行はれよ。素より覺悟せし事なり」逆、其後はいかなる拷問に掛かりても、口を閉ぢて一言の答もせざりしと云ふ。されど手下の者共嚴しき責に遭ひて、何か白狀せしと云ふ。六月に至り、引廻し獄門となりしと云ふ。至つて手強き女賊にて、大に評判す。此者の手下なりし男女の賊共大坂へ出で來り、死あばれにあばれ廻れる故に、盜賊至て多く、騒々しき事な

りなど、専ら風説せし事なりし。

尾州名古屋何町とやらんに、香貝物を商ふ人と吳服屋とやらんと、二軒共至つて欲深き商人有りて、其利強き事甚しく、諸人之を悪まざる者無しと云ふ。されども左様に利強き者共なれば、二軒共に至つて勝手向宜しく、金銀多く蓄積すと云ふ。七月十四日の事なりしが、徒士一人此家に七十五匁の拂あるにぞ、之を拂ひに出で來り、銀子を出し、七十五匁の拂なれ共、五匁丈は負けになしくるゝ様にと、之を斷りぬれ共、一向に之を聞入れず、數押して斷りしかば、「決して一錢もまくる事はなり難し。然らば其五匁の銀子夫程はしくば進んずべし」と云ひしにぞ、其士大に憤り、「買物の直を直切るは相對の事なり。我は上より御扶持切米を給はる身分の者なり。其方共の合力を受くる身分に非ず、不埒の言を申す者なり。今は負くるに及ばず」とて、七十五匁速に拂ひ、「今日は用事有れば重ねて思ひ知らすべし」とて、其場を引取りぬ。十六日に至り、一統に精靈送りする事、世間一統の事なるに、町家にてても此兩人を悪まざる者兼ねてなかりし事なるが、此度何れも申合せて、兩人の

表へ精靈送りなし來りて、山の如くに積立てぬ。内より出でて之を制すれ共、數百人の事故力及ばず、門を閉ちて密み居しに、士千二百計り何れも手拭にて其面を包み、手々に棒・斧の類ひを持ちて兩家の門を打破り、家財・雜具は云ふに及ばず、家・土藏迄も打碎くにぞ、町家の者共大に悦び、何れも是に加勢し、數萬人の人数にて大あばれせしと云ふ。家内の者共命からぐ、逃去でて、早々上へ訴へ出しかども、兼ねて不評の者共なる故、何者がせし事共知れざる由にて、事濟みしと云ふ。百姓共の潰ちせる事は珍らしからざる事なれども、士の徒黨して町家を打潰せる事は、世間にも稀なる事なりと云へり。

丹州柏原織田家騒動の一件

當戊六月二日九つ時頃、脇坂中務大輔様表御門潜りの方より、婦人一人素足にて駆込み、「主人一命に掛り候大事、御助け可被下候様奉頼上候。委細は口上にて可申上候へ共、先づ荒増は願書に相認め候由にて、西の内紙にて書認め、上包美濃紙折懸にて持參仕候に付、先例の如く取扱ひ、自分參上の間へ入置き休息申付け、番人

其外諸事手當御座候。極内願の趣は、主人先々代出雲守様御嫡子織部様、公儀御目見も相濟み御勤の處、年過ぎて御死去被成候に付、御次男大學頭様を以て御嫡子に被成、先代山城守様と申候處、御實子様御二方迄御座候へ共、是を差置き御舎兄様への御孝心の儀に被思召、右織部様御子を以て御順養子に被成候處、無程御家督御譲り山城守様も御隠居に御座候。當近江守様は如何思召候哉、御養父山城守様御實子御二方御懇にも被爲在候へ共、皆廢人逆何の御沙汰も無之、御實子を以て御嫡子に御願可被成御内存にて、兩三年前々内工相催し、松平伯耆守様御家老河村又左衛門殿を以て内望相催候へ共、兎角御隠居山城守様御部屋おほの殿事不承知にて、品々理を盡し御諫め被成候事故、御内巧の妨に相成候逆、御勝手向に事寄せ、御在所丹波國柏原表へ追登せ候思召に有之候處、此儀は難澁の由にて、此度は權威を以て押して可申逆、伯耆守様御下地なれば、來春正月中には早々御國元へ罷登り可申由、若又及故障候は、首に繩を付け候ても引立可申由、嚴密に被仰渡候段、無是非も仕合、全く柏原表へ追登せ候後は、非業の死亡も可仕。眼前の様子内々風

聞承り候上は、主家の大事、主人の存亡、不容易企、寢食不被仕、卑女の身分にて對御上恐多く奉存候へ共、不得止事御訴訟奉願候。

右一條に付、御用人共より松平和泉守様へ參上仕り、御内々相伺候處、此儀水野越前守様へ相伺候様御指圖故、直に罷越し前文の通り相伺候處、何れも御主人様御殿の御事故、早々可申送御報は是方可申述旨御挨拶に仍つて、夕方御切紙にて家來召出し、使差遣候處、無程越前守様方御直書を以て、右の一條は兩三年前々内々流布も有之、則ち大切の一件にて候へば、不成等閑明日登城の上、御用部家へ御差出可然哉と思召候。右婦人儀は御手厚被取扱御尤の由、被仰進の御切紙差出、使の儀は公用方物書心得違にて差出候由、右切紙の儀は取戻し使差遣候へ共、御留守居添役體の仁御掛合にて取戻し候由、翌三日登城の節御用部家へ御持參御列座、御内意有之、同四日夜五つ時過、御切紙にて家來召出し右の一條、未だ睨と致候事も無之哉、寛宥の御沙汰被申聞、急度家事穩便に取計可然様被仰渡候。

山城守妾ほの六十 かの召使しま三十 しま宿神田富山町二丁丸屋小右衛門 目代地主革足袋商賣

五月廿五日

織田近江守家來家老代用人 岡田五郎左衛門四十 佐々敬象六十 大目附榎田慎輔 高山八郎兵衛三十

留守居添役 田村要右衛門四十

右於評定所一通尋の上揚屋へ入、出牢の心得を以て有馬其太郎へ御預被仰付、寺社奉行牧野備前守・大目附神尾豊後守・町奉行筒井伊賀守・御勘定奉行深谷遠江守立會、紀伊守申渡候。御目附柳生伊賀守罷越。

岡田五郎左衛門 佐々敬象 榎田慎輔 高山八郎兵衛 田村要右衛門

右の者共今日評定所に御呼出に付差出候處、入牢の心得を以て、吟味中有馬其太郎へ預け申渡候段、附添差出候。家來の者へ申渡候段家來の者へ申渡御座候。此段御届申候。

織田近江守 生駒主鈴

京都町奉行所へ御呼出の上、彼地にて被召捕、道中網乗物にて五月廿七日著、同廿八日出評定所揚屋へ入、同廿九日御預け。

松平伯耆守五月廿六日登城無之 右一件御用掛り水野越前守

封廻狀

織田近江守江守召 しま・居近江守養父隠 山城守妾ほの 尋の上大和守家來へ預け差返す。織田近江守家來家老 生駒主鈴

尋の上森肥後守家來へ預け差返す。同家來家老 岡田五郎左衛門・佐々敬象大目附 榎田慎

輔・高山八郎兵衛留守居助 田村要右衛門。尋の上有馬其太郎家來へ預け差返す。頭組

佐美茂三郎頭組兼勤 富本卯兵衛目附 加納幸六郎、尋の上揚屋へ差遣す。神田富山家

主七左衛門同人女房 かのよ。尋の上町役人へ預け差返す。

六月七日

六月下旬の頃なりかと覺ゆ、酒井大和守殿へ御預となりし處の、柏原の囚人自害せしと云ふ。同じき頃松平大和守殿へ御預となりし大鹽掛り平山助右衛門も自害せしと云ふ事なり。

八月七日、夜三更上町出火、家數二十五軒計り焼失。七月下旬より此節に至るまで寒氣至つて甚しく、布子を著するになほ寒き程の不順の氣候なり。米價百二十五六匁位。十五日晴、今夕月蝕。

九州中國の不作

豊後國明礬山より水溢れ出で、至つて洪水の由。筑前國洪水にて、蘆屋邊三萬石計りの處溜水一丈計り、六月より七月にかけて田畠一面に浸りし事故、水引きて後稻株腐りしに、其腐りし株よりして新芽を生じ、穂を出す。其實入大抵七分作位の事なり。是等すら此の如き事なれば、九州より中國筋すべて七八分の作なりと云ふ噂なり。されども近年米價高直なる故、何れも身分相應に米を貯へぬると、諸侯にも近年は世間騒々しく、折々一揆亂妨等の事、杯國々に有りぬる故、少し其心構も有りぬるにや、何れも米を貯へ持てる事と見えて、長州萩の城下にて白米一升百六十文、長府の邊にては百三十八文なりと云ふ事なり。

廿三日未明より雨、夜に入り風雨烈しく終夜止まず。米價此五口前には百十五六匁位に至りしに、次第上りにて百二十匁位と成り、一石の米を求むれば百三十目餘

大なる蜂の巢

に成る。之を白米になす時は百五十文餘に當る。益後よりして堀川の砂持又々大はずみにて、近來に至りては身廻り行粧、天神御靈等に異なる事なく、戎島よりは神事に出す處の人形船を飾り、囃したて行きぬる杯けしからざる事なり。廿四日曇未の刻より雨、先達てより福島上の天神の宮へ蜂巢をかけしに、玉子形にして高さ一尺廻り二尺八九寸計り、又高松の屋敷山本半九郎能舞臺にも同様に巢をかけぬ。之は天神の巢よりも少々大なり。山蜂の里に出でて巢をかけし事、是迄大坂杯には古來よりなき事なれば、大に之を珍らしがりて、見物群集すること日々に甚し。之に依つて天神の社内にては見せ物・力持等を始むる程の事なりし。又西の宮蛭子の社にも同様に巢を作りぬる故、之も珍らしがりて大勢の見物絶えざりしに、廿四日何れより出來りしやらん、大なる山蜂數百其巢を破らんとするにぞ、巢中の蜂悉く出でて之を破られじと争鬪すれども、之に敵し難く、外より來れる一羽の蜂に十計り掛りて挑み戦ふと雖も、悉く整殺されて之を防ぎ難く、殘る蜂皆散亂して巢を十分破られぬ。同廿五日上福島天神の巢も同様の事にて大戦有りしが、之も仰山

山蜂の鬪争

に喰殺されて巢を散々に破らる。其邊の人々大勢來りて、外より來れる山蜂を多く打殺せしかども、之を事ともせず十分に巢を亂妨し、悉く飛去りしと云ふ。予も其噂を聞きし故、其後通り掛り之を見たりしに、巢は大に破られ、蜂の死骸其邊に散亂し、奇怪なる有様なりし。九月朔日辰の刻微雨、午の刻止み、未の刻より再び降、夜に入り止まず、二日曇、時々雨、昨年七月五日能勢郡亂妨の者妻子餘類御呼出と成り、悉く手軽く御免有り。

江戸作割の寫九月六日

江戸作割
五畿内六分、東海道六分、東山道五分、北陸道五分、山陰道五分、山陽道六分、南海道六分、西海道五分
奥州三分六厘、關八州五分九厘、平均五分四厘七毛

十五日晴、今夕大鹽一味の者の内、肥後御預りの者共到着す。十八日快晴、今日大鹽を始め其黨何れも御仕置有る。

大鹽一味の處刑

與力大鹽平八郎・大鹽格之助・瀨田濟之助・小泉淵治郎同・渡邊良左衛門・庄司儀左衛門・近藤梶五郎攝州吹田村神主・宮脇志摩般若寺村庄屋・忠兵衛年寄・源右衛門百姓・傳七猪飼野村百姓・司馬三助木村小路村醫師

文藏阿州守口村百姓・孝右衛門門真三番村百姓・郡次同・九右衛門弓削村七右衛門事・利三郎無宿・正二郎・以上十八人鹽

漬死骸御弓奉行組同心・竹上萬太郎以上十九人、於飛田磔平八郎・三平、於千日被獄門平八郎・今川弓太郎永牢。

瀨田濟之助・竹上萬太郎其外被刑候妻子存生の分、何れも助命にて重中輕追放。

大西與五郎・遠島。同倅善之丞中追放・美吉屋五郎兵衛存生に候はゞ獄門。

五郎兵衛妻つね存生に候はゞ死罪。重中輕追放四十餘人。此内にて三人改

新に手所カ・九十餘人切拂、百六十人無事に御免。美吉屋五郎兵衛娘押込にて家に別條なし。

油掛町年寄五人組等過料にて相濟候由、尙委しきは別記に詳に記す。十八日

には大坂市中は云ふに及ばず、近國よりも大鹽の御仕置見んとて大勢出來り、其群集せし有様目を驚かせし事共なり。

怪我人多く有りしと云ふ。予も見物に行きしが、十九人の磔、十八人は死人にて、漸く竹上一人存命故、甚だ間抜けし事なりし。

昨年七月能勢川邊兩カ南郡騒立候一件、當九月二日御戴許。

遠藤但馬守組同心本橋岩治郎、遠島。其餘山田屋今井等の妻子何れも無御構

御免。攝州鉢山村頭百姓定右衛門、右徒黨の者より廻文相廻候へ共、人足不差出

候に付、爲御褒美銀七枚、其身一代帶刀御免、苗字永々相名乗旨被_レ仰渡。

當年も違作の趣申立て、十六七日の頃迄には肥後一國(石カ)百三十八匁の相場と成り、次

第に上りにて當年も二百位になるべし杯、専ら風説をなす故に、嚴しく御觸有りて忽ち十匁計り下落す。され共一石の米を買求むれば、百四十匁位も出さざれば手に入れ難し。肥後杯にては是迄米仰山に圍ひ置ける事故、當年出來せし米を取入る場所なき故、追々當所へ積登せぬる米、悉く一昨年の古米なりと云ふ事なり。

水戸侯御家來へ被_レ仰渡候書付の寫

巳年申年兩度の凶作にて米穀共乏敷候處、此氣候にては此上何共難計、萬々今年凶作に候へば、國中土民扶助如何せんと、日夜心思を苦しめ候。天地の變災は人の力に不及候へ共、人は萬物の靈にて有之候へば、上下一致いたし候て人事を盡し候へば、其心天地に通じ變災も甚しきに至らず、變災不止とも人力を盡したる上にて、上下諸共飢に及ぶは天命なり。君子は民の父母と有之候へば、假初にも國中數十萬人の父母と仰がれ候上は、爭か子飢に迫るを見るに忍びんや。是に依りて今

水戸侯の御觸書

日々七日の間精進潔齋して、鹿島(香取カ)□□吉田等へ五穀成就萬民安穩の大願を立候へ

ば日々平世の食を用ひ候ては恐懼の事故、我等を始め一同今日方粥を食し候。上は天の怒を慎め、下は民の患を救ひ候心得に候。此上何程凶年にては、國中の米穀にて我等の食物には差支無之、又粥を用ひ候逆餘りたる米穀國中の濕ひにも不_レ相成候へ共、重役始め國中の人我等の心を推察致し、人々心次第に米穀を餘し候は、國中の飢餓の民は無き道理、例へば爰に兄弟十人有り、一人は富貴にて珍味美食を用ひ、二人は相應の勝手にて十分に飲食す。二人は平生の食を用ひ、其餘五人は飢ゑて死なんとする時、初の五人己々の食を分け、十人共平生を惡しき飽食を用ひ候はば、十人の命全かるべし。我等愚なる身にて國中土民の父子となせば、國中の土民は相互の兄弟同様に思ひ、貧しき者は儉約して、富める者は我獨富ます、一粒宛も餘して世の中の濕ひに相成候様心置候は、國中に飢民有_レ之間敷候。貴賤上下によらず心あらん者は、夫々其處の鎮守氏神へ實意を以て五穀成就の願を込め、一粒宛も食餘し一人をも助けんと志し候様致し度き事に候。

六月三日

近來米價次第に高くなりぬる故已に當十一日御觸有り

米價騰貴
と賣買の
取締り

米價の儀當春已來追々引下り候處、土用前後不順の氣候にて人氣相動候故哉、又候直段引上げ候。去年作方宜しく、當年迎も氣候見競候ては、存外出來方宜しく相聞え、新穀入津も相進み物澤山に有之候處、拂底にも可至との人氣にて、買持ち居候分は不賣出、猶買持候様仕成候者有之候に付、糶賣に相成り彌増直段引上げ候哉にも相聞え、以の外の事に候。堂島米方へも精々申渡置候事に候へ共、搗米屋を始め米賣買に携候者共、素人にて一己の利徳に不抱、時節を辨へ直段引下げ候心得を以て賣買可致候。此上にも高直に可相成と見越候て、占賣又は多分の買方致し候者有之候は、無用捨召捕急度可及沙汰候。右の通三郷市中不洩様可申聞候事。

其後も引續度々御觸之有候へ共、米價次第上りにて無上むじやうに高く、肥後一石百三十八匁、小賣米一升に付百四十八文より六十八文位、土用前より土用中雨天續きにて北

國大しけ、米穀皆無なるべしなど相場あはれの者共風説をなして、大に人氣を狂はし米價次第上りになりぬる程の事なるに、此節越後古千谷より本町吳服屋、中屋善兵衛方へ申來りし彼地の相場付を見るに、米四斗四升俵、代金二步二百文。大豆小豆六斗にて金三步と云ふ事なり。大坂の直段に比すれば至つて安き事なり。只何事に寄らず一つとして善き噂をなす事とはなく、専ら惡説を云ひ散らし、諸人を苦しめて己を利せんとす、姦商の所業憎むべし。

佐渡の一
揆

八月佐渡國へ御巡見御渡海これ有りしに、一揆起り御巡見を追散し、奉行所を打潰し、御奉行擒にし大騒動に及びし故、榊原式部大輔台命を蒙り渡海ありしと云ふ。同じき頃京都明暗寺に虚無僧共大勢徒黨をなし、甲冑弓鐵炮を多く用意し、甲州の虚無僧寺明安寺乎を攻潰しに行かんとての事と云ふ。

京都明暗
寺虚無僧
一揆

又一説に、遠州濱松の普大寺を攻めんとて、徒黨せしとも云ふ。こは西三十三箇國は明暗寺の支配、東三十三箇國は甲州の支配なる故、雙方共近江國に出張所之あり、互に虚無僧共を其支配地に入るゝ事を禁ずる掟なるに、其法度を破り、互に他の支配地を修行せんとす。是に於て前々より度々喧嘩をなし、動輒やうりやうれば虚無僧

を打殺すと云ふ。虚無僧共東國より西國を巡らんとすれば、京都明暗寺の弟子となり、其本則を受けざれば巡る事能はず。西國の虚無僧も同様の事なり。されども互に其弟子となれる事なり難き掟なる故、之を打殺し、其宗具を奪ひ取りて之を著用し、六十餘州を無事に廻國して引取りぬれば、虚無僧仲間にての面役となりて、大に出世する事なりと云ふ。此故に少しく手覚えある強勇の者共は、何れも其事を志す故、江州に於ては古來より度々大喧嘩をなす。され共いつにても東國の者強くして、され共西國の者共不覺を取りぬるにぞ、年來の遺恨堪へ難き所よりして、かゝる催をなせしと云ふ事なり。され共何時にても京都明暗寺下の者共不覺を取りぬる事故、其恨み重りぬる所よりして、斯かるもくろみをなせしと云ふ。然るに徒黨の中にも公儀を恐れぬる者有りて密訴せし者有りて、未だ其事に及ばざる已前悉く御召捕に相成りしと云ふ。虚無僧寺へ踏込み大勢御召捕となりし事、古來よりして其例あらぬ事なるに、悪徒等の所行によりてかゝる事に及びしは、心地よき事なりと云ふべし。

所司代の
惡徳と町
奉行の貧
民救助

所司代間部下總守は至つて貧乏人なり。京都洛中・洛外の差別なく、身代宜しき町人共へ悉く私の用金を申付け、不法に取立てんとするにぞ、何れも之を患ひ、市中至つて淋しき事なりと云ふ。偶々花見・遊山等に行きぬる者など見當りぬれば、役人其跡を附來り、町所・名前等を書記し、直に其者を呼出し直に用金を申付けらる事なりと云ふ。市中一統大に困り入りぬると云ふ。近來打續き米價高く、困窮の者多く變死

する者夥しきにぞ、町奉行より嚴しく困窮せる者共の取調べありて、仁慈の御取計ひ之有るにぞ、自ら町々にても是等の者を救助するに至る。此故に奉行の評判は至つてよろしく、所司代の評判至つて悪るし。

早春より下關・宮島等にて、大坂騒動の事を作りて劇場せし者共、悉く召捕られ入牢せしと云ふ。さも有るべき事なり。

十一日晴、米追々登りぬれど、其價彌高きにぞ、下直に商ひをなしぬる様にと數々御觸有り。又酒屋仲間より昨年は三分一の仕込なりしより、當年も米價高き故尙ほ其仕込を減じ、當年は四分一の仕込になすべしとて、此度は下より願ひ出でしと云ふ。され共米價下らざりしが、嚴重なる御觸有りし。一日二十匁計り下りし事有り、され共下りしといへる名目計りにて、肥後一石百四十匁も出さずれば手に入れ難し。十五日曇、未の下刻少雨直に止む。初更梶木町御靈筋出火、直に消火。(頭書十月十三日江戸麴町出火、春來兩度の火事に燒残りし處、大方燒失せしと云ふことなり。)

九州・中國筋其外諸國共米價高く、百四五六十文位なり。されども肥前鍋島の領中

計り、百文に商ひぬる様に上より定められて、至つて穩なりと云ふ。これ全く田久美作が善政なるべし。

十九日晴、初更江戸堀二丁目に失火有り。直に消火、近來所々に少々宛の失火付火等あり。又盜賊も大に徘徊し、處々に押入をなし、又喧嘩等にて人を殺害する事度度、所々方々に有りと云ふ。

米價調節
占買占賣
惜の禁制

近來米價高直にて、當春已來は追々引下げ候處、土用前後不順の氣候等にて人氣に障り候哉、去年作方宜しく當年迎も氣候に見競候へば、存外出來方宜しき由の處、夏已來又々直段引上げ候に付、引下げ方の儀其筋の者は精々申渡候事に候。追々新穀出來物、澤山に可相成儀と拂底にも可至。此上直段引上げ可申抔との見越を以て、餘分の米は不賣放と彌増買持候様仕成候者有之候ては、心得違の事に候。銘銘安堵の致渡世候冥加存すべく、米價賣買に携り候者は勿論、百姓素人に至る迄、如何にも直段引下げ候様力の及候丈は、賣買方勘辨可致候。一己の利徳に占賣又(買カ)は多分の買持等致間敷候。

一、酒造の儀、去る酉九月相觸候通、追々及沙汰候迄、彌三分一造の積可相心得儀は勿論、ちとごめ米買入の筋、掛米と唱候分を一時に買立候ては、自ら糶買に相成り直段引上げ候筋に付、其程を見計ひ追々に買入れ、直段に不障候様勘辨の掛引可致候。右の通無違失可相守。米價高直にては諸民及難澁候儀を相辨へ、専ら世上融通合を心掛け、平等の賣買可致候。若し利欲に拘り、如何の筋候は急度可令沙汰候。右の通三郷町中可觸知者也。

九月十七日

當九月口達を以て相觸れ置候通り、夏以來の氣候に見競候へば、存外新穀實入宜しく、追々諸藏廻米并納屋物に至り候迄、夥しく入津有之物澤山に可相成、人氣に於ては古る米穀融通危ぶみ、今以平常の相場に立不還、小賣米等高直にて諸民難澁の時合に候故、當年も先づ三分一造居り被置候に付ては、一廉人氣も引弛む筈の處、兎角米穀可及拂等、素人共に至る迄見越の懸念を生じ、彼此人氣を募し候は以の外の事、然る處三郷酒造屋共儀、數年安堵に渡世致し候御國恩の冥加を辨へ、當年の

酒造高四分一造致度旨願出で、此外攝河・播酒造屋共も追々同様申出候模様相聞候上は、愈々以て堂島越年米は存外澤山に可相成は勿論、莫大の食料も彌増候事に候間、方々末々の者迄安堵致し、素人は多分の石數買持候儀は致間敷く、若し心得違の者於有之は、無用捨召捕、急度可及沙汰候。右之趣三郷町中不洩様可申聞置事。

十月

近年當表へ入津の諸品不廻著の趣にて、諸問屋共追々及衰微、攝州兵庫の津又は泉州堺、其外最寄浦々にて廻船の者荷物直賣等多き故の儀に相聞候に付ては、沖取・川内相働候上、荷船・茶船運賃の儀、前々々規定も有之候處、右船方の者共猥に相心得候哉、運送の遠近に付け迎高場安場杯と唱へ、定式・汐待常水にても川水濁候へば、水増と唱へ運賃定の外色々名目を付、米銀増方爲差出、其上日脚あしも有之時刻積泊候由を申し、泊賃を貪り、猶又洪水の節は二人乗・三人乗・五人乗と出水の多少に應じ、舳乗賃等別段米銀乍乞取入夫を減じ、積廻り候所業有之由、廻船の者又は荷

物價調節
と運賃の
制令

請致し候者迄も、右等の諸掛り運賃へ盛込み取引致し候故、自然と諸品直段糶り上候仕儀に相成り、荷主共は運賃高下の損益を量り、當表入津の船々終には他所へ積廻し、諸品賣拂ひ等致し候様成行き、諸問屋共衰微のみに無之、土地一體の盛衰にも拘り不容易次第にて、上荷船・茶船の者銘々欲心に耽り候儀迄相聞え、既に米穀高直の年柄打續き、諸人及難澁居候時合をも辨別不致候仕方にて、不埒の至に候。上荷船・茶船運賃の儀は、前書の通り規定も有之、貪がましき筋申聞候儀は有之間敷筈に付、其筋の者へ巖しく取締方申渡置候間、荷主は勿論、荷受等致し候者并遠國取引の者は、右の次第年寄等へ相廻し、當表入津・廻船も聊無掛念廻著の上、都會の古規を不取失様致し度き事に候條、諸荷物船積取計ひ候筋は、最寄働場所船持共へ篤と引合、運賃取渡可申候。萬一雇入候船頭かこ水夫共の内貪かましく、かさつの儀有之候は、其者召連、月番の奉行所へ可訴出事。右之通三郷町中不洩様可申聞候事。

十月

當十五日初更、梶木町天川屋長右衛門町年寄と申す者の納家藏出火、之は折節藏の普請をなし、大工手傳の者共焚火をなせしが、其火の仕舞不行届の故に燃上りしと云ふ。天川屋長右衛門事、近來不如意の事故、先達てより隣家なる己が借家の小家に迫塞し、本宅は明家なる故、家人も更に心付かでありしと云ふ事なり。一兩日已前より、長崎御奉行久世伊勢守殿當著にて、過書町銅座に滞留なり。かゝる折柄の近火なる故、早速に東西兩町奉行堀跡部兩人共馳付けられ、其外町火消諸藏屋敷等よりも大勢馳付、與力同心其外四箇の者共頻に鐵刀を振廻し、往來の者を打拂ひ、銅座屋敷は其固め別して嚴重の事なりし。有栖川宮役人と東町奉行組下與力萩野庄助と爭論の事らざる故再びこゝに有りて、大變を引出す。前に略記すといへ共、其事詳な出記すものなり。元來大坂に於て、宮様の御屋敷といへる事は、古來よりして其例なき事なりしに、大川町兩國橋の邊に、大西屋金藏といへる至つて貧窮にて、其日を暮し兼ねる程の難澁人にて、やゝもすれば飢餓に堪へ難き事故、其所の住居もなり難くして、西國にや行かん、京都へや走らん、杯大に狼狽し、破れ著物に尻切草履にて、淺ましき有様なりしが、此者の兄に鎌田碩安といへる醫師、京都姉小路に住居して、

東町與力
萩野庄助
と有栖川
家役人と
の争闘

藏醫者鎌
田碩安

有栖川宮の御家來分なり。此者世間にて云ふ大山師なり。此者享和・文化の頃は至つて貧困し、誰有りて彼が治療を受け候者もあらざりしかば、暴に寺を改宗し日夜六條なる本願寺へ參詣し、心にもあらぬ念佛を唱へ、一向專修の信心者の様をなして六條參せし愚蒙にして、何の辨別もなき相應の身元なる婆々・鼻をたらし込み、講中の睦びをなし佛法信者の様をなして、多くの人をたらし込み、年若き醫師なれども至つて有難き御方なりと評判せられる工夫をなし、法談坊主の説法の如きは、少しく辯才ある者はいと易き事なるに、彼は元來醫業にて山子せんと工みぬる程の者なれば、少しくは文字もありぬるにぞ、門徒の法談位は物の數にもあらざる故、口に任せて有難咄をなし、涙を流して様子振りしかば、婆々・鼻の類ひ之に隨喜し、有難き醫師なり。鎌田殿々々として之を尊敬す。本願寺又俗家にて、彼等が勤めぬる御再講・報恩講杯いへる席には遠方迄も參詣し、病人有る咄する人ある時、頼まざるに其家へ見舞ひ診察して藥を勧め、己が治療にて死する事あれば因果因縁を説き悟し、佛前に向ひ誦經して歸る。此山大に當りて後には志を得て、鎌田碩安と世間

に名を知らるゝ様になりぬ。され共少しく心有る者、彼が所行を笑はざる者なし。山子の中にも至つて拙き業と云ふべし。彼大西屋金藏といへる謠曲屋素より之と兄弟の事なれば、其手筋よりして有栖川宮へ取入り、大坂なる謠曲うたひの弟子共の手筋より、富家の町人共を取込み、名目にて借し付くる銀主を拵へ、之を山子の種にして、大坂に於て宮の御屋敷を建てんとす。此事處々の町々に賣家有りぬる事なれば、之を談じて其家を買求めんとすれ共、宮の藏屋敷故、其町毎に年寄町人、後年の患ひ町内の迷惑を思ひ計りて、何れも之を諾ふ者なきにぞ、大西屋金藏も其山八九分成正難きを患ひしと云ふ。爰に今橋筋の西に當りて、齋藤町といへる世間無類の名高き町有り。其町方一町にも足らざる小町なれども、纔か三十年餘りの間に、米屋佐兵衛といへる町年寄役を勤めぬる者の妻、其町の髪結と不義して其夫を呪咀殺ひさんと、藁にて人形を造り、幾所にも釘を打込みて之を己が家の神棚に隠置き、又庭前の櫻樹に幾所ともなく之にも釘を打込みしかば、其櫻も之が爲に枯れ果てぬ。是等の騒にや主佐兵衛氣拔の如くなりて、終に死失せぬ。又妾腹の娘

米屋佐兵衛妻の悪謀

米屋佐兵衛手代の狂言自殺

一人、其頃七八歳位なりしを浴場に入らしめ其戸を固く閉し、之を煮殺さんとせしに、其家に召仕へる下女之を憐んで、之を助け出せしと云ふ。かゝる有様なれば其悪事大評判となりて、其女髪結の兩人忽に召捕られ入牢せしが、髪結は牢中にて病死して、其女は遠島となりぬ。其跡娘一人、手代兩人、下男、下女等にて居たりしに、主なる人としては幼年の娘のみなれば、手代の内に欲心を生じ、私欲せし者有りて、朋輩の有りては己れが邪魔になりぬる故、之を遠ざけぬるにぞ、此者之を憤り、其悪事を一々に書記し、己れが腹に少しく疵を付けて、切腹して死せんとする状をなし、苦痛に堪へ難き様子をなすにぞ、下女、下男大に膽を潰し、早速近隣へ走りき之を告げしかば、町内騒立ち公邊に訴へしかば、早々檢使有りて兩人共町預けとなりしが、程經て公邊よりして夫々に御裁許あり。悪しき手代は追放となり、切腹せし者も御咎を蒙りしと覺ゆ。其後に至りて娘も追々に成人し、泉州石津の邊とやらんより養子來りて其家を相續せしが、間もなく先佐兵衛跡役の年寄死去せしに、斯かる大變有りて、公儀の御仕置蒙りし家に養子となりて其間もなきに、此者又年

寄役となる。之にて其町に人無き事を知るべし。され共此人其器量にてもあらばまだしもの事なれ共、素より菽麥だにも辨へる事の成難き位の人物なり。をかしき事と云ふべし。斯かる稀代の年寄なれば、世間にて一統に忌嫌ふ所の宮の屋敷を町内に引受けぬ。古今未曾有の事なりし。譬へ年寄此の如くなりとも、町人其の内にてせめて一兩人も思慮ありて、後難を思量れる者あらば、年寄いか程に思ふとも成就すべき事にはあらざるに、之にて其町に人なき事を知るべし。斯かる町柄を見込み、幸に其町に伊勢屋藤助とて、大西屋金藏に謠の弟子あるにぞ、此者に頼み同町に住める堺屋源兵衛之は口入にて年寄佐兵衛が隣家なり。といへる口入を取込み年寄たらし込み、島屋利右衛門借金だらけにて貧困に迫れるを見込み、只世間一通なる賣買にては、大抵五十目の家ならば、二三割も其値を高價になして、其味を見せぬるにぞ、町役人共迄其汁を吸はんと思ひて、忽に其相談整ひて十三箇年前に出來す。大西屋金藏鎌田掃部と改名し、留守居役となりしが、此者は斯かる山子を思ひ立ちて、仕當てぬる程の器なる故、大に人和を得、又餘り權威振らざりしが、其餘京都より出來り

有栖川藏
屋敷留守
居の不禮

し侍、其外新抱の者共宮の威光を笠に著て、商人の天窓あたまを打割り往來の者の無禮を咎め、之を屋敷へ引立來り散々に打擲し、又出火の節には宮の印の高張灯燈を燈し、人夫を引連れ火事場へ到り、往來の人を打擲し、又町内の若き者共を屋敷へ引込み博奕をなさしめ、之が爲に大に難儀をする者少からざりし。亦大坂豪家の町人共も、近來諸侯多くは不實をなし、町人を騙だまし金を借入れ、其儘に其金をへたり、町人共に難澁をかけぬるにぞ、何れも此屋敷へ取込み、宮の名目にて諸侯へ貸付をなす。之に依つて大に勢を振ひ、調連講を催し其金にて米の買占をなす。其買占の事専ら世間にて風説ありと雖も、宮家の留守居故、近年の年柄にて公儀より頻に米買占の御吟味あれども、彼が事は町奉行にも宮家を憚れる故にや、少しも其調べ無かりしが、掃部も昨年病死して、其子修理其跡を嗣ぎて留守居となる。此者は年若きにぞ、其元をも打忘れ宮の威光と己れが富貴なるに任せ、大に權威振る事なりし。鎌田碩安は修理が爲には伯父なり、此者子無かりしにぞ、他家より養子をなせしに、年六十に及んで下女に手をかけ、男子を産む。之より其小兒を愛し、下女に惑溺へる

處よりして、自ら養子と不遇に成りぬるにぞ、六十に餘れる年に至り、小兒下女を引連れ大坂へ下り、始め貸座敷に在しが後、中の島に借宅し、頻に門徒坊主を引入れ法談せしめ、大に人寄をなし、其名を賣りて醫業を弘む。鎌田修理伯父甥の親しき間なるに、己が身を高振る處より年始の禮に彼が處へ行きけるに、三十間も手前より若黨を走らせ案内を乞ひ、其身取次に對し、「鎌田修理年頭の御祝祠申す、宜しう」と庭にて言置き立歸りぬ。山子碩安も彼が其元を忘れ無禮なるを憤り、外にて之を吹聴し、伯甥の間なれども憎き奴なりと云ふ、され共不快の様子なり。之等の事にて彼が人柄を知るべし。梶木町の出火に大勢の人足を引連れ、火事に隣れる加島屋作兵衛が支配人、加島屋藤八と云へる者の宅に到り、此者の家を宮の御紋付の高張灯燈立てさせて、人足にて是を固め、往來の人を拂ひ、町奉行の火消人足迄打擲す。之に於て東町奉行跡部山城守組下の與力萩野庄助と云へる者、藤八方に出來り、「宮の人足非常の場所に用事あるべき事なし。邪魔になりぬる故早々引取るべし」と云ふ。鎌田が答に、「當家には宮より大切なる書物を預か置ける、故、夫れ

鎌田修理の傲慢

調達講の仕置

を守護の爲に罷越したり、引取り難し」と云ふ。萩野が云ふ「有栖川の宮より町家の者へ大切の書類御預け有るべき道理なし。され共萬一左様なる事にて之あらば、一應奉行所へも御届け之有るべき筈の處、其儀なし。其書物とはいかなる書物なるや」と問詰めしにぞ、「御殿御修復御手當調達講の帳面類なり」と答ふるにぞ、「調達講公儀御法度の事にて、是迄厳しき御制禁の御仰渡され有る事なり。故に宮に左様の事なさるべき様なし。夫共に其御催之あるに於ては、一應奉行へ御達も之有るべき處其儀なし。何分にも左様なる事に携る段、藤八不埒なり」とて、直に會所へ引立行き段々吟味し、「直に入牢申付くべき奴なれ共、老人にて病人藤八吟味嚴かりし故、大に驚き會所にて、氣絶せしと云ふ。の事なれば、所の者へ急度預け置くべし」とて、家内は付立となる。夫より京都有栖川宮へ町奉行より聞合せ候ひしに、「いかなる事にや左様なる事なし」との答なりしと云ふ。此故に藤八宅に在る處の調達講の書類御取上になりて、之に携れる者共悉く召出されぬる様になりぬ。鎌田は總會所預けとなり、玉水町にて百足屋太右衛門・加島屋安兵衛・手代庄兵衛、大川町にて庄田藤助、平野町にて平野屋甚右衛門、

江戸堀一丁目にて加島屋市郎兵衛同人別家加島屋萬助、布屋町にて有栖川屋敷守吉田屋源次郎、何れも夫々の町内へ御預けとなる。講の帳面類をば奉行所へ取上げとなり、其御調べ有りて、其講世話方の者は云ふに及ばず、講に加入せし者迄一御吟味となるにぞ、其掛り凡六百人餘りなりと云ふ。加賀屋藤八は此一件に付き家財付立の節、御法度に背き斯かる米價高き折柄なるに、米切手多く買占め置きぬるにぞ、別段講の外に二三箇條の罪を増しぬる由。有栖川宮御屋敷には諸大夫兩人も下り來りて、騒々しき事なり。此屋敷の名代は大西屋金藏と云ひ兼田掃部が下の名前なり、只名目計りにて其人なきを年寄が承知にて捨置きしなり。家守を吉田屋源次郎と云ふ。町内承知の事なる故に、金藏は名前計りにて此者の印形なりとて源次郎之を持參し、人別帳に之を捺し、十三箇年已來譯なしに過ぎ來りしが、此度の大變に付ては名代の事故、金藏を何時呼出に相成らんも計り難し、其人なくては町内申譯なく、年寄米屋佐兵衛如何なる御咎あらんも計り難しと、今更暴に膽を潰し、年寄大に慄ひうろたへ、町中會所へ寄集り、種々評定をなし屋敷へ掛合ひ、暴に屋敷内の者を以て大西屋金藏と云ふ者を拵へ

島屋理右衛門の不埒

たり。其騒々しく狼狽へぬる有様、淺ましき事にてをかしき事なりし。米屋佐兵衛が前に年寄役を勤めし島屋理右衛門といへるは、此者の親父は玉水町島屋市郎兵衛手代なりしが、本家を守り立てし功に依つて別家して、後本家よりして一家竝となりしが、齋藤町にて兩替店を出し之を商賣とす。其子當時の年寄なり。此者大に身體を持崩し、諸人の金銀を取込み門口を閉し、本家を相手に分家別家の争ひをなして、本家へ對し不埒なりしかば、本家は是を憤り、分家竝を取上げて元の別家とす。世間の人々の金銀多く取込みし故、諸處方々より町内へ引合入り、目安斷る事なし。中にも大川町加島屋又兵衛は銀子五六十貫目取込まれ、何程に掛合ひ詰なじれ共聊も取敢ざる故大に憤り、手筋を求めて公儀御八判を申下し、思も寄らず齋藤町へ御八判來りし故、島屋は云ふに及ばず町内大狼狽なりしが、忽ち御奉行所に雙方共御召出にて御調べ有りしに、御八判の取次致せし者に、又兵衛より多くの金子遣せしやらんにて、何か怪しき事これ有りて、其申譯立難く、加島屋又兵衛は申すに及ばず、御八判持參せし者迄入牢し、兩人共牢死す。其後に至りても島屋理

右衛門 此頃は年寄役せし者は死去し其養子なり。之は頻に山子を集め、不正の事のみなし幕眼科三井元壽が弟にて、此家へ入家せしなり。 頻に山子を集め、不正の事のみなし幕し、町内の厄介者なりしが次第に零落し、高津新地へ名前引取となる。中には恐ろしき工み事杯も有りしと云ふ取沙汰なりし。此家に立入る者諸商人は申すに及ばず、日雇持をなす者に至る迄、一人も損せざる者なかりしとなり。

後家傘屋梅

傘屋の梅といへる後家 島屋市郎兵衛ありしが、此者至つて欲深き吝嗇にて、世間の人出入の者なり も之をよく知る所なり。かゝる欲人故少々銀子を蓄積す。其容貌至つて悪醜にて、其面を見ても嘔吐を催す程の有様なりしが、出雲屋新三郎と云ふ口入、其家へ入込み之を犯し、其銀子取出さんとすとて、世間にて其評判有る。然るに此後家塚より養子をなし置きしに、かゝる婆々なれば養子其心に叶はずして、之を親元へ歸すにぞ、此者かゝる六箇敷き婆々に仕へ年久しく辛抱せしも、其家に少々銀子蓄へある故なるに、今更離縁せられぬる事口惜しと思ひしにや、出雲屋新三郎婆々をたらし込み、之を犯し其銀子を繰出すに、養子が邪魔になりぬる故、婆々に謀りて之を離縁せしめし杯種々の風説あり。 或夜其家に忍込み婆々を殺害す。直に檢使有りしが養子・新三郎等に不審掛り、兩人共召捕られしが、養子の所爲なりし故此者磔と成り、新三郎

は仔細なく差戻さる。

近江屋藤兵衛の不埒

近江屋藤兵衛と云ふ乾物屋あり、此者四國九州邊の商ひを専らにするにぞ、下よりの注文諸道具何に寄らず之を引受けて商ひす。故に太鼓・雪駄等迄の注文有りて穢多に取引有りしが、諸商人は云ふに及ばず穢多の代物迄取込み、後には南部の者の大楓子數十斤を取込み、之を質物に差入れて返さざる故、其公事となり、南部より願ひ付となり、大楓子をば質屋にて其切を過ぎし故之を流し賣拂ひぬ。其銀子調ひ難く、其折節大楓子に直段を持ち、質に置きし時よりも倍々の價となりしにぞ、大楓子を返せとて厳しく願ひ付くるにぞ、其工面出来難く、當人町預けと成り町内の者共毎々南部へ引付けられ、後には人質の如くなりて 當人病氣の由にて行かざる故なり。 彼地に引付けられ、益も正月も彼地にてなし、町内大難儀なる事凡一箇年計りも掛りしかと覺ゆ。此事漸く事濟するや否や、肥前大村の城主大村上總介殿の金子數百金を取込み、大村より願ひ付けらる。是迄惡諸侯の町家の金を借込み之をへたりて、町人共を困苦せしむる事は常の如くにて珍らしからざる事なれ共、町人の諸侯の金取込みし

は此者計りなるにぞ、可奉行所に於て御咎蒙れる中にて、己れはえらき者なりと云はれしと云ふ。之等の事にて町内の難儀例ふるに物なし。終に近江屋藤兵衛も斯かる曲者なれども、詮方なくして四國へ出奔せしと云ふ。之に於て彼が家屋敷を町内より大村へ引渡せる様に成りて、漸々と事濟みぬ。

加島屋伊助の淫行

加島屋伊助といへる者あり、此者後家にて娘ある。家に、丹波より出来りて養子となり、子四五人を産む。此男其性善からぬ者にして、常に不良の事多し。別けて養母に不孝にして、主家へ對し不埒の事をなしぬるも數々なりしかば、主家の出入を差留めらる。其後妻病死せしにぞ、暫く寡なりしが、此間に己れが骨肉を分ちたる處の娘を犯し、男子を産ましめ、少しも恥づる事なかりしが、後に小兒を連れたる女を迎へ取つて之を妻とせしが、相變らず娘との邪淫止まずして、親子心を一つにして後妻を苦惱せしむるにぞ、其家常に騒動す。親類近隣嚴しく異見せしかば、無據其娘を奉公に出す。かゝる曲者なれば人の金代物等を取込み杯して、町内を立退き横堀京町橋東詰に變家し、灰(炭カ)商賣をなせしが、程なく後妻一子を生む。其小兒二歳

位の正月上旬、伊助他行せし留守中、其家の下人妻子兩人を殺し、賊をなして逃去らんとせしが、忽に召捕られ磔となりぬ。

阿波屋伊助妻盜賊をなす、近隣之に物を盜取られざる者なし。其後曾根崎新地に盜賊をなし、此事露顯して召捕らる。

三井三郎助借家に狂人有りて切腹し、三十日を経て死去。檢使を引受け騒動す。

播磨屋喜兵衛妻三つ子を生み、檢使を受く。三十日計りの内に三人共死去す。其後堺屋繁藏妻又三つ子を生む。されども之は死胎なりしにぞ、檢使等の騒ぎなし。纔かなる小町にして、天下稀なる三つ子を兩人迄産せしも奇事と云ふべし。

紀國屋武兵衛妻出家をなして弟子大勢あり。此者子なきにぞ姪を以て養女とし、之に婿を取りしが、武兵衛存生中より此者と不義し、死後淫事甚しく養子も姪も大に困り果て、夫婦連にて其家を出奔す。世間にて種々評判あり。寺屋の師匠には珍らしき事なり。其後弟子も次第に離れ、町内の住居なり難くして播州明石へ引取りしが、巳年の飢饉に遇ひて乞食となりて、大坂へ出来りて町内を徘徊す。恥を

紀國屋武兵衛妻の不行狀

三つ子を生む

森本市藏の妻

八百屋平兵衛

も知らざる者と云ふべし。

森本市藏といへる者の妻、之も出家をなして大勢の子供を世話をなす。主市藏は芝居の手うち連中の小使をなして、此家に芝居役者共平日に出入す。折々此家に於て淫事の仲人杯なすと云ふ噂有り、是も其行狀大に道に背きし事なり。

八百屋幸助といへる者有りしが、此者ふと家出をなす。家内驚き一家近隣大に騒ぎ尋ね廻りしが、其行衛知れずと云ふ。跡にて聞けば川へ投身せしと云ふ事なり。此家の妻子詮方なくて常町を立去り、裏家の小屋に引取しが、其跡の家に平兵衛といへる者出来り、八百屋商賣をなせしが、此者至つて不人物にて、常に人と喧嘩口論をなす。後疝症にて陰囊を切つて死せんとす。未だ切放すに及ばずして、家人庖丁を奪取りしと云ふ。陰囊切放れずと雖も半ば切込みしが、其後又井に投身せんとして大に騒動す。此者の子大勢有り。兄は盜賊をなし入牢し、弟は町内の子供同士喧嘩をなし、石を打付けて相手の足を損ず。之に依り町内檢使を引受けて大なる騒動す。

阿蘭陀屋彦右衛門妻の不義悪行

阿蘭陀屋彦右衛門といへる馬具屋有り、此者白癡なり。之が妻は籠屋町にて疊屋の娘なりと云ふ事なり。此者至つて奸悪なる淫婦にて、此家の番頭新七といへる者と不義し、主の前にて少しも憚る事なく淫事をなし、番頭と兩人して主をば小兒の如く追廻す。姑に不孝にして之を追出し、姑の従弟なる者不仕合にて此家に厄介となれるを、納家に押込め飲食をも與へずして、之を干殺にせんとす。出入する者之を憐み密々握飯を與へしとて、直に此者の出入を差留む。其後番頭新七病に臥す。始の程は心を用ひ看病せしが、其治し難きを知り、淫事のなし難ければ暴に之を忌嫌ひ、飲食薬をも與へず、早く死ねよとて之に取合ふ事なく、手代下女の類ひ之を憐み、飲食を進むる者あれば忽ち之を打擲す。斯るあくたれ者なれば、女の身にして米相場をなし、又堀江に於て新に魚市場を始むるといへる山子に引掛ければ、過分の損失をなせしかば、人を欺き金を借出し、後には家迄家質に入れ、處々方より願付けられ、公訴絶ゆる事なかりしにぞ悪計をなし、己が淫せる勝三郎を此家の主とし、神邊より嫁を迎取り、間もなく其嫁を追出し、其荷物を取込みて之を以

て金銀の遺繰す。勝三郎は老婆と違ひ若き女を妻とせし事故、之を最愛せしに左様に成行きしかば、自ら不快の色を顯はせしにぞ、老婆之を憤り、勝三郎を見限りて上町邊の醫者を引入れ此者と邪淫す。彦右衛門の阿房故とは云ひながら、世間無類の悪女なり。終に町内の住居なり難くして、家財残らず其醫者の方へ持行きぬ。此醫妻子ある者にして、之も大欲心にて此仕業なりしと云ふ。

篠崎長左衛門町預となる

篠崎長左衛門と云ふ儒者、世間にて人も知れる高名の者なり。昨年大鹽が落文の事に付いて、坂本源之助が名を騙り公儀を偽り、御咎を蒙り町預けとなる。

能勢郡一揆の張本山田屋大助當町なり。昨年来町内へ妻子御預にて、漸々當九月二日に御免蒙りしかども、家財は今以て町預けなり。

法華不受不施の徒召捕らる

八月の始め法華不受不施大勢召捕られしが、町内にも一人有りて入牢せしが、町内へ近頃御預けとなる。此餘にも尙有るべきなれども、今思ひ出せし所かくの如し。其外博奕の掛り、借金の願付けられ等は、折々之ある事なり。

有栖川一件も追々仰山に相成り、調達講の御取調べとなり、此掛り凡六百人計り悉

有栖川宮一件沸騰す

く闕處と成る。凡銀高三千貫餘目なりと云ふ事なりと、宮の名目にて出銀いたし諸侯へ貸付けし町人共も、定めて薄氷を踏める心地なるべし。此大變にて町人共も懲り果て、已來有栖川の名目を借れる者もあるまじければ、此屋敷も定めて衰微する事ならんと思はる。

積上げし親の山をば子が潰し大壞れにて修理もせられず

大鹽が難をのがれて有栖川も元の鎌田となりはてにける

有川栖宮へ大坂奉行所より掛合之有ありし節、所司代間部下總守殿、宮様へ參殿致され候にぞ、「大坂よりかゝる事申來れり。無事に取計ひくれられよ」と御頼み之有りしにぞ、所司代より大坂へ使者を以て挨拶ありしに、以ての外的事にて頓著なき趣なれば、宮に對して頼まれし甲斐なければ、若し參殿せば御殿へ引付け歸されまじと是々を思ひ、又如何なる事を此讎に致さる事も計り難しとて之を危踏み恐れ、病氣なりとて引籠られしとて、京都にて専ら風説すと云ふ。され共かゝる事あるべき道理なし。こは跡形もなき事なるべけれども、何分此一件に付ては種々の取

有栖川宮家の諷歌

酒造制限
と悪徒の
謀計

沙汰を大層に世間にてする事なりとぞ。

二十二日晴、今日山崎に於て大變有り。其故は伊丹酒造共大坂町奉行所より、「當年も米價高直にて、諸人困窮する事故、矢張當年も三分一の仕込にすべし」と申渡されしに、酒屋一統申合せ、「當年も斯かる年柄故、御國恩を思ひ奉る故三分一を減少し、四分一の仕込に致すべき由申出で、神妙の事なりとて賞美せられぬる程の事なり。之に悪徒共兩三人申合せ、城州山崎八幡宮の御神領は、往古よりして守護不入の地なれば、酒家一軒有りと雖も八幡宮の神酒を造る由にて、無株にて何程造り出しても仔細なき事なれば、彼地に於て酒場を營み、過分の金儲けをせんとて七人計り申合せ、大なる酒場を七軒建連らね、一軒に五十宛の唐臼を居ゑ、近國より京都へ登せる米を一石に付、五匁宛の直上にて之を押へ悉く買取り、七軒の者共晝夜の分ちなく酒の仕込をなせしにぞ、京都にては米拂底に及び、諸人大に難澁す。此事上聞に達し、京都より大勢捕手來る、六七十人計り召捕へ引立て歸りしと云ふ。山崎役人共の中にも、袴著ながら引括られて連行かれしと云ふ。七軒の者共此處にて數

萬の酒を造り、伊丹へ運び取り、之を處の酒にして江戸廻しになし、大利を得んと謀りし事なりと云ふ。悪徒の所行憎むべし。何分にも世間騒々しき事なり。

十一月朔日未明より雨、未の下刻止む夫より風吹く。今日北野邊にて人を欺き怪しき富を致す者共五十人計り召捕られ、大騒動なりしと云ふ。

先月下旬より九條村に新川を掘抜き、海へ水を通せんと其催し有りて、御代官日々見分にて、其水筋に杵を打たせ、古田を潰し百姓共へ其替地を下さる。其替地何れもよからぬ處故、百姓共何れも大に難儀すると云ふ。

同じき頃よりして、飛田葎島等より長さ五六寸位にて、其色至つて美しくく人の面せる、遂にこれ迄見馴れざる蟲仰山に這廻る。こは大鹽等が亡念ならん。誰彼も之を見しなど専ら風説し、總代共の中にも其蟲の姿を書きて、諸人へ見せ廻りし者など有りて、何れも召捕られしと云ふ事なり。是迄悪徒の屍長く鹽漬の間に、何等の事もなく骨肉枯れ果てし者共の屍より、何ぞ左様の怪しき事あらんや。只奇怪なる噂を聞きて珍しがる世間の有様故、かゝる事を言出せる馬鹿者、之を聞きて誠

飛田の怪
蟲の噂

なりと思へる阿房共限りなき事と思はる。笑ふべし。

船大工の
妻の珍事

伏見堀西千秋橋の邊に、近江屋源兵衛といへる者有り。此者の借家にて裏住居する船大工、平野屋□□といへる夫婦暮しの者有り。至つて貧窮の由、之が妻といへるは、元來兵庫にて至つて下品なる遊女なりしが、此大工之を妻となせしと云ふ事なり。主も至つて人物善からぬ人物なるに、此妻も亦悪る者にて、常に大酒博奕等をなして日を送ると云ふ。然るに此女懷妊して臨月に及びぬるに、主は他處へ働に行きて留守中なるに、暴に産の催有り。此女臍下に腫物有りて、是迄も之を患ひしかども、貧人の事なれば醫に托して之を療する事もなく、只賣藥の膏藥を買求めて、之を腫物に張りて居し事なりとぞ。然るに臍上より心下に於て痛甚しく、苦るしみに堪へ難きにぞ、近隣の人を頼み産婆を迎へし。三日程は七轉八倒し其叫ぶ聲哀れに物凄く、隣家の婦女何れも之を恐れて、他へ行きて之を避けしと云ふ。かゝる中にも氣の丈夫なる近隣の唄一人と産婆と兩人して、之を介抱せしが、暴に心下破れ裂けて臟腑と共に子を出す。其子初聲を揚げし迄にて忽ち死す。其女

聲を放ちて、「腹裂けて子を産めり。早く外醫を頼み疵口を縫ひてよ。しかすれば命は助かるなり」と云ひしが、之を物言ふ納めにして、其儘次第弱りにて死失せしと云ふ。斯かる事なれば兩人共大に仰天し、直に片岡・岩田など云ふ外科出來りしか共、最早如何ともせんすべもなかりしと云ふ。天竺に於て摩耶夫人なる者、脇の下裂破れて、釋迦を産みし杯いへる奇怪の説を佛家にて云ひぬる事なれ共、和漢は云ふに及ばず、外夷の國にても斯る例有りし事、昔よりして之を聞ける事なし。此女臍下素より腫物有る事なれば、其腫物腐爛して潰れ破れ、此處より出でしとならば左も有るべき事なるに、其腫物は何の仔細もなくして、故もなき心下裂破れて、其處よりして子を出せし事、常理を以て之を論じ難し。其破裂せし時ぼんといひし音近隣へ響きし程なりしとぞ。斯る大變なれば早速に家主・年寄等へ其由を告げ行きしかば、何れも早速に出で來り膽を潰せしが、其儘捨置き難く、直に訴出でしかば、早速に檢使來りて、其疵を篤と改めしが、自然の事にして内より張破れしにて、外に怪しき事なし。されども餘り不思議の事なりとて、何れも呆れはて、其女の素

姓平日の行状など篤と聞合せ、嚴密にして引取られしが、餘り怪しき事なりとて、檢使三度に及びしと云ふ。此女未だ其町内の人別に入らず、無人別の者故、死骸取片付に隙取り、又早速に「其男を呼寄せよ」と檢使にも沙汰ありしにぞ、之を呼寄せんと思へども、近隣の者も其行衛を知る者一人もあらざるにぞ、家主の事なれば近江屋源兵衛困りはて、此一件に付二十金計りも黄金を費せしと云ふ事なり。此家主源兵衛といへるは、北江戸堀五丁目近江屋五郎兵衛といへる明口座の別家なり。此一件の咄は、其産婦を診察せし岩田といへる外醫が、外方にて咄しぬるを聞きて之を書記しぬ。かゝる怪しきことなりしかば、此噂世間に高く種々の評判有りしことなりし。

金銀の簪・紙入其外烟草入・諸道具等の金物に至るまで、悉く御取上げ同様に下直に御買上に相成り、若し聊にても隠置く者之有るに於ては再吟味にて、何時となく家毎に公儀よりして家探し有りて、一品にても隠せる者は闕處と成りて、追放せらるる杯専ら風説有りて、其騒々しき事限りなく、諸道具の金物は云ふに及ばず、蒔繪

金銀の金物買上げ

に遣ひし金銀迄も掘起し持出づる者有れば、醫師の身分にて有りながら、何の差別もなくして、藥箱の金物匙・封算に至る迄持出づる馬鹿者有り。是等は定めて藥店又は町人の醫者に變化して、何の辨もなく故實を知らざる狼狽者なるべし。斯かる事にて世間至つて騒々しき事なり。又加州侯には本國へ引籠り、専ら軍用の手當のみにて、是迄大坂へ登せし米を今年より一俵も登す事なく、近々に藏屋敷も引拂になる杯とて、種々の風説有り。京都三條の橋に落首を建て、

君か代や松の緑も延び過ぎて梅にならうか竹にならうか

梅は加賀にて竹は仙臺の事なりといへる噂なり。又江戸表より申來りしとて、「銀なれば金となる、角なりて王つまる」と將基にて口合を致し有り。又大坂にて咄に作り、「金銀の金物簪何に寄らず、悉く奉行所へ差出し申すべし。毎町に何れも羅紗・猩々皮・天鷲絨・縮緬等にて、砂持同様の仕立にて衣裳を飾り、金太鼓にて賑々しく囃立て、奉行所へ持出よ」と云ふ事なり。何れも其如くなして大に囃立て、一度戻れくく云ひて種々の金物を奉行所へ持出でしに、奉行所

其囃子につれてさし上げい〜と言はるにぞ、奉行の側に總年寄共詰めて居たりしが、どでたん〜と云ひしとぞ。

此度西の丸御普請に付て、銅鐵金銀仰山に御入用の由にて、京攝に於ては金銀箔さへも自由には買調へ難く、悉く關東へ差出す様になり、銅は大坂に於て多くの職人共へ命せられ、悉く薄板の如く打延ばし追々に江戸へ運送す、此度は御殿向の屋根悉く檜皮葺の如くに板銅にて葺建て、殿中の金物は金銀を盡し、美麗限りなき御普請にて、金銀類の細工物悉く召上げ、是等の金物と成り、餘は銅を多く交へて通用銀の吹立となると云ふ噂なり。京攝は云ふに及ばず、日本國中御領の向は、町在共に右の如く金銀の金物類を召上げられ、其下に置かる處の價は正銀目方一匁に付六分位性善からぬは三分位の御買上となるにぞ、何れも大に迷惑す。中にも蜷橋南詰の銀物商ふ者は、銀細工の品物目高六貫五六百目の物を取集めて差出せしに、其價として銀子一貫三百目下し置かれしにぞ、此家の主近來不快にて引籠り居たりしが、身代を取上げられて身上立行き難しとて、大に歎き悲しみしが、忽ち病氣差重り

西の丸普請金銀召上げ

しと云ふ。其外京都に於ても銀の簪少々殘置きしが其家に盜賊入りて、金銀衣類、簪等を取りしが、此者召捕られ、簪を隠し持ちたる科に依りて、其盜賊の入りし家も直に闕所追放となりし杯とて、種々様々の風説ありて騒々しき事限りなし。又江戸西の丸の御普請、時節柄をも御厭ひなく餘り仰山なる御普請之有るにぞ、仙洞御所より御差止にて、十一月頃に至つては普請御休に相成りし杯云へる噂など有り。此實否は知らざる事なれ共、専ら言觸らせし事なりし。

〔頭書〕仙洞御所は文政十三寅年の大地震にて大に損じぬるを、庵相なる御假屋建にして未だ其儘に打捨ある事なるに、西丸の普請右の如くに金銀珠玉の飾りを盡し、銅の延板を以て家根をば檜皮葺の如くすと云ふ事なり。金銀銅鐵之が爲に相場上り、何れも高價なる事なり。〔頭書〕仙洞様より、西丸の普請至つて結構に出來する由、御所は假家にて捨置きながら、かゝる事に及びぬるは如何なる事にや。先づ西丸よりは此方の普請取急ぐべしとの勅諭ありしにぞ。西丸の普請も御遠慮にて休止せしと云ふ噂なり。さもあるべき事なり。又西丸普請に付て、大工・人夫の類日々怪我人・死人絶ゆる事なしと云ふ噂なり。こはいかゞなる事にや之を知らず。され共餘りよからぬ風説なり、恐るべし。

御老中評定の上にて、近年は年々に世間行き詰り、公儀にも不時の御物入續きなる故、公方様にも無用の御道具類悉く御賣拂にて、總べて物事は迄とは半減にすべしとなり。先づ第一に禁裏様をばぎんり様と唱へ、仙洞様をば五百銅様と唱へ、公方様は四方半様、御老中は二老半中、大名は小名、旗本御家人の類も是に准じ、大納言は

儉約と御老中評定

中納言、大臣は大納言、中納言は少納言、少納言は宰相、宰相は中將、中將は侍從、侍從は大夫、其外士は一むらひ半、百姓は五十姓と云ふべき由に相定めしと云ふ。公方様より仰出さるゝ様は、「此度儉約に付て、御先代より傳來の諸道具と雖も、差當り無用の物は悉く賣拂ひしが、今一つ至つて大切なる物なれ共、是を賣拂はゞ大なる利徳得べしと思ふ故、是を賣拂ふべし」と仰せらるゝにぞ、夫は如何なる物にて候や、御老中より御尋ね有りしに、「外の物にてはなし。葵の定紋なり。此度何事も半減なれば、三つ葵はいらぬ事なり。已來一つ葵にして二つは之を賣拂ふべし」との上意なるに、「こは怪しからぬ御事なり。三つ葵も一つ葵も之を付くるに直段、染賃等の甲乙なし。然るに之を御拂ひになりしとて、御紋の事故如何共なし難く、之を買ふ人は決して有るまじき事なり。甚以て心得難き御上意なり」と申さるにぞ、「怪む事なかれ。賣りさへすれば買人は澤山なる事なり」との上意なる故、「其買人と申すは如何なる者に候や」と伺はれしに、「外にてもなし。町人共へ賣りさへすれば、何程にても悦んで買ふべし。此間物見に出て外を眺め居たりしに、町人共大勢連れに

て物見の下を通りしが、何れも口を揃へ、時節が悪るうて青ひ顔くと申したり。之を賣らば大なる益ならん」と仰られしとぞ。物事に行き詰り困窮して困れる事を、近年京攝にて「青ひ顔ぢや」といへる流行詞有り。此詞によりての咄なれば、こは京攝の間にて作意せし咄ならんと思はる。

十月廿四日東御役所へ被_レ召_レ出於御前東西御奉行様御立會の上左の通被_レ仰渡_レ候

四十一町總代

四軒町 伊丹屋三郎兵衛
 年寄 北久太郎町 綿屋七郎兵衛
 五丁目年寄 堂島新地中 河内屋彦兵衛
 三丁目年寄

其方共儀、去る酉二月十九日、惡徒共當表市中放火及亂妨、三郷町々其外燒失致す節、類燒の難澁人共施行物三郷出す段、一同奇特なる事に付、爲_レ褒美四十一町は銀四枚、銀五兩被_レ下候間割符致せ。右の段從_レ江戸表依_レ御下知申渡す間、一同難有承知致せ。右被_レ仰渡_レ候に付、左の通御禮申上候。

乍恐口上

一、去る二月大火に付、類焼難澁人御救小屋にて御救被爲成下候に付、爲冥加私共町々聊施行仕候に付、今日御召の上結構の御褒詞被成下候に付、其上御銀被爲下置、冥加至極難有奉存候。依之爲總代乍恐書付を以て御禮申上候。以上。

北組八町組總代 伊丹屋三郎兵衛
代四軒町年寄
南組十八町組總代北 綿屋太兵衛
久太郎町五丁目年寄
堂島新地中 河内屋彦七
三丁目年寄

東西御奉行様

當閏四月御觸有之候。百姓町人共金銀の品持扱候儀御停止に付ては、是迄心得違にて所持致し居候は御咎の不及御沙汰、右品金座銀座へ買上に相成候間、不隱置差出可申候。銀具の儀は簪其外細工物も多分の事に有之候儀、全く正金銀相當の代銀のみにては可及難澁に付、別段爲手當代銀高に應じ、餘分の銀子も相渡り候趣に付、其心得を以て差出可申候。銀細工商賣人は迄仕込み置候品は勿論、聊にても

金銀徵集令

金銀の品所持の分無斟酌差出可申候。若し隱置き候儀相聞候は、急度可被及御沙汰の旨被仰渡候間、右の趣一町限り年寄々篤と申諭し軒別に取集め、當十一月中西御役所へ可差出筈に候へ共、御役所へ差出候ては、數町一時に相成可及混雜候に付、伺の上郷々總會所へ差出候様、且所持名前の儀も差支無之様、町名計りにて品數書付案文の通り取調べ、十一月十五日限り郷々總會所へ可被御斷候。尤差出儀却て相憚り其儘に差置き、後日及難儀候は、以の外の事に候間、前段の儀も委細に申聞、銘々尤心得違無之様爲差出可被申候事。

戊十月廿七日

覺

- | | | | | | | | |
|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| 一、金何品 | 何數 | 一、銀簪 | 何本 | 一、同烟管 | 何本 | 一、同金具 | 何數 |
| 一、同香具 | 何數 | 一、同手遊 | 何數 | 一、同酒器 | 何程 | 一、同何品 | 何數 |
- 右町内家別相調べ候處、右の通差出候間、夫々品毎に附札番附仕り差上申候。此外金銀具所持仕候者無御座候に付、此段御斷申上候。以上。

差出品の書式

年號月日

總御年寄中

三頁
年寄
何誰

右案文の通り二通可被差出、金銀相用候簪烟管香具金物の類迄、不洩様相調べ、其品々追て代銀渡候節、番附引合せ銘々へ年寄を相渡候儀に付、年寄手前に番附致し置き、其品一つ毎に左の通りの附札可被差出候。

何番

何町

掛目何々

右簪・金具類等細かき品、町限り厚き紙袋に入れ、袋に町名相認め、混雜に不及様可被申、右於町々も格別手數相掛り候事に候へば、代銀渡方の節不及混雜様精々當時の取調べ入念の上被申渡事。

戊十月廿七日

北組
總年寄

右御口達の趣被仰渡慥に奉承知候。借家の者へは私共を入念爲申聞、急度爲相守可申候爲、其家持の銘々判形仍如件。

鍵屋傳兵衛

加島屋源七

大和屋林藏

加島屋庄助

丹波屋源太郎

淀屋金兵衛

帶屋まつ

加島屋傳兵衛

平野屋八兵衛

米屋嘉兵衛

吉田屋林助

吹田屋宗助

大和屋武助

加島屋卯兵衛

濱田屋十助

加島屋新十郎家守
加島屋卯兵衛

篠屋長左衛門

舛屋與兵衛

年寄
米屋佐兵衛宛

十一日未明より大風猛烈なりしが辰上刻止み、夫より晴天と成る。十二日未明より雨、巳の刻止み、未の下刻少雨、虹東方に顯る。十九日曇、辰の刻微雪、終日風。山田屋大助家財闕所と成り、妻子の衣類は之を下し置かれしと云ふ。廿日晴、今日有栖川宮一件の掛り鎌田修理・加島屋藤八、其外七人の講掛り世話方の者、并料理屋福屋又平池田屋太兵衛、其外講へ加入の者百二十人被召出、何れも夫々御仕置・御答等の書付に印形致し、加島屋藤八は今日より入牢し、家財付立て再吟味となる。廿七日夜八つ半頃より京都四條河原南側水茶屋より出火、夫より兩側共燒失、西石垣過半燒失、中島橋本町兩側共燒失、明六つ時頃に至り北へ燒廣がり、先斗町一町餘り

木屋町に積み有之候炭薪の類に火移り、木屋町一町半程も焼失、尤高瀬川より西は別條之なく、晝四つ時頃に火鎮まりしとぞ。

火の番の御觸

一、町中火の元念を入れ油断不仕様急度可申付候。風吹候時分彌、以て一夜共態(能力)人を廻し家主へ申斷り、裏借家に至る迄其度に見廻り

一、風吹候夜は通の人々に心付、例の通り亥の刻以後は門を立て人を町送可仕事。

一、夜中不審なる者通り候は、召連可來候。且又川端の納屋下の外ふせ申間敷事。

附如例自身番相勤候節は、當番の者彌、以て念を入れ油断仕間敷事。

右之通毎年申付候得共、油断不仕候様三郷町中可觸知者也

十一月二日

古金銀眞字二步判、古二朱銀、一朱金等引替所の儀、當戊十月迄被差置候段、去る酉年相觸候處、今以引替殘有之候間、引替所の儀尙又、來亥十月迄是迄の通に差置候條、右金銀其外所持の者共、來る亥年十月限急度引替可申候。草字二步判并文政度吹直二朱銀の儀も追つて通用停止被仰出旨、去る酉年相觸候趣も有之候間、所持者

後藤三右衛門銀座役所并江戸、京、大坂其外在々にて、當時引替御用相勤候者共の内へ早々差出引替可申候。右の趣遠國末々迄篤と相心得候様、御料は御代官、私領者領主地頭々入念可被申付候。右の通可被相觸候。

十月

右の趣從江戸被仰下候條、此旨三郷町中可觸知者也

山城

伊賀

乍憚口上

一、今般川崎御宮就御造營、御先例を以て三郷町人共も献上銀可仕様被仰出奉畏候。仍之不取敢町人共へ申聞候。御先例の儀は不相辨候へ共、御國恩の程不被申盡候。聊御冥加として、町人并借屋の者共申合せ、左の通獻銀仕度候。

一、銀八枚

町中

但當戊年々三ヶ年に割合上納仕度候。

一、金百疋

年寄自分

川崎神宮
造營に就
き献上金

右献上銀誠に少銀にて御座候得共、何卒造營御手傳の端にも被爲成下候様、乍憚各様迄書付を以て奉願上候。此段御聞届被爲成下候は、難有奉存候。

天保九戌年

齋藤町年寄

米屋佐兵衛

總御年寄中

一、銀八枚宛

組合十三町

一、同六枚

布屋町

一、同四枚

白子町

一、同十四枚

江戸堀五丁目

十一月下旬、備前より法華不受不施の者共老若男女の差別なく、五十人計りも召捕り來りて、江戸へ引かれしと云ふ。又五七日も過ぎて、兵庫其外近邊にて米買占の者共五十計り召捕り來る。前にも云へる如く、當年は少々不作なりしか共、近年打續き占圍ひし米澤山の事にて、米價下落せざればなり難き事なるに、姦商共之を途中にて買占めて高利を貪らんとする故、其價下落することなし。堂島にても姦商米を占めんとして、兩人十二月四日に召捕らる。又世間一統に金銀大に差支へ、是迄堂島より諸屋敷の米入札をなし、落札せし者其米切手を兩替は申すに及ばず、富家の

姦商の米
騰貴策

金融の逼
迫

者共へ引當に差入れ金を借り出し、屋敷へ納むる事なるに、富家の者共は公儀よりの仰渡され厳しく、斯かる時節に米切手多く取扱へば、忽ちに御咎を蒙る事なる故、切手引當に金を出す者なく、兩替とても同様の事なり。堂島は素より米を取扱ふ間屋共なれども、諸人を嘘しあやかして人の金銀を取込み、夫にて渡世する者なれば、金銀を蓄積せし者更になし。此故に如何ともなり難く、己れが入札にて落札をなせし米を、屋敷へ返米する様に成行きぬ。此の如くなる有様なれば、來陽にもならば米價も定めて下落すべし。左様にいつ迄も金なしには貯へ難からん。貧乏大名姦商大名等も米を安賣してなり共、金銀に代へざれば何れも江戸への仕送りに差支ふべし。見よ、米の下落眼前ならんとて、諸人一統に腹を居るて、飯米の用意も餘り圍ひ持たざる様になりぬ。百四十匁の外へ出でたる肥後米も、十二月六日頃には百二十匁位となる。餘の米は之に准ず。

前に京都より西の丸の御普請御差止の由、専ら風説せし故、其事を記しぬ。こは實説に相違なき由なり。天明の始め京都大火にて禁裏炎上し、今日に至れ共假の皇

西の丸普請の理由

居にて在しますなり。此事に付、先年中山大納言殿と松平越中殿と殿中に於て論せられし事有り。然るに今以て禁裏をば其儘になし置きて、西の丸をば焼けて間もなく金銀珠玉を以て、善美を盡し奇麗なる御普請出來の由なるにぞ、西の丸の普請より先に禁裏の造營をなすべしと、京都より御沙汰之有りしにぞ、西の丸の御普請も止めになりしと云ふ事なり。又金銀の諸道具も嚴重の御沙汰故、町家より悉く奉行所へ持出し、が、町家と雖も官家より先年拜領し、先祖より持傳への諸道具多き事故、是等をも悉く買上げと成りしか共、官家より所司代へ御沙汰有りて、之を差込められし故、悉く差戻しと成りしと云ふ。

諸大名留守居の不
行跡

江戸に於て諸大名の留守居共不行狀甚しき故、公儀より御咎を蒙り、國元へ夫々に差戻しと成りし者五十八人、遠島と成りたる者三人、其外御叱りを蒙りし者數人、又中には御褒詞を蒙りし者も數人有りて、騒々しき事なりと云ふ。又水戸侯賢明なる故大に邪魔に成るとて、御老中の中にて之を毒殺せんとす。此事を茶道より密に侯に知らしめし故、侯は其難を逃れられしか共、直に隠居せられしにぞ、其茶

老中水戸
侯を毒殺
せんとす

道をば殿中に於て、御老中密に手討にせられし杯と云ふ風説有り。こは諸人の銀物を買上げ、之を通用銀にせんといへるにぞ、水戸殿にも聞入れ有りしに、買上げし上にて其事はなくして、右買上と成りし銀具を以て、西の丸御普請の銀物とする事故、水戸殿之を咎められしより事起りしと云ふ噂なり。其虚實は分き難き事なれ共、何にもせよ宜しからざる風説なり。

十月の事なりしが、上中下の福島を蜷川の北手より二十五間の間を、三郷の市中へ取込まんとて、兩町奉行立會にて見分ある。素より在領の事なる故、御代官支配の場所なれば、御代官にも立會はれしと云ふ。福島 of 者共は若し三郷の町中へ取込まれぬる時は、諸役諸雜費大に掛りぬる事故、何れも大に困窮し、何れも此事ならざる様にと祈りぬる事なりと云ふ。北野・曾根崎村等も同様の沙汰故、何れも心勞すと云ふ事なり。

元文三年にも同様の事にて、已に曾根崎地の内を、蜷川より北新地裏町を南側迄を三郷市中に取込まれて、北側より北を在領として之を下京と云ふ。此時福島も同

曾根崎新
裏町を大
坂に組入
る

様に取込まるゝことなりしに、御代官布施彌三郎と云へる人、村役人葭屋九左衛門といふ者と心を合せ、諸人の難澁を救はんとて之を拒みて、御代官には切腹をなし葭屋九左衛門は江戸へ召下しとなりぬ。斯かる事を目論みて、下方より其利用を申立てし者三人有りしと云ふ。葭屋九左衛門も一命を捨て、福島村の諸人の難澁を救はんとて、右三人の者共と公事に及びしが、何分三人の者共より公儀の御益を申立て、斯かる目論みをなし、御町奉行見分の上、竿を入れ繩張等も有りし程の事なる故、始の程は負公事まがひの様子にて散々の事なりしが、一命を抛ち諸人を救はんと、一心を定めて少しもひるまざりしと、御代官の切腹して無用の由を申立てられしにて、終に右三人の者共獄門の刑に行はれて其事止みしと云ふ。右に付布施氏の墓所へ福島の内五百羅漢の寺内に有り諸人今に至る迄參詣す。昨酉年は右百年忌に當りて、同寺に於て法事勤まりしと云ふ。今年百一年目に當りて又此催し有りとして、福島の者の之を語りぬ。葭屋九左衛門が家當時に至りても大に繁榮す。其時の始末同人方に委しき記録有りと云ふ事なり。

盜品賣買
の處刑

伏見へ大坂より往來する所の二十石船、是迄船へ積込みし品物米紙其外何に寄らず之を盗み取りて、密に入幡邊にて之を賣捌く。其盗み物を買ひぬる者兩人有りて、夫々に是を商賣とせしが、其事此度露顯に及び、何れも悉く召捕らる。其盜物なる事とは辨へずして、其品物を右の者共より買調へし者共、至つて仰山の事にして、有栖川宮講の掛りの如く、買人残らず代銀仕出になる者共、多人數の事なりと云ふ事なり。

十二月初の事なりしが、堂島邊の者、東奉行跡部城州には役にも立たぬ川せゝりをなし、新に川を掘りぬれ共何の益もなき事計りなり。夫よりも市中に盜賊共大に徘徊し、諸人何れも困りぬることなるに、聊も之を捕ふる事なくて、無用の事計りをなす詰らぬ奉行なりとて、口人へ噂せしに、其言御奉行の耳に入り、忽ち召捕へられ新に掘りし川々の益なきやあるや、其事相分りぬる迄入牢申付くるとて、牢へ入れられしと云ふ。

十二月廿九日、有栖川宮講一件に掛れる者残らず召出され、鎌田修理は輕追放九人

の世話方加島屋庄兵衛・加島屋萬助・平野屋甚右衛門・百疋屋太右衛門・長濱屋佐七・吉田屋源二郎・同悴、右是迄町預なりしが、改めて手錠となる。庄田友助外一人は死去致候故、先づ其儘に差置かる。加島屋藤八は鎌田同様に追放仰付けらるべきなれ共、當人死去せし故追て御沙汰之有る由。加入せし者六百人は、何れも三貫文宛の過料にて、掛銀残らず御取上となる。料理屋福屋又兵衛・池田屋太兵衛は公儀御法度の取除無盡の會合を存せずと雖も、之を引受候段不埒に付、當人は申すに及ばず所の役人共迄急度御叱りとなる。

年内米納相場

肥後米	百十九匁	同古米	百二十五匁	同宇土米	百十七匁	中國米	百十匁
同古米	百十五匁	筑前米	百九匁	同古米	百十五匁	廣島米	百三匁
同古米	百十匁	肥前米	百十二匁	同古米	なし	備前米	百十匁
同撰米	百八匁	淡路米	百十七匁	筑後米	百八匁	豊前米	百十三匁
薩摩米	百廿二匁	岡米	百三匁	柳川米	百十五匁	同並米	百八匁

年末の米
相場

白杵米	八十三匁	伊豫米	八十八匁	中津米	百十五匁	讃岐米	百匁
安三木米	百十二匁	同西成米	百八匁	同泉州米	百十二匁	同有馬米	百九匁
同島下米	百十匁	同川邊米	百八匁	沼田米	百十二匁	小城米	百九匁
新高瀨米	百十七匁	同八代米	百十六匁	同出口米	なし	大村米	百十匁
延岡米	百六匁	同宮崎米	百五匁	金谷米	百廿二匁	唐津米	百十一匁
島原米	八十五匁	山形河内米	百十一匁	長門米	百十一匁	平戸米	百一匁
宇和米	百七匁	秋月米	百九匁	日出米	九十匁	姫路米	百三匁
清末米	九十二匁	杵築米	百七匁	津山米	百十二匁	同飛赤米	百九匁
龍野米	八十六匁	吉田米	百十匁	一橋米	百十三匁	伊東米	百六匁
佐土原米	百四匁	林田米	百十五匁	徳山米	百十五匁	加賀米	百三匁
米子米	九十八匁	雲州米	八十匁	秋田米	九十八匁	津輕米	なし
餅太米類							
肥後餅米	百廿八匁	宇土餅米		同太米	百三匁	肥後小麥	百九匁

白杵小麦	なし	明石餅米	百三十匁	姫路餅米	百三匁	豊前餅米	百八匁
中津餅米	百廿三匁	秋月餅米	百廿三匁	杵築米	百七匁	讃岐小豆	百十五匁
杵築小豆	百三匁	岡大豆	九十八匁	大州大豆	百匁	筑前夏大豆	九十六匁
筑後夏大豆	百三匁	平戸大豆	九十四匁	宇和大豆	九十八匁	新谷大豆	九十八匁
吉田大豆	九十五匁	南部大豆	八十八匁				
金錢	五十八匁三分 八匁八分						

右之通に御座候以上。

十二月廿四日

一、今日朝辰の上刻より、天満東與力の内より出火に付、總詰被仰付候。此度の出火は以の外大變の由、依之東御町奉行跡部山城守様御役屋敷嚴重の御手當被仰付候。四つ時頃より與力坂本源之助・本多爲助并蒲生熊次郎罷越候處、追々惡黨共亂妨に及候に付、御奉行屋敷三箇所の構有之候。然る處惡黨共午の刻頃早難波橋を打渡り候趣に付、即時に御奉行様御出馬有之、玉造方組同心三十二人、御先手に代

大騒動
見聞記

加勢の人々

り、淡路町一丁目の辻にて雙方とも打合に相成り、惡黨共同二丁目迄引退き、此所に惡黨共三人討取り、外に手疵の者多く有之、最早惡黨者散亂と相成り、瓦町二丁目にて又一人討取る。是にて恐れ此處より惡黨者皆散々に逃去り、其節鐵炮其外武器の類其儘打捨、或は此邊の井戸へ投込み置き、其後右の品々無殘御取上に相成り、一先づ御引取に相成り、其内後詰の人数被越候に付、代り合玉造出張番所に相詰罷在候。

御加勢玉造組同心名前左の通

岡崎官兵衛・吉野司馬助・廣瀬平五郎・高橋彌兵衛・小林吉兵衛・松島惣右衛門・西岡久馬太相澤督之助・宮島早多・小林利兵衛・下村傳右衛門・岡崎金五郎・相澤延藏・福田簡司・廣瀬民藏・白石勝三郎・山崎彌四郎・市村與市・猪狩耕輔・山崎品藏・大谷武之助・鶴田梅太郎・大島新八郎・糟谷助藏・高橋國助・左尾清次郎・千脇正五郎・猪狩鶴太郎・田中守太郎・田部龜毛治組頭・田村藤助・同廣瀬左兵衛。都合三十二人

右亂妨相濟み引續き玉造方御奉行様より御頼に付固め被仰付候に付、與力二人同心五人宛大書院詰、徒黨の惡者名前左の通。(本册九七頁にあれば略す)

一揆の遺留品

淡路町に残有之候品々

- 一、槍四本
- 一、旗二本
- 一、火繩一荷
- 一、同百目玉三尺五寸位
- 一、同百目玉短鑄筒一挺
- 一、三刃長筒一挺
- 一、臺車四挺
- 一、長刀一振
- 一、幟一本
- 一、火矢鐵羽共百本計
- 一、具足一領
- 一、燈燈一荷
- 一、太鼓
- 一、二十目玉筒二挺
- 一、二刃長筒一挺
- 一、燒玉五十計
- 一、刀 五腰
- 一、高張五十
- 一、大筒百目玉
- 一、五七之桐相印數本
- 一、玉箱一荷
- 一、熊手・鳶口三十本計
- 一、革葛籠十三四本計

張筒一挺但臺下名前書有之

一、五七之桐相印數本 瀨田濟之助、平山助次郎外に二人消へて不分

一挺但龍の象眼入中臺共

二挺但渡り五寸

右の品々東御役所へ御差上に相成候處、四月十八日東御番所より、島町筋市中圍米糶藏へ御取置に相成申候。前文御奉行所の書付を寫取の由。

大鹽の亂

當時西御奉行堀伊賀守様入坂に付、先規の通り東御奉行跡部山城守様御案内にて、大坂市中巡見の折柄、當十九日は天満邊巡見にて、向與力朝岡助之丞屋敷へ御立寄の砌、以炮火兩御奉行并諸役人を火殺致し、夫より與力町・同心町不殘燒拂、打續

いて大坂市中富家一圓并諸藏屋敷不殘積貯候米・金取出し、近在并大坂貧民共に配散致遣し可申仕組の處、一味の内東組同心平山助次郎變心訴人仕に付、十九日巡見の儀御延引に相成候。依之大鹽氏手筈相違致し候處、恒例の輪番にて十八日夜は、瀨田濟之助・小泉淵次郎泊番に相當り候に付、夜中山城守様寢所へ忍込み、可討果の處仕損じ、刃を交らへれ、小泉即死致し、瀨田は事不成を見て塀を飛越逃去候。大鹽氏露顯の上刺客の謀もならず、最早猶豫難成に付、十九日朝自宅に火を掛け、列を正し打立、夫より與力町・同心町以炮火燒立、東天満・北船場の富家の向へ炮火を放し燒立候に付、黒烟大火燒亡、混亂大方ならず、町家皆々丸燒身から計りにて皆々近在へ逃去候。然る處御城内方兩奉行所并近隣の諸大名、追々助勢相加はり、大鹽一味の者捕方に御向ひなされ候に付、企存分に整はず、一味の者敗亡仕り候に付、卽廿日の晩丑の刻に火鎮まり申候。尤も一味の者不殘甲冑を著し、各、劔戟を持ち旗押立て、大筒・鐵炮・筒火・玉火澤山用意致し、所々にて放火致候へども、米金配散の手筈も相はづれ、最初は後難を氣遣ひ候や、追々離散致し人數次第に減じ、仕組り通

には全く不整、一味の輩皆々敗北候なり。大鹽が勤役中、大坂寺院淫行情弱の僧竝に切支丹の類屬流行、竝に團頭長吏等從來の驕奢竝に西與力弓創新右衛門類に賄賂を貪り、非法の捌のみなりしに、大鹽氏一々之等の輩を刑獄せられし事有之し故、其功によりて格別の恩賞も可有の處に、少しも其儀なく、徒に隱居致されし故、是等の事遺憾の至りに候處、當時飢饉に依つて市民困窮に付て、舊憤忽ち啓發致し、生得の短慮慢心發出せし所より事起りしものならんと、或人の説なり。之れ尤も一理ありと云ふべし。

右は本町或人の筆記せる中よりして、之をこゝに拔出す。總て大鹽亂妨の一件は別卷に委しく書記しぬれども、其いへる所少しく理りなきにもあらぬやうに覺ゆ。是等のことも別卷と照らし覽ば、其大抵を知るに足りぬべし。此書は彼徒御仕置并諸人御恩賞に預りし始末をおもに記しぬる事なれば、其事全からず。之を怪む事なかるべし。又御仕置の事も捨札の寫、江戸にての被仰渡、ホロ／＼に追々に書記し、漸々十月半ばに至り、御奉行所公用人の手控手に入りし故、之と見

合せ、其漏たるを書添へぬる事の工重なるも、始め記せしは粗にして後に其審なる事の分りぬるが故なり。されども未だ之にても其全き事を得ざれば、尙追々に其委しきことを聞記し、此事盡きぬるに至らば別卷と照覽し、其内よりして其詳なるを抜萃して、これを一篇となさば其全を得るに至るべし。

大鹽亂妨一件落著

御恩賞

一、美濃兼定の刀代金二枚於御座の間御手自被下之。

土井大炊頭

右は去年於大坂徒黨の者共及亂妨候節、御城内外警固其外萬端指圖行届候に付被下之。

一、御鞍轡

大坂御定番遠藤但馬守名代

稻垣若狹守

同斷の節、御城内外警衛嚴重に行届、町奉行を爲加勢組の者共差遣候砌、家來畑佐秋之助差添働方見届候儀申合候に付、組の者共身命を不顧相働候段、一時の取計而已に無之、平日の心掛も宜被思召候に付被下之。

大鹽一件
の落著
土井大炊
頭へ恩賞

遠藤但馬
守

右於芙蓉の間老中列座、越前守申渡す。

一、銀二十枚、御時服二

遠藤但馬守家來
畑佐秋之助

畑佐秋之助

同斷の節、主人但馬守申付を受け、跡部山城守を先乗致し、但馬守組與力坂本源之助等賊徒近く相進み鐵炮打合の砌、山城守馬印に先立ち身命を抛ち諸勢を勵し、掛引致す始末拔群の働に付被下之。右於檜の間同人申渡す。

坂本源之助

大坂玉造御定番遠藤但馬守組與力
坂本源之助

右酉年町奉行跡部山城守組與力、大鹽格之助養父大鹽平八郎頭取、徒黨の者共大坂市中放火及亂妨に付、山城守馬前迄鐵炮打の同勢を抽で、賊徒の内へ附入り大筒取扱候者矢庭に討取候に付、忽及散亂候段拔群の働、依之大坂御鐵炮方被仰付、御目見え以上の末席と可相心得、且御褒美銀百枚被下之、并町奉行所へ取上置候平八郎所持の大筒一挺被下之。但御宛行は取米の通被下之。

本多爲助

同斷
本多爲助

右同斷の節、跡部山城守先手に進み坂本源之助と申合せ、賊徒間近く附入り、鐵炮

山崎彌四郎
糟屋助藏

打拂身命を不惜相働候に付、御譜代に被仰付勤向の儀は是迄の通可相心得、且又別段爲御褒美金五十兩被下之。但宛行は取米の通被下之。

同人組同心
山崎彌四郎 同 糟谷助藏

右同斷の節、坂本源之助本多爲助一同に相進み鐵炮嚴敷く打掛候段、兼々炮術熟練致し罷在候故の儀と相聞候。依之彌四郎は御譜代、助藏は上下格被仰付、何れも勤向の儀は是迄の通可相心得、且又別段御褒美彌四郎へ金三十兩、助藏へ金二十兩被下之。但宛行は何れも取米の通被下之。

八田又兵衛柴田勘兵衛高橋佐左衛門蒲生熊治郎脇勝太郎石川彦兵衛米倉左近
右同斷一條に付、爲御褒美御銀被下置候御禮。

加藤善之丞、壺山良太郎、拓植市之助、本多路之助、小林專左衛門、高橋徹山、高橋佐左衛門、久松權兵衛、彦三郎、石川新右衛門、彦兵衛、小野主水、陸之助、山寺又作、七左衛門、久保主計、名代本多、森山與右衛門、善治郎、坂部寂翁、駒治郎、朝比奈左平、奈新作、久保平四郎、名代本多路、岡温次郎、名代岡、筑太郎、久松九郎、彦三郎、柴田彌太郎、名代柴田、勘兵衛、朝比奈賀之助、名代朝比、垣屋之助

爲治郎 名代垣屋金吾

去酉年大鹽平八郎及亂妨候一條に付、御褒美御金被下置候御禮。

岡翁助・拓植貞右衛門・笹山老之助・本間重右衛門・小林新之丞・久松彦太郎・朝比奈新作・福原傳三郎・小野陸之助・山守七左衛門・窪田壘五郎・岡筑太郎・坂部駒治郎・多湖權之助・田口末藏・森山義治郎・垣屋金吾

右同斷一條に付奉蒙御褒詞候御禮。

岡翁助

右同斷一條に付、山崎彌四郎御譜代席、其上御褒美として金三十兩被下置候に付、召連右御禮。

本多爲助

右同斷一條に付糟谷助藏上下格、其上爲御褒美金二十兩被下置候に付、召連右御禮。

岡翁助 本多爲助

岡翁助以下褒美頂戴の人々

大鹽一味者共處刑

右同斷一條に付、同心共へ御褒美銀被下置候面々召連右御禮。

岡翁助 本多爲助

右同斷一條に付、御同心警衛の者共奉蒙御褒詞候面々召連御禮。

御同心支配役被仰付候御禮。 本間重左衛門

御藏目附加役被仰付候御禮。 朝比奈新作

小買物役被仰付候御禮。 高橋佐左衛門

大鹽平八郎并一味の者共御仕置

大坂町奉行跡部山城守組同心 吉見九郎右衛門

引廻の上於大坂礫可申付の處、悴英太郎を以て及密訴候に付、御仕置宥恕にて取米の儘にて御譜代に被仰付、小普請入被仰付。

河合善八郎孫 河合八十次郎 吉見九郎左衛門悴 吉見英太郎

爲御褒美銀五十枚宛被下之。

平山助次郎

吉見九郎右衛門同様可申付の處自殺。平山助次郎并小者兩人、去る酉三月朔日大岡紀伊守へ御預けの處、猶又同年十二月廿五日酒井大和守へ御預けに相成、同人儀叛患之由にて評判至て宜かりしが、其後に至り甚だ不評判に相成り、夫故の自殺なるべしと世評也。

戌六月廿日御用番へ酒井を御届左の通

大坂町奉行跡部山城守組同心平山助次郎并小者兩人、拙者家來へ御預被仰付罷在候處、右助次郎今曉七つ時頃、臥居候部屋の内にて息合荒く相聞候間、番士共直様立寄り聲懸候得共答も無之に付、驚き相改候處、何時差出隠置候哉、脇指を以て咽を突通し罷在候に付、手當可致と醫師診察爲致候處、即死にて療治致方無之相果申候。尤此間平常に相變り候様子も無之、全く取昇候儀にも可有之哉、右始末候段家來の者共心付方不參届、恐入候次第に御座候。依之御預被仰付候家來并番士の者共、急度手當申付爲慎置申候已上。

六月廿日

酒井大和守名代本多主税

右に付差控被伺候處、不及其儀旨也。

被仰渡左の通

其方家來へ預け申付候大坂町奉行跡部山城守組同心平山助次郎致自殺候段、家來心得方不行届の次第、不埒に付御咎被仰付。右は畢竟申付方疎忽故の儀、不念の事に候。此段可申付旨御沙汰有之候事。

右は於水野越前守宅同人申渡す。大御目附神尾山城守申渡す。

六月廿三日 酒井大和守家來 物頭山口孫三郎年四十一馬廻友松勘之丞年三十三中小性

齋藤力藏年四十四足輕鈴木瀧三郎年三十三庄司八十八年五十三中間門藏年九

右於評定所三奉行御目附加藤鞞負立合、一通り尋の上差返す。

一、遠島

町奉行組與力 大西與五郎

與五郎伴 大西善之丞

一、引廻の上於大坂礫

大坂御弓奉行上田五兵衛組 竹上萬太郎

大坂油掛町 一、存命に候は獄門 美吉屋五郎兵衛

一、存命に候は死罪

大鹽平八郎侍 同人女房つね

陰陽師 一、中追放 安田圖書

一、江戸拂

松平和泉守下知也。

右

外に鹽詰之死骸

兩人

大鹽一味
大坂に送
還さる

飛田に於
ける處刑
大鹽平八
郎同格之
助

戊八月廿二日、江戸町奉行組與力兩人、同心八人、檢使警固相兼出立。九月十一日當表へ著の積り、何れも肥後侯預りの者共なれば、侯よりも警固大勢附添來り、於森口大坂藏屋敷より大勢出張し之を受取り、大坂に連れ來り直に御奉行へ御渡と成る。

同十八日於飛田御仕置の次第

大坂町奉行東組與力大鹽格之助養父

大鹽平八郎

大鹽格之助

此者共儀、平八郎は表に謹嚴の行狀を飾り、文武忠孝の道を講じながら、内實養子格之助へ可嫁合約定にて、養置候攝州般若寺村忠兵衛娘みねと及姦通、殊に諸人の信用に隨ひ慢心を生じ、輕き身分を不顧御政道を批判致し、其上淺はかなる儀にしても不容易謀計を企て、師命を稱し愚昧の門弟等を感伏爲致、追て米價高直諸民難澁の折を窺ひ、仁慈を行ふ存立に託し、又は同組與力同心等の氣合を量り、品々姦舌を以て不平の志を募し、夫々一味連判に引入れ、猶人氣爲靡候ため、所持の書籍其

餘攝州兵庫西出町長太夫等申掠出金爲致、買調の書物類をも賣拂ひ、一己の慈善に申成し、右代金難澁人へ施遣し、或は叛賊の名聞を厭ひ諸民を惑亂可爲致ため、無思慮大言を綴り、不怪文言をも認載候檄文を村々へ爲捨置、剩へ名家の末孫杯と申觸、救民計議と偽唱へ計策を以て奉行を討取り、大坂御城を初め諸役所并に市中をも焼拂ひ、豪家の金銀を窮民へ分與へ、一旦同國甲山へ可楯籠旨申合せ、右企露顯の期に至り、逆意に不隨門弟津木矩之允を爲及殺害、一味荷擔の者共一同兵具を帶し、槍長刀等携へ、恐多き文字を書記候旗押立て、百姓共を申威し、多人數徒黨を結び、大筒石火矢等を打拂ひ、所々放火及亂妨、捕方役人へ敵對致し、格之助儀も右體の企申合ひ愚民を誑惑致し、平八郎俱々叛賊の所業、及び捕方人數に被打立、銘々逃去候後、油掛町五郎兵衛を申威し同人方に忍び罷在候始末、不恐公儀仕方、重々不届至極に付、兩人共鹽詰の死骸引廻しの上、磔に行ふ者也。

御弓奉行組同心

竹上萬太郎 五十歳

竹上萬太郎

此者儀、大坂町奉行東組與力大鹽格之助養父大鹽平八郎逆意を企候とは不心付候

へ共、違作の年柄諸民及難澁候に付、救民計儀と唱へ奉行を討取り、大坂御城を始め諸役所并に市中をも焼拂ひ、富家の貯金等窮民へ分遣候由を以て、右企一味の儀申勸候節、民を救ひ候ため仕成候儀は不筋の儀にも有之間敷存、同意の上盟文へ血判致し、其上御政道を批判し、又は無此上恐多文言等を認有之檄文をも一覽に及び、中には徹心の儀も有之候迎、彌右企發起の手續申合せ、當期に至り所持の鐵炮持參、平八郎宅へ相越候處、内變出來狼狽候様子見受け、事成就無覺束存じ、徒黨を可遁と偽り其場を逃去候儀共、不恐公儀仕方、右始末重々不届至極に付、引廻しの上礫に行ふ者也。

大坂町奉行 瀨田濟之助・小泉淵治郎・同渡邊良左衛門・庄司儀左衛門・近藤梶五郎攝東組與力

吹田村 宮脇志摩般若寺村庄屋 忠兵衛年寄 源右衛門百姓代 傳七猪飼野村百姓 司馬之助森小路村醫師 文藏河州守口

此者共儀、大鹽平八郎慢心に長じ、米價高直諸民難澁の時節を量り、人氣を爲、靡候計略を廻し、所持の書籍其外攝州兵庫西出町長太夫等より、兼ねて貪取候金子を以て

買調候分を賣拂ひ、代金施行致し、一己の慈善に申成し、又は輕き身分を不願御政道を批判し、救民計儀と偽り唱へ奉行を討取り、大坂御城を始め市中をも焼拂ひ、豪家の金錢を貧民へ分遣し、一旦攝州甲山へ可楯籠杯と無思慮大言申述、其上叛賊の名目を厭ひ愚民を惑亂可爲致ため、品々不輕文言認載せ候檄文を彫刻致し、右企同志の儀申勸候を不容易儀と乍心付、右欺謀を信じ、師命難背杯と存迷ひ、銘々一味連判致し、剩へ徒黨發起の節人數に加はり候者共は平八郎指圖に隨ひ、一同兵具を帶び槍・長刀を携へ、百姓共申威し、多人數徒黨に引入れ、大筒等打拂ひ、市中放火及亂妨、捕方役人に敵對致候始末、不恐公儀仕方重々不届至極に付、瀨田濟之助外十五人共鹽詰の死骸引廻の上礫申付、利三郎も死骸腐爛不致候は、同様可申付候處、吟味以前病死致す間、墳墓取毀申付者也。

無宿熊藏事
二二平廿九歳

此者儀先達て不届有之、領主役場に於て村拂に相成候後、河州守口村孝右衛門世話を以て、大鹽平八郎方に罷在り、同人不容易企に一味致し候儀にては無之候へ共、

平八郎頭取同組與力・同心等徒黨兵具等携へ、多人數押出候期に臨み、平八郎義民を弔候大義を存立、大坂御城を始め市中をも焼拂ひ、豪家の金銀貧民へ分遣候積に付可致加勢、若し不承知に候へば可斬殺旨申聞候迎徒黨に加り、處々放火及亂妨に途中、平八郎指圖に隨ひ百姓・町人等申威し加勢に引入れ、不逃散候様進退致し、殊に徒黨の者共捕方人數に被打立離散致候節、一旦平八郎等に附添逃去候始末、不恐公儀仕方重々不届至極に付、引廻の上獄門に行ふ者也。

戊九月

一、遠島

跡部山城守組與力

大西與五郎

大西與五郎

此者儀甥、大鹽平八郎兼而不容易企致し候儀は不存候得共、同人養子大鹽格之助罷越し、兩組の内奸智の者共及増長、御爲筋不宜候間征伐可致積に付、此者存念承度き由平八郎口上の趣格之助申聞候節、不同意の段及挨拶、猶同人へも申諭し、平八郎へ及異見候程の儀に候上は、其後の様子篤と可相糺處等閑に打過ぎ、殊に同人大筒等打拂放火及亂妨候次第承候は、近親の儀殊に頭跡部山城守取鎮の儀指

圖受候上は、身命を抛ち制方も可有之處、病中とは乍申大筒の音相響、火勢盛に相成り、平八郎方へ近寄り難く、素同人は異見等可取用性質に無之、無詮儀と存候迎、養子善之進のみ差直し、其身は罷越、其上右騒動は格之助承之候企と心得候へ共、法外の所業に付親族の罪科難遁場に罷在、差留方不行届候ては不相濟儀と心付き、善之進介抱受け一旦攝州西宮迄立退候上、心得違の段相口、途中不被見咎様可致ため、帶し居候刀海中へ投捨歸坂致し候段、御扶持被下候身分に有之間敷仕方、右始末不届の科。

中追放

右與五郎養子

大西善之進

大西善之進

此者儀從弟大鹽平八郎不容易企致し、右發起の期に到り與五郎頭跡部山城守取鎮方の儀、同組與力を以指圖有之候節、與五郎は病中にて、同人のみにては無覺束存附添可罷越旨右與力へ申達候程の儀に候上は、素親族の儀身命を抛ち取鎮可申處、與五郎に先立平八郎宅近邊迄駈付候得共、火勢盛に燃上り殊に槍刀を携へ候者、多人數往來も差塞、容易に平八郎へ對面難相成候迎立戻り、其上與五郎任申一應

も不諫同人に附添ひ、一旦遠方へ立退候始末不埒に付、押込可申付處、伯父の科によつて中追放。

存命に候は、獄門

油掛町 美吉屋五郎兵衛 同人女房

同 遠島

つね

美吉屋五郎兵衛同女房つね

此者共儀、五郎兵衛は兼て懇意に致し候大鹽平八郎不容易企致し、市中放火及亂妨逃去候に付、同人父子始め一味の者共人相書を以て、嚴敷尋方觸渡有之、殊右企に携候哉否の儀町方役人々糺受け、町預け中平八郎父子忍承候は、猶更速に其筋へ可申出處、平八郎押して止宿の儀頼聞、不承知に於ては可切殺、若し訴出候へば天文を考へ忽ち承知致し、家内一同可燒殺旨平八郎申聞候を怖敷存候迎、女房つねに申聞け、其餘の者共不察様、竊に平八郎父子を離座敷に圍置き、つね儀も不容易儀と再應五郎兵衛へ諫言に及候ても、同人品々申諭に任せ、終に夫に隨ひ内分に致し置候始末、不届至極の科。

岩藏外十二人、存命に候は、引廻の上獄門

大鹽格之 曾我岩藏 瀬田濟之 植松周次 助若黨

淺吉無宿松本鱗太夫播州西村百仁三郎 天滿北木幡町作兵衛 同處典藥町丑松同處東寺町前萬兵衛播州下辻村百姓金助

宿利八・榮三郎卯之助多乙吉

此者共儀大鹽平八郎慢心に長じ、名家の末葉杯申觸れ、救民計議と偽り唱へ、大坂市中燒拂ひ、豪家の金銀貧民に分遣候積相企て及一戰候間、荷擔可致、軍功の品に寄り褒美可遣間、平八郎申聞候を不容易儀と乍心付、同人指圖に隨ひ兵具等著作、槍刀を携へ徒黨に加り、加勢に引入候者共不逃散様申威し、或は鐵炮打拂ひ、處々放火及亂妨、剩へ捕方人數へ敵對致し候始末、不届至極の科。

吉見九郎右衛門

吉見九郎右衛門

其方儀組風の舊弊、奉行の存寄を以て改革等可致と素方の儀に候處、勤向未熟又は我意申募り、風儀に拘はる者共にて、組替申付可有之杯と風説承り、歎敷存じ、且は向組の者共取計向をも疑惑致す折柄、兼ねて學文并に勤向を教示受け、隨順罷在る同組與力大鹽格之助養父大鹽平八郎、肝舌を以て彌、心得違存迫り、其上平八郎儀近來違作打續き諸民及難澁、一體御政事向に付同人存意に不應儀間々有之、世を

憂共心難堪間、大義を唱へ往々直道に歸す様致度く、就ては計策を以て奉行を討取り、大坂御城を始、諸役所并市中をも焼拂ひ、豪家の貯金等窮民へ分遣し、一旦攝州甲山へ可楯籠心底の旨平八郎申聞、近國へ爲告知候積りの檄文讀聞かせ、右書中には無此上恐多文言も認有之候を不容易儀と乍心付、徹心致す廉も有之由、右の企に一味連判致す始末、重々不届至極に付、引廻の上於大坂磔可申付處、對公儀恐入候儀と賊徒發起以前、右謀計の次第粹英太郎等を以て密訴に及ぶに付、御仕置御宥恕の上取來候高の儘、御普代被成下小普請入被仰付。

吉見英太郎 河合八十治郎

吉見英太郎
河合八十郎

其方共儀、同組與力大鹽格之助養父平八郎方寄宿中、同人不容易企致し、格之助大筒町打に託し、棒火矢等拔立候儀とは不存、銘々親共其外平八郎門弟共一同右手傳致す由、同人儀御政道批判致し、其上民を弔ふ大義存立候趣杯、對公儀恐多き事共認載せ板行摺立、殊に袖印旗相仕立、右門弟共折々打寄密談に及ぶ様子見聞、怪敷儀と心付、上は素々一味となる者名前凡相分り、右檄文の趣意も覺居候儀に付、速に

密訴可致處、右體不容易儀と銘々父の内存等相探り罷在候て、遅々に及ぶ始末不届なれ共、一味に不加平八郎門弟共外出等嚴重に差留有之を、彼此手段致し、竊に塾中忍出で八十次郎父河合郷左衛門始、一味の者共名前相認むる書付、吉見九郎右衛門を受取、同人任申含右企發起以前注進致すに付、爲御褒美銀五十枚宛被下之。但八十次郎は跡部山城守家來へ引渡遣す。

橋本町一丁目市五郎店

冷月

僧冷月

其方儀於大坂表不容易企致す大鹽平八郎に一味致、市中放火及亂妨後姿を替逃去り、河州弓削村七右衛門事利三郎とは不存共、同人別善と名乗り、勢州垣鼻村海會寺所化剛嶽同道、尾州出生旅僧の由申偽罷越候節は、以前平八郎其外徒黨の者共人相書を以て御尋の觸渡も有之上は、別て身元をも可相糺處、右兩人任申數日止宿爲致、其上利三郎病死致すに付取置方の儀、剛嶽相頼迎弟子の趣に申成、菩提寺へ葬遣す始末、不埒に付、押込申付る。

名主源七代

祐助 市五郎 次兵衛 長兵衛

其方共儀、大鹽平八郎不容易企一味の者共、人相書を以て御尋觸渡も有之上は、別して人別改可入念處、平八郎徒黨に加り、追つて姿を變へ、別善と名乗る河州弓削村七右衛門事利三郎外一人を、町内冷月方に數日差置せ不罷在候段、畢竟心附方等閑故の儀、右始末一同不埒に付、源七急度叱り、市五郎外四人は叱り置く。

小船吉藏

小船吉藏

其方儀、大坂町奉行組與力大鹽格之助方奉公中、同人養父平八郎不容易企致儀は不存共、同人儀門弟共を集め、折々及密談を不審の儀と乍存其儘打過ぎ、其上平八郎等徒黨發起の節病氣にて打臥居候處、傍輩木八罷越し、平八郎出陣に付早々に可立退旨申聞驚、同處鈴木町榭右衛門後家とみ方へ立退忍罷在るなれ共、被召捕吟味可受も難計、氣遣敷存る迎江戸表へ相越し、右次第は押隠侍奉公致罷在る始末不届に付、江戸拂申付くる。但し御構場處徘徊致間敷候。

惠隆

惠隆

其方儀大坂町奉行組與力、大鹽格之助門前通る節、同人養父平八郎施行差出候由に

て、多人數立入候を見受け、困窮の折柄同様施行可受と存じ立寄候處、俄に門を閉ぢ刃携ふる侍十七八人立出、大坂市中の者討亡候間加勢可致。不承知ならば可切殺旨申聞候迎、及亂妨儀はなく共、仔細も不存人數に附添歩行、其上勢州山田妙見町喜兵衛方止宿の砌、泊り合せる同國矢川村有作便用に相越跡にて、同人處持の金子入有之紙入取隠、有作に被見咎盜共右始末不届に付、入墨放申付る。

忠兵衛
八右衛門

忠兵衛 八右衛門

其方共儀、先達て大坂表罷越す身寄小船吉藏、大鹽格之助方に奉公致居り、同人養父平八郎徒黨及亂妨節病身に付逃去、其後忍歸る儀は不存共、久々に罷越すならば篤と身分相糺世話可致處、身寄の口ある迎、銘々受人人主に相立ち、武家方へ奉公住爲致る始末不埒に付、兩度共急度叱り置く。

山口孫三郎 友松勘之丞 齋藤力藏

其方共儀、大坂町奉行組與力平山助次郎吟味中、孫三郎は預申渡受る身分、勘之丞、力藏は助次郎番渡し罷在上は、別して入念べき處、力藏は母りの病氣にある迎、乍

暫も勘之丞へ頼合せ宅へ立戻り、同人は力藏不居にて無頓著使用に相越し、兩人共其場を明候故、助次郎儀番人詰所柵に差置刀箱を脇指取出し、自殺致す仕儀に至り候段、心付方不行届一同不埒に付、三人共押込申付る。

多助 彌助

堯閣 代兼

鈴木瀧太郎

庄司八十八

門藏

其方共儀、不埒の筋も不相聞候間、一同無構。但多助・彌助は跡部山城守家來へ渡し遣す。

平山助次郎

一、平山助次郎儀、組風の舊弊奉行存寄を以て、改革可致は素々の儀に在處、組内勤向未熟又は我意申募る風儀に拘はる者は、組替申付可有之旨の風説承り、身分の掛念は無之なれ共、自然右之通に成行くならば、向組へ對し不外聞の儀と歎か敷と存じ、且は向組の者共取計ふ向をも疑惑致す折柄、兼ねて學文心得方を教示受け、隨順罷在る同組與力大鹽格之助養父大鹽平八郎、右風聞之趣等彼此及噂を承り、彌助心得違存迫り、殊に平八郎儀相聞弟子渡邊良左衛門等を以て異變の節、心掛の儀度々相尋を難心得存じ、容易に組内の者へ應對難相成、役柄をも不顧平八郎方へ忍參

り及面會、剩へ違作打續き諸民難澁に及び、一體御政事向に付平八郎存意に不應儀間々有之、世を憂ふる心難堪間、民を弔ふ大義を唱へ、往々王道に歸る様致し度、就ては謀計を以て奉行を討取り、大坂御城を始め諸役所并に市中共焼拂ひ、豪家の金銀を窮民へ分遣し、一旦攝州甲山へ可楯籠心底の旨平八郎申聞、近國へ告知らす由の檄文讀聞せ、右書中には無此上恐多文言も認有之を不容易儀と心付、徹心致す廉も有之迎右企に一味連判致す始末、重々不届至極に付、存命ならば引廻之上於大坂磔可申付處、對公儀恐入候儀と改心致し、賊徒發起以前右謀計の次第及密訴に付、御仕置御宥恕の上取來る高の儘、御譜代被成下小普請入可被仰付處、自殺致間其旨可存。

安田圖書

一、勢州山田外宮師職安田圖書儀、大鹽平八郎方寄宿中、同人不容易企致し右發起の節、同塾に罷在無宿正一郎儀相弟子宇津木矩之丞は、平八郎存意に不應者、同人指圖を受け打果由を以て、荷擔の儀申聞候を及斷ならば可切殺體にある迎、正一郎矩之丞を及殺害、内外に心附罷在り、殊に平八郎徒黨を催し兵具を帶し、救氏の

計議を存立て、大坂御城を始市中をも焼拂ひ、富家の金銀窮民へ分遣す企に付、加勢可致旨任、申強勢に恐れ、間合見合せ可逃去積り、右徒黨人數に付添歩行段、及亂妨儀は無之共、右始末不届に付、存命に候はゞ中追放。

一、勢州植鼻村海會寺所化剛嶽、泉州北糸屋町醫師寛輔々、海會寺柏宗弟子被致度旨、今以て止宿の儀頼越す。先達ては於大坂不容易及企、大鹽平八郎一味致す河州弓削村七右衛門事利三郎、姿を變へ身隠致すとの段、最初は不存同人儀奥州仙臺大念寺へ相越修行致度旨申聞、剛嶽も兼ねて同寺へ道徳を慕ひ居候儀に付、幸の儀と存〔衍カ〕の義同伴の儀申合、後利三郎儀右企に携候由咄聞、案外の儀と存するなれ共、違約も致兼ね同人同道、大念寺に相越す處、宿寺の儀斷受迎猶又當處所々連立歩行、追つて江戸表へ罷出で、同人尙又別善と替名を唱へ、生國等申偽り、橋本町願ひ人冷月方止宿罷在、其上利三郎病死致す節、冷月相頼弟子の姿被致貫、同人菩提寺に取置遣し、殊に海會寺に罷在候節、同寺勝手に有之錠前無之、錢箱の金子取逃げ致し不届に付、存命ならば入墨の上輕追放可申付處、病死致候に付其旨可存。

一、庄司儀左衛門始一味荷擔の者共、放大坂表夫々御仕置申付候間、其旨可存。

右之通申渡の趣、一同請書證文申付る。

上野執當代 觸頭海福寺代
現龍院 一音

右證文へ奥印申付くる

跡部山城守家來 恩田儀兵衛

右之通申渡、河合八十次郎外二人を引渡し遣す間、得其意主人へ可申聞。

細川越中守家來 酒井大和守家來 松本忠温侍
後藤善右衛門 福岡 與澤爲藏

右之通申渡間、得其意銘々主人へ可申聞候。

戌八月廿一日

右は於江戸表、牧野備前守殿申渡の書付を寫取候なり。尤大鹽以下三平・美吉屋五郎兵衛等の被申渡は、前の捨札の寫に委敷記置候故、略して吉見九郎右衛門へ被仰渡、已下を寫置者也。

一、死罪

攝州澤上江村與一右衛門粹 孝太郎

此者儀大鹽平八郎學文弟子に相成り、同人塾中に罷在追つて退塾致し候後、平八郎不容易企致し、右荷擔に可引入ため、忠孝の端に可相成事は、如何の儀も師命に背間敷趣の誓詞可致旨、同人申聞候を不審の儀とは不存、右誓詞へ血判致し、又は平八郎施行金の世話相頼候節、天満邊出火有之候は、同人方へ馳付候様、施行金遣候者へ可申含旨、及指圖候を如何の儀とも不心付、夫々申傳へ、其後平八郎儀、養子格之助屋敷内溜池埋候人足品々可差越段申聞、并村々へ可捨置旨を以て、黄絹袋へ入候檄文相渡し、其節に至り怪敷儀と乍心付、右施行金取次遣候者共へ申觸、平八郎へ差遣し、其上右檄文中對公儀、恐多事共書載有之候を追て及見、不輕企之次第相辨候上は、速に其筋へ可訴出處、右申付を相背候は、何様の後難可受も難計存候連、村内其外近村々へ右檄文配達致し、或は捨置候始末不届に付、死罪。

河州守口町百姓
彦右衛門

一、遠島
此者儀大鹽平八郎民を救ひ候手段存立、大坂市中豪家の町人共貯金取上げ、貧民へ分遣候積の企に親孝右衛門も同意致し候趣、同人申聞不容易儀に候得共、親の惡

事訴出の儀歎ケ敷存、折を見合せ諫言可致と忽せに打過ぎ、殊に平八郎徒黨を催し放火及亂妨、捕方人數に被打立逃去候の由承り、始て右企の本意相辨候後、尊延寺村次兵衛弟才治郎儀、平八郎加勢として人足共大勢引連れ、鐵炮・竹槍等爲持馳附候積、彦右衛門宅へ立寄候は、差押可訴出處、孝右衛門不届の露顯を厭ひ、平八郎敗走の次第才治郎へ咄聞及異見、其節同人持越候右鐵炮・竹槍預り吳候様任申、不筋の儀と乍心付、右品爲取隱、内分に致置き、追て罪科難遁存じ姿を變へ、所々忍び立廻り罷在候始末不届に付、存命に候は、重追放可申付處、依父之科、遠島

一、遠島

攝州般若寺村百姓勝治郎兄

富三郎

此者儀大鹽平八郎民を救候手段存立、當表市中豪家の金錢取上げ、難澁人へ分遣し候積の申合に、親傳七も同意致し、右に付ては多數騷立候儀も可有之候間、平八郎宅最寄異變出來候由承之、早々可馳付旨傳七申聞候を不容易儀と乍心付、平八郎兼ての取計を信用致し承知の旨相答へ、殊に天満邊出火異變の由承り、百姓の身分刀・脇指を帶び同人方へ馳付けつゝ、途中平八郎徒黨の者共拔刀の槍・長刀等携へ、

又は鐵炮打拂候を見受怖敷存じ、其場を逃去候後、右體不容易企に傳七も荷擔致し、同人指圖に隨ひ一旦右場所へ馳付候上は罪科難遁存じ、帯居候刀取捨て、河州野崎村寺院に隠れ罷在候始末不届に付、存命に候は、脇指取上げ重追放可申付處、依父の科遠島。

一、所拂

攝州世木村百姓
治三郎

此者儀大鹽平八郎企に荷擔致し候儀は無之候へ共、右徒黨に爲引入、兼ねて同人門弟共貪取候金子を以て、買調へ候書籍等賣拂ひ、右代金施行と唱へ吳候儀は不存、慈善の取計と心得貰受候節、自然大坂天満邊出火有之候は、平八郎へ馳付候様攝州般若寺村忠兵衛申合候を、如何の儀共不心付、殊に平八郎徒黨を結び、當表市中及放火候を出火と見受け、右施の恩義を存候途中迄罷出で、其上近村の者共一同吟味受け、平八郎欺謀の次第等諭請け、何れも發明致し深恐入候處、此者共平八郎欺謀厚く信用致し、究竟同人叛逆を企候故、眞實施行の恩惠迄手段の様に成行候忤心得候も、右勘辨に取紛れ白洲へ手を突候儀も打忘察度受候節、一旦右心底の趣

申立候段、追つて平八郎巧の次第相辨、先非を悔い恐入候へ共、右始末不届に付、存命に候は、所拂。

小右衛門

一、重追放

利右衛門

一、同斷

河州杉村百姓
小右衛門
同州穗谷村百姓
利右衛門

此者儀尊延寺村治兵衛弟才治郎儀、西國筋々當表へ攻來候者有之、右に付同人師匠大鹽平八郎儀も存立の儀有之、及一戰候積に付、加勢に可相越、彌々右存立通致成就候は、品々身爲に可相成趣申聞、不承知に候は、可切殺旨申罵り、平八郎存立の次第認候由の書付讀聞候節、右文段は不聞馴儀故解兼ね、對公儀恐多事共とは不存候共、御時節柄不審の儀と乍心付、平八郎相手も睨と不相糺強勢に怖れ、且は利欲に迷ひ、右村方の者共一同鐵炮、竹槍等携へ、才治郎に附添參り、同人儀平八郎敗走の趣承り、同人企に一味の次第申明すならば、早速差押へ可訴出候處、才治郎身隱致し度由を以て、引連る者共食事等の世話相頼むを不筋の儀と乍存引受、取賄遣す始末不届に付、存命に候は、兩人共重追放。

平八郎妾

一、中追放可申付處、依主人の科遠島

三九〇
大鹽平八郎妾
ゆう

此者儀主人平八郎不容易企致候儀は不存候共、病氣養生の爲平八郎任指圖、同人
倅弓太郎并召仕等一同攝州般若寺村忠兵衛方へ罷越し逗留中、平八郎へ及相談候
由を以て、猶又忠兵衛家内の姿にて、同國伊丹伊勢町幸五郎方へ相越止宿致し居候
様、忠兵衛申聞候は怪敷儀と可心付處、實に病人を厭ひ取計候儀と存じ、強ひて
仔細も不承糺一同幸五郎方へ止宿致居り、殊に平八郎企の次第乍承弓太郎等の身
分落付の儀心掛處々忍び立廻り候始末不届に付、存命に候へば中追放可申付處、
主人の依科遠島。

一、中追放

天満小島町醫師李白倅
貞助

此者儀大鹽平八郎企に一味致候儀は無之口しとも、同人心腹の程計綴り候由申聞、
對公儀恐多事共認載候檄文爲見候節、不容易儀と心付候は、早速其筋へ可申
立處、平八郎平常御政務を批判致し候者毎度の儀に付、門弟共及大言の儀と存じ
其儘に打過ぎ、殊に平八郎儀多分の書籍賣拂ひ、右代金難澁人へ施遣候趣を以て世

李白倅
助

話可致旨申聞候期に至り、彌怪敷儀と乍辨推察又は及見候迄の儀、卒忽に訴出、
若平八郎申紛候は却て何様の仇可受も難計存候由、内分に致置候始末不届に付、
存命に候は中追放。

一、中追放

泉州堺北糸屋町醫師
寬輔

一、攝河兩國を構、江戸十里四方追放

同人女房
こと

醫師寬輔
と
井女房

此もの共儀、寬輔はこと弟河州弓削村七右衛門事利三郎相越し、大鹽平八郎方へ止
宿致し候折柄、同人救民計議存立て、富家の金銀取上げ、貧民へ分遣候積の由にて
徒黨を催し、味方不致候は可切殺杯申聞候に付、強勢に怖れ右徒黨に加り附添
參候途中、捕方役人に被追散逃去候旨申聞候を實事と心得候共、素不容易筋に候
上は召連可訴出處、利三郎只管相歎不便に相成候由、同人の任申剃髮爲致、勢州
垣鼻村海會寺柏宗方へ手紙相添爲立退、ことは夫寬輔右體不筋の取計致候も、畢竟
利三郎は弟故の儀と存じ再三差留候儀に候共、續合に不拘利三郎身分難見捨由を
以て寬輔承引不致候由、同人申付に隨ひ罷在候始末、兩人共不届に付存命に候は

寛輔は中追放、ことは攝河兩國を構、江戸十里四方追放。

河州大蓮村大蓮寺隱居に罷在候

正 方

一、中追放

此もの儀、甥河州守口町孝右衛門外一人相越し、大鹽平八郎民を救候計議と唱へ、多人数徒黨を催し、味方不致候は、可切殺旨申聞候に付、強勢に怖れ同意致し、鐵炮等打拂ひ當表市中放火及亂妨候處、捕方人数に被打立逃參り候由申聞候は、早速差押可訴出處、親族の儀不便に存候逆、孝右衛門任申缺貸遣し剃髮同様の姿に致し、袈裟衣經文等吳遣爲立退候始末不届に付、存命に候へば中追放。

尊延寺村

忠右衛門

忠右衛門
新兵衛

無宿

新兵衛

一、兩人共存命に候は、引廻の上獄門

此者共儀、同村次兵衛才治郎、兼ねて大鹽平八郎不容易企に致一味の處、右企發起を察し致加勢候積を以て、右村百姓等多人数呼集候節才治郎に荷擔致し、同人指圖に隨ひ、右加勢に相越候は、品々身爲に可相成杯申聞、同村龜右衛門其外の者共相勤め又々申威し徒黨に引入れ、才治郎用意致置候鐵炮竹槍等取出し、右の

儀次郎

者共に爲持攝州長柄村迄罷越、殊に新兵衛は平八郎敗走の趣承り、才治郎に附添ひ逃去り、同人身隱の世話をも乍致、忠右衛門俱々最初糺の節、品能く申紛し罷在候始末不届至極に付、存命に候へば兩人共引廻の上獄門。

同人從弟
儀次郎

守口町彦右衛門
方に罷在候

磐若村卯
兵衛

此者儀大鹽平八郎頭取徒黨を結び、當表富家の町人共焼拂ひ、貯金銀窮民共へ分け可遣由の企、彦右衛門親孝右衛門も一味致し、右異變發起の節奉行處最寄へ徒黨人数の内伏置き、及放火、捕方の氣先を可折手筈にて、松江町邊貸座敷借置候趣を以て、加勢可致旨孝右衛門申聞候に同意致し、彦右衛門下男と偽り右貸座敷へ引移り、追て平八郎等市中放火及亂妨候段承り、兼て同人より譲り受け候刀脇指を帶び、放火の指圖相待罷在候始末不届に付、存命に候へば死罪。

攝州磐若寺村
卯兵衛

一、存命に候は、死罪

此者儀、大鹽平八郎養子格之助屋敷内溜池埋候人足に被雇居候内、米價高直にて諸民及難澁候趣に付、大坂市中豪家等打毀ち、所持の金銀分け遣候積に候間、其節は

可召連、若不承知に候は、可切殺旨平八郎申聞、怖しく存候、連不容易儀と乍辨承知の趣相答へ、殊に同人儀一揆蜂起可致も難計、早々人夫召連參候様申聞候を、右企發起と察し態と同人方人足入用の由、村内忠兵衛傳言の趣申欺き、小前の者共大勢引連れ途中迄罷出候始末不届に付、存命に候へば死罪。

瀬田濟之助養父 瀬田藤四郎尊延寺村 治兵衛同人のぶ 市太郎同村 八左衛門伊丹 植松善右衛門河州小川 村醫師力 志村周次。

此者共儀一件申口の趣にては、大鹽平八郎荷擔の者に無相違處、吟味以前縊死又は脱落、或は吟味中病死致候に付、此旨可存候。

井伊掃部頭家來
宇津木下總病氣に付
名代
宇津木十郎次

下總弟宇津木矩之允儀、大鹽平八郎不容易企に不致同意、發起の當期に相果候儀に付、矩之允死骸勝手次第可取置候。依之同人碑文・詩集共渡遣し候。

油掛町
美吉屋五郎兵衛娘

家財は町内へ御預けなりしが、以御憐愍其儘被差置、十二月に至り闕處と成り、娘家へ引取となる。

五貫文過料、同町年寄、同斷、同五人組、過料可申付處、以御憐愍其儘に差置、兵柴屋長太夫、商賣柄とは申しながら過分の焰硝御届不申上商候段、不埒に付三貫文過料。大坂唐 馬具屋安兵衛外に馬具

九月十八日大鹽掛被召出候分、凡千人計り、尤附添共也。百六十人無構、九十五人五十百の所拂、四十人改て牢舎手錠等被申付。十月中旬、七十人計被召出、九月十八日手錠被仰付候。落文の板摺致し候者兩人、其外左様の類七十人計り御免。兵庫西出町柴屋長太夫は無據平八郎へ金銀を貸し、右御吟味御答牢へも入り、不怪處の者迄迷惑に及び、此度御叱の上十貫文過料。平八郎身上を不辨大嵩なる金銀貸與候段、其節不審の趣を届不申段、不届至極の御答なり。

浮世の有様 卷之八 終

浮世の有様 卷之九上(前)

騒々しき年も漸々と過行きて、天保十己亥の春を迎へぬ。然るに元朝も曇天なりしが、辰の刻より雨降り出でて、午の刻に至り漸々と止みぬ。されども曇りがちに於て、晴るゝ事なし。二日辰の刻雨、巳の刻より午の刻迄大雨にて暫く止み、未の刻より時々小雨降る。三日晴曇不定、四日晴曇不定、巳の刻雪程なく止みしが、夜に入り再び降る。此日淀屋橋濱にて、米初相場を聞くに、

米穀の初相場

肥後米 百十九 五五分	同古米 百二十 四分	同餅米 百二十 八分	中國米 百十 一分	同古米 百十 四分	筑前米 百九 五分
同古米 百十 四分	廣島米 百三 三分	同古米 百十 四分	肥前米 百十 四分	同古米 百十 四分	さへ米 百目
備前米 百十 四分	淡州米 百十七 八分	豊前米 百十 四分	薩摩米 百二十 三分	岡 米 百三 四分	筑後米 百十 四分
柳川米 百十 六分	伊豫米 百十 九分	中津米 百十 四分	加州米 百二 一分	米子米 百十 八分	出雲米 百十 四分
秋田米 百十 八分	岡大豆 百十九 五分	州大豆 百十 一分	南大豆 百十 九分		

昨年初相場の比

帳合寄附 百十 三分	高直	下直	大引
肥後米 百十九 五五分	大引 百九 五分	筑前米 百九 八分	口十
越年前凡	七十三萬三千五百俵		

米價も高き頂上に比すれば、大に下直なる様に思はるれども、昨年の初相場よりも肥後米一石に付、十二匁計り高價なり。九州・中國筋等に澤山に占園へる米を積登せなば、如此直段にて諸人困窮する事少なるべきに、憎むべき人氣なり。總べて米價につれて物毎に貴うして、何一つも安き物なし。諸人の困苦憐むべき事なり。

當月十五日、昨年来有栖川宮御内鎌田一件にて、御咎蒙り病死せし加島屋藤八が跡、悉く闕所となる。

近年盜賊至つて多く、傍若無人の有様なりしが、當春に至り所々方々へ、押入或は土藏を焼切、往來の人を剝取る杯、言語に絶えし事共なり。大抵毎町に盜賊の入らざる町とはなければ共、尤も甚しき町は、一町内にて十軒より十二三軒餘も門口・格子等を拗放し、同類五六人より八九人連にて押入をなし、奪取りし品物を仰山に荷ひ

盜賊横行す

行過ぐる盜賊幾組共なく往來すれ共、町々の番人は申すに及ばず、盜賊方の役人と雖も之を見ながら、自身より之を避けて捕ふる事能はず、公儀もなきが如くにて、諸人夜も安眠する事なく恐怖する事限りなし。騒々敷事なり。斯かる中にて、早春より彼猫間川を玉造へ掘込み、東堀迄掘抜かんとて、玉造上町高津邊の人家の座敷・臺所・土藏等の差別なく、川筋の杵を打廻り、家藏不殘川筋に取られ、或は半ばを川筋に取られ杯して、如何とも仕難し。尤も夫々に代地を下し置かるゝ事なれ共、其處にて年來仕にせぬる商賣の者外へ到りては其詮なく、差當り家建普請等に當惑致し、癢氣暴に差込み、之よりして病人となりし者も少なからずといふ。斯様の事にて「跡部早く引取れかし」とて、諸人恨み思へる事甚し。之に限らず松島川筋等昨年来拵へし所の島を、次第々々に長くなし、大江橋の遙下迄打續く様になりぬ。早春よりして大勢の人夫此事に打掛り、盜賊の噂と川鑿せりの評判區々の事なり。

昨年来唐津侯公儀より御預所二萬石計りの所、一揆をなす。元來此二萬石は、當時濱松の城主水野越前守御老中の筆頭大坂町奉行跡部城州の兄なり未だ左近將監と云ひて、唐津の城主たりし

諸堀川修築

唐津侯預所の一揆

時、知行の外に密に私せし處なり。此人外様にて、御當家へ續き由緒ある家柄なれ共、御役を持ちて自己の權威を振はんと思へるにや、頻に御役家へ取入り、種々手入をなし、御譜代となられしが、其折節下地濱松の城主井上河内守鷹野に出でて、理不盡に百姓の妻を犯して、其咎に依りて奥州棚倉へ所替となるにぞ、是迄棚倉の城主たりし小笠原は唐津へ、水野は濱松へ所替仰付けられしにぞ、其節に至り年來密に私せし地面を公儀へ差出す。

之を其儘にて小笠原へ引渡さば、小笠原の益となるべき事なるに、是を公儀へ差出せしは、知行の外に濱松にて別に二萬石の代地を下置かるゝ様にとの、欲心にて差出だせしといふ事也。此地所水野が力を盡し開發せし地面ならば、さもあるべし。之を是迄公邊を掠めて私せし田地なり。急度公儀よりして、其御咎有るべき事なるに、其御沙汰なく相濟みしは、如何なる事にや不審千萬の事なり。此一條に就て水野しくじりとなるべしと、世間にて専ら取沙汰せしが、更に其事なく却て引越せし後、間もなく大坂御城代となり、京都所司代を経て御老中となる。

所替に付ての私見

當時の勢飛鳥も落つるが如くにして、其盛なる事限りなしといふ事なり。又唐津を立退く節、寺澤志摩守已來城付武器其外諸道具等を多く持行きぬ。元來唐津は長崎の役を勤むる事故、城付の海船多く有る事なるに、新しき船をば悉く高直に賣拂ひ、何の益にもならざる破損せし古船を下直に買集め、船の員數を揃へて小笠原へ引渡せしといふ。士道に於て有るまじき事なり。又唐津燒の陶器を造れる者共は、其所の名物故一人も他へ出す事は勿論其處限りにて、他郷と縁組する事も、御公儀より御制禁にて唐津侯より左様の事之なき様、此者共を公儀より預り奉りて、嚴しく之等の事なき様に制せらる事なり。然るに陶器造れる者共三人、地頭の權にて之を取込み、濱松に連行きて陶器を燒かしむ。之等の事、公儀へ對しても申譯なき事といふべし。又或寺に狭手彦が其妻佐用姫が菩提の爲にとて、高麗より持歸り寄附せし半鐘ありしを、之を取寄せ城下の鑄物師久兵衛と云へる者に其通りなる似せ鐘を造らせ、之を其寺に返し、古半鐘をば之を取上げて、之をも濱松へ持行きて、其家寶とす。之等其寺に傳へ、天下に聞えし名器

なるを、取去る事不法の業といふべし。主人如此所作なる故、一家中不殘疊・建具は云ふに及ばず、家の敷居・鴨居其外何に寄らず悉く取放し、之を賣拂ひ大破に及び、其跡へ引移れる者如何共成し難き様になして引渡せしといふ。言語に絶えたる振舞といふべし。已に水野の前には土井大炊頭當城守たりしが、所替にて水野と交代の節、疊の表替襖障子の張替迄なし、破損せし處は夫々造作をなし、遠方より交代の事なれば、何れも差當り當惑なるべしとて、勝手廻りの諸道具杯其儘に附讓りになして、一家中不殘引渡せしといふ。如此にあるべき事なり。水野侯の所行姦商よりも甚しく、武士道に於てあるまじき事なり。

此故に、右二萬石の所公料となりて、其已後は小笠原の預りとなりて、之を支配し來りしに、昨年の年柄にて三箇村年貢聊も上納せず、之に連れて外に四箇村も不納なるにぞ、上納の儀頻に唐津より追立せりたつれども、公料にて御預地の事なれば、之を自由に取締まる事も成難く、百姓共も其心なる故、之を侮り少しも頓著せざる故、其趣を公儀へ訴へぬる内、はや年貢を積登せる船日の丸の印を立て、貢米受取に

年貢不納
の村民騒
動す

水野の浪人百姓に組す

出來れるにぞ、之を渡さる時は、小笠原の支配行届かすして公儀へ對し申譯無之故、小笠原手元にて上納米の員數を揃へ、其船に積登せしが、されども其儘にては捨置き難き故、頻に庄屋年寄を招寄せ、百姓共へ厳しく申渡せしにぞ、何れも大に怒り、七箇村徒黨をなし一揆を催す。人數千餘人に及び大に騒動す。唐津より之を取鎮めんとて、郡奉行兩人騎馬にて、其外代官手代に至る迄、大勢の供廻りに、馳行きしに、忽ち百姓共兩人の奉行を馬より引落し、散々に之を打擲し、半死半生にて如何共仕難きに至る。其餘の者共も大きに辛きめに遇はされ、命からん、這々の體にて逃歸りしかば、案外の事故唐津にても此度は其手配りをなして、之を取鎮めんと思へ共、百姓の方には内家の浪人又先代の城主水野の浪人共數十人水野濱松へ所替の節、家來多く暇を出す。此者共詮方なく唐津近在に住居して、哀れなる暮しをなす者大勢あり。又小笠原の家不埒にて浪人せし者共、何れも申合せ、一揆の中に打交りて、何事も指圖するといふ事なり。

一揆共に加擔にして、其指圖をなす事故、容易ならざる大變と思ひ、其備を設けて之を取鎮めんと思へ共、山上に籠り、樹木・岩石を投落しぬる故、其邊へは寄付き難く、思の外なる大變なる故、甲冑を帶せざれば成難けれ共、是迄太平の澤を蒙り、うかく浮々

小笠原家肥後の小城へ援を乞ふ

一度一揆を鎮定す

おこりくら奢暮せるのみにて治亂の事に疎く、小笠原家に於て甲冑の用意乏しき事故、肥後の小城へ暴に使者を遣し、具足百五十計り貸し給はれと頼みしに、小城とても同様の事にて、具足至て乏し。されども無之と云へるも恥かしく思へるにぞ、「當家は萬事本家よりの指圖を受けざれば、我儘になし難し。其旨承知は致せしかども、一應熊本へ申遣し、指圖を受けし上にて兎も角も致すべし。併し越中守在府の事故、江戸表へ申遣しぬる上にて、其返答承り候上ならでは相成難し」と、尤もらしく返答を取繕ひしにぞ、唐津には今眼前に一揆起り、一日も猶豫なし難きに甲冑には乏し、小城の返答右の如くなれば、大に當惑せしかども、詮方なくて種々手段を盡し、一たんは一揆を取納めぬ。一揆等の答に、唐津より種々手段を盡し、納得をなしぬる様申しぬる故、然らば相鎮まり申すべし。さりながら偽りを以て吾々共を騙し、事納まりし上にて發頭人を吟味して、之を召捕らんとならば、譯て鎮まり難し。急度其事なく年貢不納も其儘に相濟ましぬる様に」と申せしに、「願の筋は勿論、發頭人の吟味等は決して致す事なく、只何事も穩便に致すべし」と申すにぞ、「さ有らば兎も角もせん」と一揆の者共相鎮まりしにぞ、かく賺し鎮めし上にて、發頭人數人を召捕へ、入牢せしむるにぞ、其約に背きし事を憤り、當正月より一揆再發し、又千餘人黨を結び、此度はあめ嶽山とて唐津より五六里計り隔りし深山に楯籠り、其山の麓一方は鍋島家の領地なり。同家の領内の百姓も味方すべしとて、一揆共へけしかけし故、之が尻押を頼みにして、破竹の勢を振ふにぞ、小笠原より此事詳に公儀へ訴へしかば、直に鍋島家へ其旨御察當有りしかば、同家にも大に驚き、早使にて國元へ申遣し、あめ嶽山の麓なる領分境に、大勢の人數出張し、之を嚴しく相固め、山上の一揆一人も吾領内に入る、事なく、

吾領中の者をも一人も境を出ず事なく、嚴重に其固をなしぬる故、一人も山を下る事成難しといふ。早春に至り、再び一揆起りし故、大勢の人数を以て、小笠原と鍋島と兩家よりして前後の麓を固めて、一人も山を出る事ならざる様に之を取切りて、嚴重に固めぬる故、後には一揆大に困窮しぬれども、兩家とも江戸伺にて、公儀の御指圖を待ちぬる事故、互に陣を張りて動く事なしといふ事なり。小笠原家至て困窮故、領分は申すに及ばず、御預地迄に疊一疊敷に付、八文宛の錢を取立てし故、之よりして一揆起りし故、郡奉行兩人騎馬にて之を鎮めんとて馳付きしを、鳶口にて馬より引落し、散々に打擲せし故、家來共は主人を見捨て、這這の體にて逃歸りしといふ。之に大に狼狽うろたへ出し、小笠原の手にて取鎮め難き故、鍋島家を頼みしかば、鍋島家より役人を遣せしに、一揆一人も之に手指しする者なく、無禮なき様に道路を警固し掃除をなし、頭立ちし者共之を出迎へ、大庄家の宅にて種々馳走をなす。役人よりして其趣意を尋ねられしに、小笠原家の無道なる事を申立て、奉行・代官等三四人の名前を指して、「其者共を退役せしめ政道正しき様になし下さるべし。さあらば速に相鎮まり申すべし。斯かる仕義に及びぬる無據故

一揆等小笠原家の不法を訴ふ

の事也」と申すにぞ、其旨一々聞糺し、「何事も唐津へ掛合ひ程能く取計らふべし」と之を諾ひしにぞ、早速に治りしかば、其上にて發頭人を詮議して、之を召捕へぬるにぞ之を憤り、

名指されし處の唐津の役人共は、皆押込と成る。又百姓共不法の願ひ有れ共、一揆を取鎮めんと思ふにぞ、「一々之を聞届くべし」といへるにぞ、「然らば其旨承知して、打鎮まるべし。併ながら相鎮まりし上にて、發頭人を詮議し召捕らんとならば、之に従ひ難し」といへるにぞ、「決て其事なし相鎮まるべし」と之を賺し、鎮まりし上にて數人召捕り入牢せしめし故、一揆等之を憤り、當正月の始めより七箇村申合せ、あめ嶽山の半腹に小家掛をなし、米穀多く貯へ、先代唐津の城主水野の浪人當時の浪人共大勢寄集り、百姓共を引廻すといふ事なり。水野所替の節家來大勢暇を出し、此者共是非なく在町等に住居すと雖も、近年の年柄にて大に困窮せし故、一揆へ悉く加りしといふ。又小笠原唐津へ入城以後、不恙の事にて町人・百姓・馬士の類に辱めを蒙り、手疵を受け大小を奪はれし者、又は不義密通脱の事杯に

浪人となりし者共、所替りてより未だ格別の年數にも非れども澤山の事にて、此者共對州領公料等其近邊に住居して有りし者共、大體一揆の加擔すといふ。斯る騒動故唐津にても人數足らざる故、一揆に組せざる浪人共を悉く召返しと成りて、手配の人數へ差加へられしといふ。小笠原家の狼狽甚しき事なりといふ。又一説に、小笠原困窮に付、公儀御預所迄も壘一枚に付、八文宛の日錢を軒別に取立てし故に、一統大に困窮に迫り、依之一揆起りしといふ噂あり。されども之は信用し難き事なり。自己の領地に於て、斯かる苛政なせる事諸侯の中にも之有りて、已に先年一揆を起せし事あり。丹後の宮津之なり。小笠原いかに不道なればとて、御預地へかゝる事なしぬる様なし。こは全く浮説なるべし。自己の領中には其事を申出し、嚴しく之を申付けしかども、其折節公料に一揆起りし故、領中へ申付けし日錢の沙汰も其儘に止まりぬ。已に領中の者共も公領と共に一揆せんとするの勢せし故、早々其事を止めせしといふ説あり。こはさもあらん様に思はる。同家所替以來の不始末は、委しく聞込みし事有りて、前卷に書記し置

きぬ。夫等の事とよく符合をなす、詰らぬ事といふべし。之を見て思ひ計るべし。又小笠原の政道不法なる事故、之を他國へ所替なさしめんとて、昨年公儀御巡見の節、無法の事共數箇條駕籠訴せし事有りしかども、之取上げぬれば、騒動を引出しぬる故、御巡見にもこれをば取上げなかりしともいふ。

當春早々より再發し、山中へ引籠りしにぞ、小笠原鍋島等の人數にて、雙方より山下を固め、公儀よりの御指圖待ちて只其出口を取切りしのみにて、雙方共一向に手出しをなさしれば、一揆共山籠りせしのみにて、一人も出る事能はず、貯置きし處の食物も次第に乏しく相成り、鍋島領の加勢を頼みしに、之も一人も出來らざれば、何れも大に困窮し後悔するに至るといふ。

近江國日野川筋に、關播磨守として五千石を領する旗本、此人御役に就かんと思へども、當時節には過分の賄を以て權門家に取入らざれば、立身も役就きも成し難き事なり。され共勝手向不如意なる故、領知の百姓共へ賄金を過分に申付けしか共、百姓共も至て迷惑の事なる故、之を軒別に差出しぬれ共、申付けられたる員數の半ば

關播磨守
仕官に失
敗す

にも至らざる故、彼此と呵責をなして餘程隙取りしにぞ、其間に外の旗本何某とやらんいへる人、權門家へ過分賄をなして、播磨守目指せる處の役となりぬ。播磨守には賄を遣捨てながら、少かりし事故、賄の金子遣ひし丈は同人の損となりて、空しく埋木となりしかば、大に力を落せしが、之全く領分の百姓共が、申付けし如く用金を出さざりし故なりと之を憤り、用人大島何某之は先年石山の邊、鈍子の口を切開き、湖水もくろみなせし、今平といへる中村玉助といふ河原者の召遣し者が、手代に使ひし者なりしが、山子にて今平と共に少々金儲せし故、其金を以て關が家の用人に住込みし者なりとぞ。とやらんいへる者出來り、主人播磨守が望を失ひしは、全く己等が用金を出さざりし故なり。

大島某の奸計

其分に捨置き難ければ、新規の田畑残らず取上げ、公儀へ差出しぬる故、其旨急度心得べし」と嚴重に申渡せしにぞ、日野川筋年々の洪水にて、播磨守が領地へ土砂流込み、之迄數十年來の事故、本高の外に新規の田畑多く有りて、其中には無年貢にて百姓の作りなるも、年貢を出せる處とて、新田の事なれば聊の事なる故、之等悉く取上げらるるに於ては、百姓何れも大に迷惑なり。大島は素より山子にて金子を貯へ、用人に住込む程の曲者にて、今平と共に先年此邊の有様をも篤と心を留置きし事故、何事も委しく知れり。主人役付きなば己も多く利を得んと思ひしに、其事ならざりし故、其仇にかゝる事申出し、領内の痛をも構はず、右の新田悉く公儀へ差上げなば、其功によりて御恩借を蒙りて、役付の道を開くべしと領内の百姓共之を聞いて大に驚き、愁訴せんとして一統に申合せ、凡そ六百人計りの人數、日野河原に寄集りて其評定をな

百姓騒動

し、大に騒動する様子なる故、大島が計らひにて、之を驚かして取鎮めんと思ひ、陣屋よりして空鐵炮を百姓の集まりし方を目當に、三つ四つ計り放し掛けしかば、百姓共大に憤り、之よりして人氣立逆り、銘々河原にて手頃の石を携へ、陣屋を目當打付くるにぞ、大島も今はたまりかね、何卒して之を鎮めんと門外へ馳せ出でて、百姓共を言ひ宥めんとせしかば、わざとに之を手近き所迄誘寄せ、百姓共何れも銘銘に持てる處の石を打掛け、此期に臨んで何事をか聞くべきや、奴故にこそ斯かる大變をも引出されぬ。敲殺せ、打殺せ」とて、六百人餘りの者共が銘々打付くる石なれば、總身共に何處彼處用捨なく、滅多無上に打付けられ、一身大に疵を蒙り、命からしく這々の體にて漸々に陣屋の中へ這入り、之より固く門戸を閉して、大に狼狽す。斯様なる有様故、其防ぎはいふに及ばず、外方へ其防を頼に遣す人をも出す事能はず、大に慄ひ居るのみなりしにぞ、近邊に有りぬる旗本の陣屋よりして、彦根へ加勢を頼み遣せしにぞ、物頭四人大勢の人數を引連れ早速に馳來り、直に之を取鎮め、大島をば京都へ差出しになりしといふ。之も正月下旬の事なりし。

西國に米
成金を生
す

梶木町の
火事に就
いて所罰

備中松山
城下の火

近年凶作にて高價の米穀なりしにぞ、九州より中國筋は年々宜しく、米穀も澤山なりしにぞ、之を占賣りになして高價に賣拂ひ、格外の金儲せし事と見えて、正月の末よりして、九國・中國筋よりして伊勢へ參詣する者仰山なる群集にて、一頃は寅年の御蔭參の如し。澤山なる米を占圍ひて、多くの人の咽締をなし、之に依つて餓死せし者數十萬人に及べり。人倫の道に背きたる所行にて、神明納受あるべきものに非ず。惡むべき事なり。澤山なる米を占圍ひ、利を貪りし事は昨年
は申すに及ばず、巳年巳來の筆記に委し。

舊冬變を引出せし梶木町天川屋の火事によりて、其々罪科を蒙りしが、鎌田追放となりし跡、家財不殘當八日悉く闕所と成り、其外舊冬手錠と成りて、町々へ御預けとなりし、講世話方屋敷家守等手錠を免さる。大變の事なりし。

當月中旬の頃より、米直段少々宛下落す。廿五日晴、廿六日晴、廿七日晴、申の刻微雨直に止む。廿八日晴、廿九日曇晴不定、今日備中松山城下七部通りの大火已に八箇年大火にて八部通り焼失せしに、今亦大火にて焼失す。彼地より申越せし書狀の寫、左の通り。

去月廿九日午の上刻、間の町足輕長屋々出火致し候處、殊の外大火に相成り、松山七分程焼失仕り候。怪我人等は御座なく候。漸、暮方下火に相成り申候。毎度の大火恐入り恥入り候次第に御座候。小生同町は幸にて今度も免かれ、有難き御事に御座候間、御同慶可被下候。未だ火殘居候處も有之、尙又焼出され宿かり客も有之、混亂中甚だ亂筆一寸右の段申上候。尙重便可申上、如斯に御座候。

恐惶謹言

三月三日

佐木辨内

三月十日曇、辰の刻雨、直に止む。午後より快晴。今夕上町に火事ありしが聊の事なりし。米價次第に下落し、肥後米一石九十三匁五分、長門米一石九十匁位となる。十七日晴、當月始めより平野大念佛寺、其外難波等に開帳ありて參詣人引きも切らず。昨年道明寺の開帳に等し。盜賊の噂相變らず甚し。當月二日江戸大火、左の通り。

江戸大火

當月二日申の刻、本所中の郷表續き、荒井町より出火、折節西南風強く、同所一町程焼

板行屋の板行

け、向ひ松浦肥前守殿中屋敷へ火移り、表門御殿向残らず、尤長屋は少し残り、夫々中の郷元町へ飛火、西側半町、同所北條采女殿屋敷残らず、猶又小梅代地町業平橋通り此邊四五町程焼け、三廻別當延命寺表門計り、隣南藏院残らず、此時風烈しく小梅瓦町中程へ飛火、夫より引船通り百姓家町家南側残らず、小梅四谷百姓家受地、幸島邊迄所々焼け、漸々子の刻頃に火鎮まり申候。同日申の中刻小日向^{逸が谷カ}庭谷五軒町より出火、折節西南風激しく大塚臺町へ焼抜け、小石川御簞笥町凡そ二町四方程焼け、近邊残らず、同極樂水松平播磨守殿上屋敷松平大學殿上屋敷白山御殿跡へ飛火、夫より巢鴨御駕籠町町家、姫路下屋敷、土井大炊頭殿下屋敷残らず、千駄木へ飛火、御鷹匠組屋敷焼け、其外近邊所々焼け、同夜子の中刻に火鎮まり申候。

右之通り從江戶申越候に付、此段爲御知申上候。已上同日同刻に焼出し、同夜同刻に雙當年は豊作なりと一統に見込みし事と見えて、九國・中國よりして追々米を積登せぬる故、人氣も少し立直りしと見えて、板行屋出せる番付等の板行を見るに。

天保十亥年 有難い、末代はなし
大新板 御治世

米價の比

文政十二年五月十一日 月白米一升に付	代百二十四文	天保四年巳七月迄格別の高下 なし同年八月下旬米一升に付	代百四十文
同九月中旬	代百四十八文	十二月迄格別の高下なし 天保五年午正月より	代百五十四文
二月中旬	代百五十八文	三月中旬	代百六十四文
四月下旬	代百七十文	五月中旬	代百八十文
六月中格別の高下なし 七月上旬	代百三十二文	八月中格別高下なし 九月中旬	代百十文
十月、十一月格別の高下なし 十二月上旬	代百文	天保六年未の正月	代八十四文
八月迄高下なし 九月上旬	代百四十文	同十二月迄格別の高下なし 天保七年申四月白米一升に付	代百二十文
同年七月迄格別高下なし 八月上旬	代百六十四文	九月上旬	代百七十八文
十月中格別の高下なし 十一月中旬	代百五十文	十一月より	代百八十文
十二月迄格別の高下なし 天保八年酉正月白米一升に付	代百七十文	二月上旬	代百八十八文
同十八日	代百七十六文	同日夕方には	代二百廿四文
二月十九日大火にて、相場相分らず 四五日も相休む。尤市中米賣買相休中にも、商ひ致候店は、直段左之通 二月廿一日朝	代二百三十二文	同廿三日、廿四日	代二百十八文
同廿二日	代二百三十二文		代二百四十文

同廿五日より堂島
相場改始まる
同十二日より十八日迄
四月上旬
五月下旬より
六月上旬まで
六月中旬より
七月上旬迄
の程未々迄も子孫に傳へ御厚
恩の有難きを忘るゝなかれ。

代二百五十文
代二百五十八文
代二百六十四文
代二百八十四文
代二百九十二文
代三十八文
代十五文
代二文右等の店出し市中辻々に
之あり何れも大はやり
代二百五十文
代二百三十文
代二百二十四文

三月節句迄相場變らず
同九日より十二日迄
同下旬
四月中旬より
五月上旬迄
七月上旬麥一升到付
空豆一升
きらす玉一つ
南瓜羹賣一切れ
同七月下旬白
米一升到付
同月上旬
天保九年戊正月
上旬白米一升

代二百五十六文
代二百六十文
代二百七十文
代二百五十文
代二百三十文
代二百四十文
大代六十八文
小三十八文
代五文
代二百六十文
代百六十文
代百三十文
代百二十四文

閏四月中旬 代百十六文
七月中旬 代百五十八文
十月上旬 代百六十文
天保十亥
正月上旬 代百六十文
同中旬 代百三十六文
同中旬 代九十六文

五月上旬 代百二十四文
八月上旬 代百五十四文
十一月上旬 代百七十四文
同中旬 代百五十六文
同下旬 代百十八文
同下旬 代八十六文

六月上旬 代百五十文
九月中旬 代百五十八文
十二月中旬 代百六十二文
二月上旬 代百四十二文
三月上旬 代百十六文

私故に騒動起り
三界に踏迷ふこそ
道理なれ
吾も續いてあと
から來い
浮世渡りは
さまふに
はて合點の行かぬ

白米一升四百文
朝晝夕三度
粥の凌ぎ
朝七つ起き切手貰
ひ粗すり買
米・麥・醬油・
夜店
糠・きらすの
まぜた喰物

何のこなたに引取
らすやうな事
重荷は寝たま
も休まぬ
それかこれかと
よくくながめ
顔が見たい
くわいやく
此上の悦びはござり
ませぬ

天保十亥年正月大新板
酉の年中の珍らしい
事覚えて置きたい
忘れまい沼津見立

麥一升三百八十文・小豆二
百七十文・大豆二百廿文
毎日米屋の札見て泣顔
四五月段々高直
七月の末
新穀入り
豊作聞いた
九月頃

むうと心の目算
 思案を極め
 さうあらう心底至極
 尤ぢやが
 しゆみ大海にまさ
 つたる
 何かの様子は道にて
 聞かん
 宵月夜であんどほ
 いらぬ
 ゆるりと縮かまつて
 御寐なりませ
 さう聞きまして申し様
 もござりませぬ
 一日ぐらしに日を送り
 かげに巢を張り
 待掛ける
 何故に此有様
 南無阿彌陀佛
 悪病疫癘餓死
 數知れず
 有難やかゝる可責のなかりせばつくりし罪のいつか消えなん
 天保九年戊の年中珍
 らしき事を覺えよ
 いやはり九段目見立

百姓高持
 米屋
 鹽一升六十四文・糠六十四
 文・きらす百文
 御救國恩
 何がなしに堺・八尾・平野
 邊へ逃げた人
 番場で野宿
 歴々の出家達出入
 へ當時居申候
 質屋から
 へんがへ
 町内空豆一式店げんこ取
 併南瓜小皿賣
 諸方總嫁夥し
 知音近づきの落つた人
 香ほほしか一疋
 なし
 えゝかたじけない
 こげつまるびつ
 走り行く
 さまゝ浮浪
 致す人
 頼みかけられ
 是非なくも
 どうやら爰に根
 が生えた
 どなたもさやうに
 おつしやります
 それ聞いてとんと
 思切りました
 あの病氣では思ひ
 もよらす
 何の因果で此様な
 なさげない
 諸方一膳飯二十四文
 旅籠代金一朱
 諸方大家施行
 二月大火
 天保山で握飯
 喰たの
 焼残り親類
 船場焼跡なすび・
 南京島
 香物一樽金二歩二朱
 酒三百六十四文
 悪病はやり
 毎日々々端々にて乞食の
 死骸荷造り

へッ有難し
 ほしがる所は
 山々
 聞きもあへず膝立
 直し
 替らぬは親心兎や
 角とき合せ
 冥加の程が恐ろしい
 まづ御通りなされ
 ませ
 御本望もとげ
 られず
 さぞ本望でござら
 うの
 おまへなりわたし
 なり
 そりや眞實か
 誠か
 手前の主人は
 小身故
 ばかつくすな
 あの如く一致して
 丸まつた

白米一升百文
 天満天神砂持
 大はすみ
 座間御旅砂持
 砂持囃し
 れり子の親
 川堀天満の賑ひ
 天満川堀近邊
 茶店
 開帳・砂持に紛れ
 諸方みせ物
 加賀の敵討
 同上り高
 河内警田八幡宮
 藤井寺等開帳
 同上り高
 内平野町神明宮
 砂持
 女が男すがたで踊る
 天満龍田町新相場屋
 賑ひ

御計略の念願とゞき
 およそにしたかと
 思はれては
 こゝへきた様子は
 追てまづだまれ
 ほんにそなたの
 きりやうなら
 風雅でもなくしやれ
 でもなく
 外へはどつちへもいき
 たうはござりませぬ
 かういふことがい
 やさにな
 人の心のおく
 ふかく
 抜いたる刀
 鞘に納め
 一と刀に打留めると思
 詰めたる御かんしよく
 早速に知らせて呉れ
 とおつしやつたを
 うつりかはるは
 世のならひ
 ともに萎れて居たり
 しが

河内道明寺開帳
 大群集
 同構中
 南堀江へ宿替
 論伽宮砂持
 れこ間櫻林
 十丁目筋
 女夫橋
 大坂町々砂持
 はやし大はすみ
 又白米二百になりさうな
 猫間川出来
 御靈宮砂持
 大はすみ
 森宮開帳
 れり物はやしの来るを
 近所へふれる人
 追々諸方普請立揃
 れこま邊茶店

佛光寺の爲拜

三月廿八日より、京都佛光寺にて爲拜と唱へ、寶物を飾り付けて人寄をなす。然る所京都一圓、市中も遊里も悉く浮かれ立ち、衣裳に美麗を盡し、羅紗・猩々・緋・天鷲絨の類を揃ひにて著飾り、男女混雜し貴賤の別なく晝夜踊り歩行き、百人も二百人も一群に成りて、大道は申すに及ばず、見ず知らずの人の家へ、遠慮會釋もなく土足にて走入り、無法に踊れる有様、何れも亂心の如し。斯かる馬鹿々々しき事、大坂に於ては船著にて人氣騒々しく、至てはしたなき所なる故、常の事なれども、京地に於て斯様なる馬鹿々々しき事は、昔よりして無之事なりといふ。跡にては懺悔ゆる者多かるべし。其踊の名目をば豊年踊と唱へぬる事なりとぞ。一群々々所司代町奉行等の立關前に到りて、大騒ぎをなして踊りぬるにぞ、所司代よりして之を咎むる事なく、却て青銅・酒等を與へらるゝ由、怪しき事といふべし。

水野越前守等加祿

三月水野越前守一萬石・林肥後守五千石・水野美濃守三千石の御加増の由、こは西の

丸御普請其外何か出精緻しぬる御恩賞といふ事なり。

四月朔日晴、今曉天王寺邊失火あり。八日晴、今日暮より屋根屋町失火、籠屋町・茶染屋町三町共残らず焼失。麴町南側残らず、福井町西手にて半ば焼失し、伏見堀一丁目二丁目・北側の裏家少々残りて大方焼失し、羽子板橋筋より西へ十四五間、東へは東の辻迄残らず、表通り迄焼失す。家數三百五十軒計り、餘程の大火なり。

京都の踊

儒生中島文吉が狂詩

京都踊出始今宮	人氣俄立西又東	浮氣息子忘我踊	律儀手代忽奉公
主人異見蛙面水	兩親折檻馬耳風	堀川小川鴨川畔	一條二條三條通
町々辻々隅々迄	一時流行滿京中	口合道戲并面白	板べ股引足亦紅
此時主人兩親達	自免却踊八十翁	阿蘭阿清飯焚女	長吉岩松小使童
心躍地上只暗々	魂飛天邊更朦々	新寄風俗思附吉	茶番狂言趣向工
治世烏威不持矢	太平挑燈又無弓	拍子能取叩金盃	合之亦能吹竹筒
息子振袖化嬢郎	手代前帶擬女房	娼妓裝變生男子	幫間扮閻魔王

京都踊に就ての狂詩

儒者踊淵如魚戲 神主振鈴比狎狂 士農工商皆悉踊 俱喚丁々長々々
又曰節々拙々々 踊阿房見亦阿房 一樣不踊損(脱カ) 老若男女足縱橫
獨莫踊借金利足 益可下八木相場 輕薄老人印

浪華蝶々熱未覺 翩々飛來旗洛中 衣裳張込菜種色

宮古手振肩切風 (この處踊の圖あり。上の一詩はその贊なり。)

右の如く人氣大に浮立ち、官家の男女迄同様の事なりしに、尾張大納言殿御逝去に依りて御停止仰出さる。されども人氣夢中の如き有様故、御觸をも構はずして、猶も踊れる馬鹿者共澤山ありて、大勢召捕へられしと云ふ。

尾張大納言殿、去月廿六日御逝去にて候間、諸事隱便に仕り、鳴物は今五日より來る十一日迄停止の旨、普請は七日迄相止め、道頓堀其外諸芝居來る十一日迄相止め町中火の元念入れ候様、三郷町中へ可觸知者也。

四月五日 伊賀山城

北組總年寄

尾張大納言逝去

田安中納言尾張家を繼承す

尾州老候田安家より養子とするを好まず

去月廿六日、田安中納言殿御事、尾張家相續被仰出、尾張大納言殿遺領無相違被遣候。拾萬石は田安一位殿七男松平群之助殿へ其儘被遣、徳川と被稱候様被仰出候。

右之通從江戸被仰下候條、此旨三郷町中へ可觸知者也。

四月九日 伊賀山城

北組總年寄

右公方様思召にて仰出され、御老中水野越前守より尾州御附家老成瀬隼人正へ申渡され、同人是を御受申せしといふ。之に依つて公儀より御奏者加納遠江守殿を使として、尾州へ其由仰遣され候處、尾州御隠居其事不承知の旨仰せられ、御使者へ御逢もなく、甚だふあしらひにて早々追返されしといふ。其後御旗本何某とやらん、再び御使者に來られしに、領分境を固め領内にも入れずして、其使追返されしといふ。元來尾州家に相續の人なき時は、御分家濃州高須の城主松平中務大輔殿の家より、本家相續する事古來よりの定めにして、已に當時相續すべき男子あり。之を捨置き、公儀へ詔ひ、田安殿養子の事を御受申せしとて、大に不快に思はるといふ。

尾州の家
臣不服を
となふ

又尾州家に於ては、二百石以上五千石以下の士四百八十餘人、各其最寄々々の武藝の稽古場へ會合し、「田安殿相續の儀一統連書して相斷るべし。公儀の思召を以て一旦仰出されし事故、斷り立ち難き事ならば、參られ候上にて直に隠居さすべし。夫も相叶はじとならば、何れも退去すべし。退去する時に至らば銘々存意盡すべし」とて、大仰に騒動す。附家老竹越山城守當年十九歳なれども、才器ある人物にて、先づ暫らく何れも差控へられよ、拙生とても各と同意の事なり。されども連書して願ひ候は不宜候間、銘々一人々々の願書認めらるべし」とて、八十餘人之を認めさせ、其願書を以て早々出府せしといふ。斯かる有様なれば、尾州領町在共に近軍始まるるとて、養子の筋違騒動の有様など、大なる聲にて諸人取々に噂をなし、何によらず他國との取引を止め、騒々しき有様なり。斯かる事に及びぬる故、他國よりは是迄商ひせし者共、聊の價をも取る事成難くして、京攝は申すに及ばず、諸國の商人大に難澁に及ぶといふ。尾州町人の内にて聊の代金無據義理合にて拂遣り候者五六人計り之ありしに、國の金子を外へ出し不埒なりとて、何れも厳しき町預け

田安中納
言蛇を愛
す

となりしといふ。又尾州にて下方にての取沙汰には、「一家中申合せ、田安殿離縁の願を出し、御取上なくば直に隠居さすべし。それをも御取上げなき時は、此度の一件水野越前守が諸事計らひなり。憎き奴なれば遠州に到り濱松城を攻潰すべし」杯、噂すといふ。元來田安中納言殿と申すは、菽麥の辨もなき人にて、少しも取り所なき愚人なり。其上に、衆人忌嫌ふ所の蛇を寵愛し、長きは一問半計りより短きは尺計りなるを澤山養置き、側を這廻らせ、膝に載せ、懷に入れ、腹を卷かせ杯して、之を樂しみ、少しも餘念なしといふ。近習小性女中の類御側近く召遣るゝ者は、何れも之を取扱はせ、其人迷惑なる様子なれば、蛇に命じて其者の咽喉を卷かしむ。蛇もよく馴れて其通りをなすといふ。其人其場を立つか、卷かれぬるを患ひ其蛇に手にて掛けて、之を拂除かんとすれば、忽ちに其人の身上一命にもかゝりぬる故、無據面を鑿め身慄し乍ら、之を堪へ忍びぬる困苦の有様を見て、悦び樂しむといふ。阿房の蛇遣ひを以て、大切なる御家相續なさせ難く、又銘々左様な人を主人と頼む事成難しとて、家中の騒動するも尤もなる事といふべし。蛇の異名飛龍卷絹木

尾張大納言の棺に落雷す

賊・祐などとして、種々の名目ありといふ。其上御奥方ありて公達三人ありといふ。其家を捨て當人外家相續の事古今其例を聞かず、其上、田安家は御三卿にて十萬石、尾州は六十一萬九千五百石の知行なり。尾州の之を拒めるも尤もなり。世間の批判免れ難し。夫よりも當人は其儘にして、此度田安家相續の群之助殿を以て養子とせよとあらば、まだしもの事なるに、此一條悉く不法の事にて、如此騒動を求め拵へし事といふべし。成瀬隼人正切腹せしといふ噂なり。大納言殿死骸、尾州へ江戸より持歸る道、吹笛時^カに於て大雷鳴棺に落懸かり、大に之を損じ、棺の側に附添へる者六十^カ餘り即死せしといふ噂なり。定めて之等は虚説なるべけれ共、何にもせよ騒々しき事どもなり。

松平筑後守急死

日向國佐土原城主松平筑後守殿參勤、三月下旬草津の驛に於て急死。世間にては公家衆と行合に相成り、何か無禮の筋有りて、申譯なく切腹せられしといふ事なりしが、さに非ず、暴^{にば}に吐血して死なれしといふ。大病故國許へ引返し、養生致したしとやらんいふ願ひを出せしが、越度となりしとやらんにて、參勤交代共一旦立出でて跡戻りする先例なし。是迄參

長崎通事の騒動

勤の節旅中にて斯様な事なれば、病氣の體にて江戸へ入込み、其出府して願ひ出でし家老切腹せしといふ。之のみの事にて切腹をなすには及ぶまじき事なり。何ぞ外に仔細ある事ならんと思はる。四月上旬より六月に至れ共、其儘にて草津に滞留なり。旅中の事にて殊に斯る有様なり。金子一兩錢に替ふれば漸く鳥目四貫文替ふるといふ。萬事是にて知るべし。

長崎にても唐物一件の事にて、通詞仲間騒動有りて、重立ちし通詞出奔せしといふ。之も四月中旬の事なりし。

十七日晴曇不定、新平野町高橋邊出火、十八日・十九日晴、廿日曇、巳の刻雨、午後大雨、申の刻止む。廿一日曇申の刻前より雨。廿二日未明より終日時々雨。廿三日・廿四日曇。廿五日晴、午後より雨、日暮より夜に入り烈風。廿六日未明より雨時々止む、夜に入り大雨、終夜不止二更雷鳴。

堺の御藏普請

四月下旬より堺に於て御藏の普請ありて砂持をなす。衣服其外黄金を費し、其白癡を盡せる事昨年の大坂當年の京都にも劣る事なしといふ。呆れ果てたる世の中なり。川崎權現様御宮も、大坂三郷町人共へ、金子奉納致すべき由御沙汰有之。毎

町に町人は申すに及ばず、借家裏住居の者迄も夫々に鳥目を取集め、一統に之を奉納す。奉納金の高多きは加島屋久右衛門・鴻池善右衛門・加島屋作兵衛此三人、何れも金子四百五十兩宛奉納す。其餘の豪家も之に准じ、大さうなる金高なり。此金を以て御宮造營成り、北手に於て大鹽平八郎・西田幸右衛門、其外町家迄を取拂ひとなり、其北手には土手を築き、火除地となして立派なる事共なり。之も砂持の節、何れも出よしと申渡さるゝにぞ、所々方々の町々は申すに及ばず、遊女町よりも賣女共迄異様の姿にて砂持に出る。町により浮れ立たざる町々は、雇人足にて差出す、怪しからぬ事なり。四月十六七日は御神事故、未だ御普請全からずして、御遷宮は無之と雖も、諸人參詣を差許さる。公方家御先祖の神廟、外の宮寺同様に賤しき町人共に建てさせ、御悦喜にて坐す事凡慮を以て悟り難き事共なり。島之内八幡宮も本社^の普請ありて、四月下旬より遷宮を始め、芝居役者共神樂所へ集詰して守札等を出す。心齋橋筋には江戸新吉原の景色を移し、新町には諸所に作物^{つくりもの}をなし、役者・賣婦の類、異様の姿にて練物^{ねりもの}をなす。これ八幡は賽物を貪り、遊女町は客を誘引せん

島之内八幡宮遷宮

仁徳靈社の俄騒

とて深く心を用ひし山子なれど、芝居役者を拜まんとて八幡の社内へ入り、新町其外の造物等を見物に行ける者は、其限りなしといへども、八幡宮の參物はいふに及ばず、新町に遊んで黄金を抛つ者聊もなし。八幡は申すに及ばず、新町・島之内等も存外の事にて大損をなせしといふ。心地よき事なり。博勞町仁徳天皇も、昨年御靈の大に金儲せし事を羨みぬれども、別に詮方もなければ、御旅所の普請砂持と稱し、三七日計りも氏子中へ頼込み、作物等をなさしめ、祭に等しく毎戸に灯燈を出させ、人をして狂ならしめんと謀りしかども、昨年の阿呆を盡し、盆前の困窮骨髓に應へしと見えて、飛上れる馬鹿者少にして、是も大に心當違ひし様子なり。御靈は昨年大金儲せしに味付き、當年も亦金儲せんとして其もくろみをなし、神樂所の普請、末社の遷宮杯として取込む工夫をなし、氏子をせば、裏住居の者迄の鳥目迄奪取り、三七日の間氏子中毎戸に灯燈を出させ、美しき神子を選び十六七人を召抱へ、無上に紅粉綺羅を飾り、役者の身振にて神樂など舞はせぬれども、餘りに金儲せんとして欲深く構へぬると、昨年飛上り過^{すこ}し盆前何れも苦しかりしに懲りはてしと見えて、山

總嫁の流
す行を妨止

子當る事なし。八幡・天皇・御靈何れも大に當の違ひし事なりし、可笑々々。
五月八日晴、今夕大江橋・大川町横堀等にて素人の妻子、總嫁に等しき者共千人餘り
召捕られ、道頓堀芝居へ引込まれ、御吟味あり。中には親夫の病氣にて困窮に迫り、
據なくして出る者も少々はあれども、大方は婦女の所作嫌ひ、身を放埒に遊んで口
を過さんと思ふ處の横著なる者にて、中には人を引張り身賣りしながら、其紙入等
を奪取り、或は盜賊の手引等をなせる者共少からずといふ。親夫病氣等にて困窮に
迫れる者には、少々の鳥目を下され、さもなくて出る者共は、大に叱りを蒙り、盜
人の手引等をなせし者共は入牢となる。近年横堀・大江橋等の邊は、日暮よりして
往來の邪魔になる程仰山なる事なりしが、之よりしては株ある總嫁の外は、右様の
事なく至て靜になりぬ。

樋口三位
殺害せら
る

五月十日頃京都に於て、樋口三位殿といへる公家、夜中妾と共に殺害さる。夫に付
種々の取沙汰ありしが、何分にも不怪の事なり。四五十年以來堂上方の變死今度
共に三人なり。松木大納言不良の人物にて、大勢の博奕打共を引込み、權威を以て
常に我儘を働かれしにぞ、後には其者共にもくろまれ、北山邊に宜しき博奕の催し
ありとて山中に連行き、擲殺されし事あり。又高倉殿參内せんとして出られしに、青
侍の沓の直し方宜しからずとて、沓を穿きながら其侍の眉間を蹴破らる。斯る人な
れば平日とても、不道理の事を云ひて、召使へる者共を困苦せしめられしといふ。此
青侍之を大に憤り、平日よりして無理計り申さるれ共、主従の事故何事も堪へ忍び
ぬ。沓の直し方悪しかりしとて、面體を蹴破られぬる事口惜しき次第なりとて、其場
より直に暇を取りて立去りしが、能々怒り堪へ難かりしにや、或夜忍込みて之を殺
害せしが、直に此者召捕られて、死刑に行はれし事ありといふ。樋口殿にも博奕を
好み、髮結床杯へ入込み、常に悪徒の附合をなす、至つて不人物なり。此一事にても萬
事思ひ量るべし。近來新に妾を召抱へられしが、この女も至つて悪しき者にて、其惡
を助け、燃ゆる火に薪を添ふる勢なりしといふ。斯る悪しき行狀の人なれば、其一
家一人として正しき人なし。京都より外方へ申來りし書狀左の通り。

當所に先日珍事、樋口殿と申す堂上、高貳百石、夜分深更に兩三人忍入、主人三位殿

と申す方并妾兩人を殺害し逐電の様子、其翌日殿中一人も心付不申、餘り朝寢に付、女中主人の寢處を見候處存外なる仕合、夫より大騒動に相成、洛中・洛外嚴敷御吟味有之候處、右當人は主人三位殿子息近江權守殿と申す方并雜掌岡田左衛門尉と申す者加勢、侍壹人都合三人にて相殺候由、明朝に相成候て侍兩人は役方へ御渡しに相成、近江守殿には樋口家にて番人附居候處、一昨日夕常人に下官諸役人守護にて西役所へ御渡に相成候。誠前代未聞大珍事に御座候。定て御地にても尊御座候由承候得共、乍序御咄申入候。先は時候御見舞旁、如此に御座候已上。

五月廿三日

近藤主殿

船越藤左衛門様

渡邊登の騒動

品川に於ても五月中旬公家、侍の爲體、盜賊、騙等かたりなせる者三十人計りも召捕らる。三州田原の城主三宅土佐守家來渡邊登と云へる者、外に醫一人、坊主一人、都合三人同意にて、是迄年來八丈島へ渡り、私に交易をなせしが、此度密に無人島を開發し、己等が物にせんとて大勢の黨を結び、右坊主江戸表に滞留して、多くの武器を買取

りぬるにぞ、近來騒々しき時節、殊更大鹽已來、別して斯様なる事は嚴しく吟味ある事なるに、坊主の身分にて仰山に買納るゝ事故大に怪しみ、其宿屋より直に訴出で、當人は申すに及ばず、其黨大勢召捕られ騒動せしといへり。

十日晴、夜に入り少雨、直に止む。當年は是迄時候も至極宜しきに就ては、諸人今年こそ豊年にして何れも價安き米を喰ふ事を得べしとて、之を悦び思ひぬるに、堂島の悪商共其裏をかき、時々相場あへかへし、安くならんとすれば之を引上げくする事なる故、頓と下落せず。十一日晴、天滿東照宮御遷宮に付御觸あり。

此度御宮御造營相濟、明後十三日正遷宮、同十五日より廿一日迄御神事有之候。依之、火元之儀天滿郷之内堀川より東へは爲觸知、其餘は右に付火の元別して入念候様申達可置候。御宮御造營相濟、御遷宮御神事に付、當十五日より來る廿一日迄諸人御宮拜見勝手次第之事、右之通被仰渡候間、町々入念可被觸候。以上。

五月十一日

右の通りの御觸にて、參詣大に群集せしといふ事なりし。

天滿東照宮御遷宮

安藝廣島藏屋敷の平士彦坂小源太といへる者、當月十八日北新屋敷料理屋の二階に於て、咽喉を脇指にて突貫きて死せしといふ。平野町海部屋善次といへる者に辱しめられし故なりといふ噂なり。さもあるに於ては、急度計らひ方も之あるべき事なるに、其事もなくして犬死せしは馬鹿者といふべし。

去月廿七日、大御所様大御臺様西の丸へ被遊御移徙旨、從江戸被仰下候條、恐悦可奉存候。此旨三郷町中可觸知者也。

五月十一日 伊賀山城

北組總年寄へ

今年は時候至て宜しく、當月十日より土用なれども少しも申分なく、暑氣至つて烈しく作物等も十分なる様子なり。西國より澤山に古米積入れ、別て肥後杯は屋敷の藏に充滿し、川口にある處の多くの元船にも積登りし儘になして有りといへり。され共米買占の姦人、堂島の悪商等の仕業にて、米價格別に下る事なし。憎むべき事なり。かく仰山なる米をやはり占置く様子なり。此上にも矢張聊づつ占賣にして、多くの利を貪らんと思ひ工みぬるものなり。當年こそ豊作の兆明瞭なる事な

れば、悪人共寄集ひ如何程米價を高うせんと思ひ、凶作を祈れるとも得べからず。京極長門守・溝口伯耆守・津輕越中守三人屋敷替にて入替り被仰付、御趣意何共分り難し。昨年二月西の丸御焼失にて、萬人諸事相愼み居候中に、三月九日・十日の金比羅の祭を、例年に相變らず賑かに見せ物・咄・物真似等種々の鳴物にて囃立て、公儀をも憚らざりし故ならんと、世間にての取沙汰なりといふ。

六月廿五・六日の頃、傳法大念寺といへる賊僧、他處にて人の妻を犯し、其夫に見顯され一大事に及ばんとせしに、種々誤りて終には世間定法の銀談にて事なく相濟みしが、其節手に銀子なかりし故、歸りし土にて銀子を渡すべきに約しぬ。斯くて賊僧には己が寺に歸りぬれ共、其事は其儘に打捨て、傳法に於て一番の大家成田屋といへる家の後家・岸部屋といへる家の娘を犯し、口先にて多くの人を騙し、十貫目餘の金子を集め、梵妻を圍ひ、寺の普請等をなす。下地妻を犯されし男、其後約定の銀子を送らざる故、之を受取りに出來りしを、此者盜賊なりといひかすめ、寺内を普請せる處の大工手傳の類を頼んで此者打殺させ、死骸をば川に流せしといふ。類

ひ稀なる惡僧なり。之に依つて忽ち召捕られ舊惡悉く露顯せしといふ。之に懸合せし男女悉く召出され、以の外なる大變となりぬ。惡むべき事なり。

大洲小性の一件

伊豫國大洲城主加藤遠江守中小性に、佐野木工右衛衛門とて廿人扶持の士あり。此者當年五十二歳、妻ゆきといへる者廿七歳なりしが、此女百姓左五郎といへる者、當廿三歳になれると密通し、四月五日夜出奔し、大坂に參り福島に住居せしが、其由相知れしにぞ、木工右衛門并同人弟香川幽齋とて他家を繼げる者、當年三十一歳なるを助太刀にて當所に出で來り、兩人を召捕り大洲屋敷に於て之を討ち、檢使東西御奉行より與力一人づつ見届に來りしといふ。何か不都合の事共にて、本人は云ふに及ばず留守居迄世間の物笑となりぬ。六月廿九日の事なりし。馬鹿々々しき事にて、主人迄恥を曝しぬ。加賀金澤に於ても、六百五十石を領せる原田又六郎といへる士、藝子たの吉といへる女に打込みしに、此女素より藝妓の事なれば、外にも亦馴染の夫を拵へしとて之を憤り、六月十五日より同廿日迄同所の神事にて、城下一統に賑ひぬるにぞ、彼女も外へ呼ばれて、酒席に取持をなして居たりしに、其席へ踏

原田又六郎家を絶たる

込み、右たの吉并母姉、其家の女都合四人迄斬殺し、其場よりして直に逐電す。之に依つて大騒となり、之が爲に神事も暫く延引せしといふ。又六には一人の母あり。之を捨て斯る戲を仕出して、先祖相傳の家を斷絶せし事言語に絶えたる馬鹿者なり。併し當時の士には世間に於ても此類至つて多し。あさましき事に非らずや。金澤にて其節の落首、

だまされしたのき憎しと四人切はら田ち紛れ又ろくをすて

浪華にても下賤の者杯に斯様の類折々有る事なり。世間に狼狽者共の限なき事也。當年は早續きにて炎暑堪難きにぞ、依之病付きし物にや、伊勢路に於て狼多く往來に出でて、白晝に旅人馬等の差別なく喰付きて狂廻り、龜山城追手先杯へも常に出で來れるにぞ、日々二百人餘りの人數にて狼狽をなし、至つて騒がしき事也といふ。廿九日晴曇不定、當年は是迄の運び時候立て宜しき故、諸國共豊作なり。堂島の奸人諸人の思はくの裏をかきて、時々米價を引上ぐる故、下らんとしても下る事なし。憎くき事といふべし。

七月八日晴、二更より大雨、三更に至り尤甚しく大雨、大雷電、伏見堀・京町橋少し西、瀬戸物屋の裏庇に落ち、怪我人なし。當時堀江伊呂波裏にも落ちしといふ。十四日晴、何者の申觸らせし事やらん。今日より五・六・七・八の間に堂島より北新地一圓に焦土となる由大に評判となりて、其噂至つて高く、堂島・北新地・福島等にて一人も寝る者なく、甚しきは諸道具迄取片付け、大に騒動するにぞ、公儀よりも御手當有りて、其最初言觸らせし者を御詮議ありと雖も、一向に相分らず。疑を受けて召捕らへられし者五六人もありしとなり。中にも十四・十五兩日の騒ぎ尤も甚しく、總年寄伊勢村など別て大狼狽ろうたへにて、火方の者を己が宅に引集め置きしといふ。何分にも當月中は油斷少しも成り難けれども、是より先にては廿二日・廿七日尤も然るべき日なりとて、何れも薄氷を踏む心地にて船の用意などをなし、すはといはゞ老人・子供・諸道具等を積みて逃去らんと、其用意を専ら諸人なすといふ。慌てたることといふべし。當廿五日は二百十日に當れども、少しも風の憂ひなく、時候に於ては何一つも申分なき年柄にして、諸國よりも是迄圍置きたる米追々に積登せぬれども、米價八十

三々位迄下落せし事は暫時の間にして、九十目前後の相場常に離るゝ事なし。此度専ら諸侯八人所替ある由を専ら風説す。先づ松平周防守棚倉より肥前の唐津へ、小笠原佐渡守唐津より棚倉へ、酒井雅樂頭播州姫路より出羽山形へ、榊原式部大輔越後高田より播州姫路へ、秋元但馬守出羽山形より武州川越へ、松平大和守武州川越より豊前小倉へ、松平三河守作州津山より越後高田へ、小笠原大膳大夫豊前小倉より作州津山へ。右の通りの風説なり。津山は年來本國の事故、高田へ所替の種々公儀へ手入有りし様子なり。小倉は昔よりして政道正しからず、其上本城は申すに及ばず、往古よりの記録・城付等の品迄焼失ひ、一揆内亂常に絶間なし。唐津は昨年来の一揆年来の政事よからぬ故なるべし。姫路も彼奸商大夫權柄を執りて下を痛め、上を利する事のみをなせる故の事ならんか、其餘も定めて仔細有るべし。防州が唐津へ所替に至ては、大利欲にて仙石の家を騒動せしめ、彼家滅知せらるゝ程の事にて、其上にも竹島の一件抔ありて、漸々一昨年棚倉へ所替仰付けられし事なるに、餘りに速なる所替といふべし。疑はしき事なり。

八月五日晴、今日二百二十日に當れども天氣申分なし。され共米價は矢張九十目前後なり。

此度御手傳に付、江戸より申來り候事、大體一萬石に千五六百兩との事に御座候。

二十一萬石有馬玄蕃頭・十萬石松平出羽守・九萬五千石土屋采女正・六萬石松平丹後守・同小笠原佐渡守・四萬八千石青山大和守・四萬石餘毛利山城守。

國元へ御奉書の分左に

三十五萬石松平肥前守・四十二萬六千石松平安藝守・五十二萬石餘松平美濃守・十

五萬石上杉彈正大弼六萬石石川日向守・五萬三千石藤堂佐渡守・十萬石

爲御上納金高一萬六千

兩若州小濱酒井修理大夫。

右は西の丸御普請御手傳に付、此度仰付けられ候事に御座候。昨年諸侯へ多くの御用金を仰付けられしに、當年も亦如此仰山の事なり。諸侯多くは困窮せざるなし。下々定めて課役・用金を申付けて無理無體に絞上ぐる事ならん。農商の難澁思遣るべし。小笠原佐渡守は此前に記せる如く、奥州棚倉へ所替とのことなるに、其

上に又此度の御用金仰付けらるべき道理なし。定めて一方はどちらなりとも虚説なるべし。

十六・十七・十八・十九同じく快晴にして至て穩に、二十日・廿日・放生會等の節々に少しも風雨の患なく、時候に於ては聊も申分なく、米・綿等も十分の豊作なるに、奸商米價を下ぐる事なく、今に至りても肥後米一石九十匁位、小賣の米一升百八文は至て下米にして、水にてほとばせし米にて、宜しき米の價は矢張百二十文以上なり。大坂へ出で來られてより大騒動を引出せし御町奉行跡部城州へ御奉書來り、町觸有り。水野越州の引掛にて定めて上首尾ならん。

跡部山城守被爲召、四五日の仕度にて參府之事。

右之通大坂三郷不洩様可相觸者也廿三日出立す

九月十九日

七月廿五日聖護院宮大峯入り、京都正卯の刻御發興、當日午の時、禁裏御所にて御能三番あり、行列左の通り。

御近習 御先番御小性衆 先達加役 御賄方加役 御膳方加役 御勘定衆上下侍一人 下座見人足 御藥櫃長刀 若黨御醫師 上田法眼元孝 駕籠人挟箱 草履取人足 供廻り徒士一人 附添山伏御補任櫃 長刀若王寺殿内

山伏若王威法院殿 駕籠若黨人足 草履取徒士一人 供廻り挟箱 上下同徒士一人 附添山伏御補任櫃 長刀若王寺殿内

三上式部法眼上下徒士二人 長刀挟箱 傘草履取 講中上下同 徒士一人上下二人 長刀若黨 三井寺駕籠 草履取甫内金棒 下雜式一人上下同 雜式一人若黨 挟箱人足 西御奉行一人組與力 二人

同心若黨槍一筋 箱一對草履取二人 下座見一人五七桐金紋 挟箱同 中道具上下同 徒士臺傘 長刀山伏螺 一人斧一人 袋入天地稻妻模樣 山伏十五人仙良學院 若黨乘物 山伏二人 水

桶一徒士四人 槍傘跡箱 山伏馬乘 若黨挟箱 槍山伏三人 役僧同 家老一人供廻り 傘若黨人足 合羽

茶辨當八人 計雜物人足 下座見上下同 徒士山伏一人 槍五筋 箱槍一筋 黑熊槍中道具 伏役僧山伏螺 七人役僧一人 挟箱同 客僧五十人徒士五人 斧一人臺傘 立傘具足弓 同草履取 會津若黨南岳院騎馬 侍二人槍傘 役僧若黨 駕籠槍一筋 挟箱同 乘馬笠駕籠押 螺一人山伏

十人家老人足 下座見挟箱 黑熊槍同 中道具弩弓 臺傘同 徒士螺一人 斧一人袋入 客僧十人具足槍 人足幸 不動院騎馬若黨 朱傘槍 弓挟箱 役僧五人山伏三人 茶辨當笠 家老山

伏草履取 乘物螺一人 長刀槍 廿人計 下座見挟箱 槍長刀螺一人 客僧十人富士山駕籠 若黨徒士二人 挟箱上下侍 同挟箱 徒士三人槍 斧一人客僧二十人 長刀若黨 乘物螺一人 若黨筑籠 門山駕籠客僧十人 槍朱傘 人足供廻り 二十人計 下座見挟箱 臺傘立傘 徒士二人螺一人 山伏斧一人 山伏一人 長刀客僧五人 播州南光院駕籠 若黨三人 徒士二人傘 草履取挟箱 笠駕籠役僧六人 人足供廻り 下座見挟箱 槍山伏 役僧五人徒士五人 斧一人客僧五人 水桶

一荷布衣六人箕面 岩本坊興與持 五人客僧 太刀朱傘跡箱 駕籠侍一人 下山伏五十人計 役僧

智福院駕籠槍 傘草履取 人足供廻り 下座見徒士二人 挟箱臺傘 立傘徒士五人 槍螺一人 斧一人

人笈 一人御文庫 五人客僧 素陀著四人 長刀挟箱 布衣四人 武州三峯山觀音院 與八人 大小筒同 一人

長刀朱傘挟箱 乘物駕籠役僧 槍挟箱 槍箱槍 役僧槍箱 同聖護院宮様 人足役人 御馬貳 疋紫飾 御法具人足 箆御裝束 人足見 藥師院預り山伏 十人法華堂客僧 卅祇園 本學院

客僧五十人 螺二人 役僧五十人若黨 乘馬羅紗 鞍同 同長刀 役僧諸國 先達三十四人供廻り 七

客僧二人長刀 大坂萬寶院 山伏數不知 諸國山伏 廿人計 一組下 信州和合院 山伏侍 十二組 組計佐々木能登守騎馬 侍一人傘 草履客僧二人 長刀並木日向守騎馬 侍一人草履 杉本

中將騎馬・小野澤按察使騎馬・近藤治部卿騎馬・小野澤宮内騎馬・杉本刑部騎馬布衣二人
 同客僧六人・長刀坊雜務法印馬草履役僧坊岩坊法印相菅山客僧廿大坂理性院・長刀山伏
 五人此位人數に聖護院内長刀山伏一人馬乘傘附添皮人足供廻り馬乘此位人數に螺一人供廻り
 同供廻り計廿人計
 斧一人 山伏六人傘持馬馬侍持衣十人同 山伏廿人侍十二人 聖護院宮御輿但し御所車の上の様
 仕丁六人草柳色羅紗縫御紋長刀山伏一人同 山伏一人役僧三人白木七五同水桶一荷紅網入斧一人紅網螺五
 人山伏五人禁裏御撫物侍四人役人袋入斧一人役僧御太刀客僧十五人御唐櫃布衣十人御立傘
 御紋付覆御挾箱覆茶辨當御水桶供廻り侍三人附添人數槍家老駕籠五挺若黨人足供廻り信高
 麗院外に山伏十二組同若王寺螺一人斧一人水桶一荷山伏山伏山伏水入若黨若王寺殿輿文庫持
 包持舍人十人太刀草履杏持挾箱役僧騎馬二人若黨若王寺下江戶大藏院諸國先達五人 下座見客僧唐櫃
 斧一人客僧廿人長刀唐櫃螺一人 下座見斧客僧挾箱長刀槍附添山伏數不知笠籠人足
 六角組と供諸國先達十七人跡箱持三人具足挾箱臺傘立傘螺一人中道具客僧五人客僧四人 斧長
 刀供廻り螺一人 斧山伏十人 斧若黨馬乘長刀附添駕籠葵紋唐櫃挾箱槍山伏供廻り人足此位
 備前尊瀧院侍二人挾箱弓槍朱傘侍一人臺傘立傘斧斧刀客僧十人長刀若黨馬乘五人山伏槍
 五流

押人足五報恩院螺一人侍三人山伏五人 役僧二人挾箱槍斧二人笈騎馬若黨山伏侍一人挾箱
 同供廻り流
 槍茶辨當皮敷押人足山伏五人 侍三人 長刀臺傘馬乘合羽籠人足五流堅徳院挾箱槍二筋
 同茶辨當物供廻り同
 螺一人 斧山伏若黨騎馬長刀傘人足合羽籠五流傳通院下座騎馬若黨侍四人挾箱槍同役僧
 同螺一人斧跡箱長刀立傘空籠人足合羽籠大法院挾箱槍螺一人馬乘侍六人若黨山伏挾箱草
 履供廻り連徳院騎馬挾箱槍同臺傘立傘役僧二人斧長刀同跡箱傘槍草履供廻り人足水二階堂
 下座螺一人山伏十人斧一人侍二人葵金紋挾箱槍臺傘立傘侍五人刀持長刀若黨馬乘押人足大勢
 見同
 乘物杏籠合羽籠笠籠院馬乘人足東光院山伏一人 斧山伏五人 山伏二人挾箱馬乘若黨附添
 壽仙院淨蓮院覺圓一組に十人計玉瀧坊挾箱槍螺山伏二十人若黨乘物供廻り山伏外に人足命
 坊又一人名前不知知りの人足なり同同
 鶴院挾箱槍同馬乘若黨同同斧若黨乘物山伏二十人山伏三人 馬乘若黨山伏廿人計外に龜寶成
 院山伏一人 斧螺一人 笈刀山伏三人 長刀若黨馬乘小山伏馬乘侍三人同若黨供廻り圍成寺槍十本
 同同
 行列徒士五人 先箱臺傘槍立傘侍十人 斧螺一人 笈若黨四人 足馬乘刀長刀同烏帽子五人 茶辨當外に
 同同
 供廻笠籠螺一人 山伏十人計人足此位人數に挾箱臺傘侍十人 立傘若黨同乘物挾箱茶辨當
 同合羽籠同
 山伏五人 山伏百計州養藏院若黨馬乘螺一人 山伏十人計斧若黨人足供廻り馬乘烏帽子大紋
 同同

筋二井寺三人白木にて六尺八角棒持長刀若黨馬乘侍傘持挾箱右の通りにて十三方鐵棒二人雜色所司代馬頭何れも馬乗り内鐵棒二人雜色名代馬乘三人供廻り足與力供廻り同心二人供廻り以上

前に記せる諸侯八人所替の噂之あるに付、何れも一家も銀札のあらざる家なし。夫の銀札反古となりては如何ともなし難しとて、其領知々々は申すに及ばず、他領よりも頻に銀札を持付け、之を正金銀に引換へんとす。何れも大困り大狼狽をなして混雜する事なりといふ。

白峯の神
崇る

讚州高松侯白峯の神領に於て、火術の催し有り。此處町打等を爲すには至つて宜しき場所なれ共、靈神の神領といひ、又其邊に池ありて之も何か主ありて、大に其祟ある由申傳ふるにぞ、諸人其ことを言立て、之を留めぬれ共、侯更に其諫を用ふる事なくして、其處に於て備を設け、之をなさしめて侯にも見分せられしに、炮礮火矢を一放するや否や、直に一天搔曇り大風・大雨・震動・雷電して家を吹飛ばし、樹木を吹倒し、人死・怪我人多く、大に狼狽をなし命からく逃歸られしといふ事なり。嘸見苦しかりし有様なるべし。

力士男の
伊達氣

近年男力取共不法の事多く、力士男伊達杯とて大に誇りぬれ共、頭取共は何れも穢多彈左衛門が手下に屬せる風呂屋・生洲女郎屋等を渡世とし、頻に花相撲を興行し、市中残らず裏家の隈々迄も七八人・四五人宛一群にて相撲通り札を押賣致し、如何様に之を斷れ共更に聞入るゝ事なく、多勢奴原口々に悪口雜言吐散らし、其家々に無理無體に通る札を投込み置きて、日を経て札錢を取集めに來る。不埒なる事是より甚しき者は非ず。正道を以て之を拒み、受けざれば忽ち狼藉にも及ぶの勢なる故、止む事を得ずして諸人札を受置きぬ。憎むべき事なり。今年八月の事なりしが、中の島辰巳屋何某が家にて通り札數枚無理無體に押付け置きぬるにぞ、店方の者之を斷りしに、其斷の言方宜からずとて、七人の角力取共其者を捕へ、散々に打擲し、大に狼藉に及びしにぞ、其趣を町御奉行所へ訴出で、頭取花相撲を致せる者共大に御咎を蒙りしにぞ、右七人の者共は頭取より何れも天窓を刺毀ち、坊主となして追拂ひしといふ。又堂島濱方の者共も餘り角力取共不法を働きぬる故、已來一切世話不致旨頭取を呼付け大に叱付けしにぞ、頭取共も已來堂島に見放たれては

身上立行き難く、角力興行の大差支になりぬる故、平詫に誤入りしといふ、心地よき事なり。右に付

口達觸

近在にて相撲興行致し候節、三郷町々にて通り札押賣致し候者有之趣に相聞、不埒の事に候條、以來右體の者有之ば其所に留置早々可訴出候。

右之通先年より度々口達を以相觸置候處、其後年月相立忘却の者之有るや、近來又々相弛み、在領又は市中寺社境内等に於て、寄進或は花相撲と唱へ興行致し候度毎、相撲取共多人數町家へ立越通り札押賣同然の儀致し、町人共及迷惑候由相聞、不埒の至に付取締の儀、此度相撲頭取共并花相撲願人最上屋卷右衛門等へ嚴重申渡置候間、此旨相心得、以來右札賣付候共、望に無之候は、買受申聞敷候。其上にも押賣致し候は、兼て觸渡置候通留置、早々可訴出儀は勿論、力者の儀に付留置候儀難致候は、罷歸候跡にても不苦候間可訴出候。

右之通三郷町中へ不洩様申聞可置事、右之通被仰出候間、町々入念可被相

觸候。已上。

八月廿五日

北組總年寄

十八日聖護院宮御著。西御堂御止宿にて、十九日御發興、見物人群をなし大坂市中一統に大に騒々敷く、源八の渡船を乗沈め怪我人多く、白晝の事故死人はなかりしといふ。廿四日辰より巳の刻迄雨、已後止む。申の刻再び雨、此四五日は至て暖にして八月中旬の時候に同じ。廿五日巳の刻少雨北風吹く。此間内に引替寒氣甚し。

米價下落

當年豊作に付、是迄年來諸國共占圍ひ置きし米を積登せる事限なし。別けて兵庫の港には是迄凶作にて米穀なしといひし處の北國よりして、古米を積みし船計り百艘餘、兵庫にての米相場淡路米極上酒造に潰せる所の米一石六十八匁、餘は六十匁位なり。さらば夫にて賣らんといへば之買ふ者一人もなし。多くの米船米を賣る事もならざれば、其儘に積歸る事もなし難く、港一面に米船にて詰まりぬといふ。され共大坂に於て搗米屋の札上米は百二十文、極下米八十四五文位、長州米一石八十二三匁の相場也。悪むべき人氣なり。又盜賊の徘徊せる事甚しく、町毎に三軒も

五軒も入らざる所なく、甚しきは大にかけ聲をなし、石にて門戸を打碎いて押入りをなす。公儀なきが如し。

先月召歸されし跡部山城守、信濃守と改名し、大目附に轉役す。此人元來身に徳分多き役なる事故、長崎の町奉行になりたがり、種々様々に手入せしか共、兄の先生の手にも及ばざりし事にや、案外の事に轉役す。此人在坂中、灘邊の豪家、大坂市中等にて仰山に金子を借入れしが、町奉行の役柄を思ひしにや、市中の借財には聊の仕法立をなし引取りしが、灘邊の豪家の向は悉く踏散して引取りし故、何れも大に迷惑すといふ事なり。自己も亦長崎奉行の心組違ひて、聊も賂ひ手に入らざる大目附に轉役せしかば、主従共に望を失ひ大に困窮すといふ。可笑しき事といふべし。昨年騒動内亂せし丹波柏原城主織田近江守一件、漸く御裁許あり。近江守遠慮被仰付、家老共追放、暇等に相成り、其外夫々に手軽く相濟むといふ。此一件に付松平伯耆守殿公用人も公儀よりして御暇出されしとなり。

晦日晴、申の刻より微雨、夜に入り晴。當月下旬より米仰山に諸國より入津し、米價

跡部山城
守大目附
に轉す

下落。肥後米一石六十五匁五七分位、餘は是に准ず。され共其割には搗米屋の直段下る事なし。

唐津預所
の一揆未
だ落著せ
ず

十一月晦日晴、米は諸國よりして追々澤山に入津するにぞ、六十三匁餘りに下落す。之を引上げんとて堂島の大騒動し、時々相場を打潰しぬ。肥前唐津の御預所、昨年来の一揆の落著未だなし難く、筑後柳川の御預所同國の内に一萬石計りあり。其内にて三池と云へる所唐津より十里計へ、公儀より新に御陣屋建て、御代官御吟味役等御出張にて、一揆せし頭人を選び召捕へ入牢せしめ、吟味至つて強く、火水の責に遇ひぬれ共、只平和なる返答にて、唐津の苛政を申立つるのみなるにぞ、追々に入牢の一揆多くなりて、此度新に建てし獄屋にも入れ餘りて、又別に獄屋を建てられしといふ。何れも一人として發頭人を白狀する者なき事故、入牢の者凡千人計りに相成り一向に事落著せず、大に役人にも困り果てぬるといふ事なり。唐津よりして日々役人衆へ面會せんとて使者を立てぬれ共、之に逢ふ事なしといふ。小笠原の評判散々の事也。最初一揆の中にて發頭人と覺しき者二十人を選出し吟味すれ共、唐

津の悪政を言立て、人氣一統に立上りし事故、誰有りて發頭人といへる者なしといふにぞ、種々の呵責をなす。於之「餘りに堪へ難し。今は詮方なし有體に發頭人を白狀すべし」とて「何村にて誰、何村にては誰々」とて二十餘りを名指しぬるにぞ、其名指せる者共を一々召捕らへ、是を吟味すれ共、更に其事なしと言募るにぞ、下地者共を名指する者共を呼出し、「其方共が白狀故彼等を吟味すれ共、其事なしといふ。如何なる故ぞ」と尋ねらるれば、始め之等を名指して白狀せし者共、口を揃へ「如何にも彼等が申す通り更に發頭人共にては無之候得共、私共を厳しく御責なされ候故、苦痛に堪へ難ければ是非なくして口に出し次第、罪なき彼等を名指したるにて候」と更嘯いて平氣なる故、詮方なくて後に捕へし者共を厳しき責にかけぬるにぞ、之も亦始の如く何村の誰、何村の誰と苦痛に堪へ難き故に、之を名指して其責めを緩めらる。又名指せし者共を召捕へ、厳しく是を責むれば、同様の事なり。此故に仰山に入牢せる者計りにて、誰一人頭人といふ者なし。其事少しも分らざる故、未だ落著せずといふ。一揆共腹を居るてよく一致せし事といふべし。

大坂城本丸へ賊入る

十二月三日の夜、大坂御城御本丸御金藏へ盜賊入りしといふ。金取りしとも、亦石垣を壞れ共嚴重の固にして入り難く、屋根を穿ちしか共、同様の事にて入る事ならざりし共、取取の噂なり。御門止になりて厳しく吟味あれども、少しも手掛りなしといふ。堅城の内數々の塀堀等を越えて、外より賊の入れる道なし。定めて盜賊は城中に在るべき事と思はる。

十一月下旬、江戸四谷邊出火。方四町計り焼失、其日又引續き二十町計り焼失。

米穀納相場

歳内納相場

筑前米 ^{六十一} 五分	同古米 ^{六十七} 五分	同餅米 ^{八十八} 分	肥後米 ^{六十六} 五分
同古米 ^{六十五} 分	同餅米 ^{九十五} 分	同太米 ^{四十八} 分	同小麥 ^{八十五} 分
同宇土米 ^{六十四} 分	中國米 ^{六十二} 分	同古米 ^{六十八} 分	廣島米 ^{五十七} 五分
同古米 ^{五十七} 分	肥前米 ^{六十二} 分	同古米 ^{六十三} 分	田安三木 ^{六十四} 分
同島下米 ^{六十三} 分	同西成米 ^{六十五} 分	弘前米 ^{四十三} 分	沼田米 ^{六十三} 分
忍米 ^{六十四} 分	采女米 ^{六十三} 分	同八ッ代米 ^{六十五} 分	同出口米 ^{六十一} 分

小田原米六十一匁	大村米六十目	秋田米四十五匁	延岡米五十七匁
同城附米五十八匁	同餅米八十目	同宮崎米五十五匁	中津米六十三匁
同餅米九十目	同筑前米五十九匁	相良米四十七匁	一ッ橋米六十三匁
金谷米六十九匁	唐津米五十六匁	島原米四十七匁	同豊後米四十九匁
加賀米五十三匁	伊豫米四十八匁	山形米六十五匁	長門米五十九匁
同粟野米六十五匁	岡米五十六匁	同大豆六十五匁	備前米六十一匁
同撰米五十八匁	平戸米五十六匁	同大豆六十七匁	大洲大豆七十二匁
宇和米五十八匁	同小豆七十八匁	秋月米五十九匁	同餅米九十目
米子米五十三匁	筑後米五十八匁	同大豆七十八匁	日出米五十三匁
明石米六十六匁	姫路米五十三匁	清末米四十七匁	若狭野米四十七匁
柳川米六十四匁	同並米五十八匁	讚岐米五十五匁	淡路米六十六匁
丹後米五十八匁	同餅米六十六匁	津山米六十三匁	同飛米五十九匁
龍野米五十匁	豊前米六十一匁	同生餅米七十五匁	佐土原米五十五匁

林田米六十四匁	薩摩米六十九匁	伊東米五十七匁	同小麥七十六匁
同精麥四十九匁	新谷大豆七十一匁	新田米六十一匁	出雲米四十七匁
吉田米六十目	高鍋米五十六匁	森岡大豆五十八匁	
越年米	百四十萬千六百八十俵		

天保十一庚子年

年始より祥瑞あり

舊冬廿九日、夜に入る迄も雨天なりし故、元朝の天氣如何あらんやと思ひしに、思の外に快き天氣となりぬ。二日も同じく晴渡りて、當年も豊かなる瑞相を年の初に顯れぬる事のいとめでたくぞ思ひ侍べる。斯る祥瑞の現れぬる年柄なれば、人間の私を以て好悪なる業をなせる者なくして、天理人事に背く事なくば、天下も太平にして四つの海も浪立たぬ様にはなりぬべし。昨冬の事なりしが、太上天皇よりして、關の東へ贈らせ給ひしといへる御詠歌を承りしに、

民草に露のなさけをかけよかし治まれる世を掌る身は

と御詠ませられしとなん。三日曇晴定まらず、暮前よりして雨少しく降出でしが、初更過に至りて雨止みぬ。四日晴、當春の淀屋橋南詰にて米の初相場を定めぬる直段書を見しに、

米穀初相場

筑前米六十一匁 同古米六十七匁 肥後米六十二匁 同古米六十五匁

同餅米九十五匁	中國米六十二匁五分	廣島米五十七匁五分	肥前米六十一匁七分
讚岐米五十三匁五分	備前米六十一匁五分	淡路米六十五匁七分	筑後米五十八匁四分
豊前米六十八匁分	薩摩米六十九匁	岡米五十五匁	柳川米六十三匁五分
中津米六十二匁五分	伊豫米四十八匁	米子米五十二匁	出雲米四十六匁
岡大豆七十五匁	大洲大豆七十二匁	帳合寄付六十一匁八分より二匁	金錢相場六十九匁七分

越後小千谷春相場

一、米四斗四升俵金十兩に付三十俵 一、大豆六斗入二貫五百文 一、小豆六斗入一步三朱 一、金相場六貫五百文

越後小千谷春相場 九州中國の豊饒

近年諸國凶作なれ共、九州・中國は豊作にて多くの米穀を占圍ひ、過分の金儲をなせし上、昨年は取分豊作なるに矢張占賣になして大に利を得し事故、農商共に鼓腹して樂しむと見えて、正月の末より伊勢參宮に出來れる者其數限りなく、先年の御蔭參りに異ならず。

各所の開帳

當月初より京都を始め所々に開帳ありしが、京都・近江・石山・三井寺等は參詣人大に

群をなして仰山なる金儲せしといふ。中山・甲山・摩耶山・西宮・人丸等の開帳は、散々の事に參詣する人甚だ稀にして大損をなせしといふ。中にも明石の人丸の開帳には狂女有りて髪を取亂し、參詣の小兒に喰付きし事ありしにぞ、「鬼出て人を食ふ」とて其惡説を頻に言觸らせしかば、愈々參詣もなかりしといふ。

各所の砂持

五月上旬より北神明・堀川の蛭子・靈府の稻荷・平野町の神明・博勞町天皇の御旅所・茨・住吉等に砂持あり。中にも北神明には堂島の者共大に踏込みて、血汗を流し黄金を費し、大働にて所々に造物つくりものをなす。二見宮川・相の山・錢掛松・天浮橋・淺間山、其外種々の造物外々にも澤山の事なり。相の山には伊勢より非人お杉・お玉を抱へ來りて、相の山をば伊勢の通りになしぬるにぞ、素より飛上りの狼狽者多き所なる故、お杉・お玉を見んとて、砂持の終る迄大坂中震動し、日々見物に出行く者數十萬、誠に呆れ果てたる事にして、用事有りて往來をなす者も、見物に行ける大勢に道を障へられ、困り果てぬる程の事なりし。此非人共を連來りしは十七・八日の頃なりしが、雨天勝にてありしか共、大勢の見物雨に平うてになりぬるをも構はず押合へる有様、可

笑しき事にてありぬ。斯様の事によりて、北の神明・堀川の蛭子は、格外的參詣にて上り物も思の外に多く、神々よりも社人共大悅限りなし。其餘の神社は參詣も稀にして、上り物も至つて少く雜用倒れなりしといふ。

同日・五日、九州より中國筋至つて大風雨にて洪水出で、筑前・筑後等は、水家の棟に及び多くの家を流す。され共人は格別損せざりしといふ。筑前は田地二萬石計り流失せしといふ。長門も同様の洪水なりしか共、至つて水捌けよき所故、家も田地も損せざりしといふ。安藝・備中・備前等何れも少々宛の水損あり。備後にては山崩れ、其邊の人家は残らず押潰し押流し、人死八十三人・田地四萬石計り流失し、悉く河原と成りしといふ。

九州中國の大風雨

諸々の天變地異

信州上田も其頃なりしが、先年の淺間燒の如く山より火燃出で、石を飛ばし砂を降らす。其邊の家悉く燒失す。されども人死はなかりしといふ。同じ頃江戸大に地震せしとぞ。其後の事なりしが、下總の百姓親の敵を討つ。至つて柔弱なる敵にて、名乗掛かると逃出し、後より斬倒せしといふ。

米價下落
し盜賊横
行す

浮世の有様 卷之九上(前)

三五

米價大に下落し、四月の末五月中旬頃迄も六十一二匁位になる。近來諸國より登りし米も大層の事なるに、當年も氣候宜しく豊年の様子なる故也。されども油・炭薪・紙臘其餘何によらず、悉く高價の事なり。何れの品も之れを占圍へる者ある故なりといふ、憎むべき事なり。又盜賊頻に徘徊し、市中大に恐れをなす。御仕置も多き事なれども、惡徒絶ゆる事なし、歎くべき事なり。

物價騰貴

七月三日晴、今日に至り時候の模様土用相應にして、始めて天氣快晴なり。土用前より雨天續にて、土用に入りては同様にして時候不順なるにぞ、忽ち奸商等時を得て米價を無上に引上げて、一と頃は九十四五匁となりぬ。近年凶作に依つて越年米纔か七八十萬位なりしに、當年は八月半ばに至れ共追々に諸國より登り來りて、有米百四十萬計りも有るに、土用半ば過よりして氣候も直り、天氣も至て宜しく、二百十日も風なく至て穩かなるに、米價は格別減する事なく八十五六匁位にて、小賣の米屋等には下直には九十二文、高直なるは百十二文位なり。其上二た枿を遣ひ、又枿の底に煉糠を塗付け抔して、不埒なる者共大勢召捕られ、其外紙の價は平常に倍し、是

も買占むる者有りて大勢召捕らる。其外油屋・酒屋・臘屋等不正の買占、酒の過造等をなせる者共大勢召捕らる。奸商惡徒の輩、御政道も嚴しき事なれども絶ゆる事なし。炭薪の類も平常に價倍せり。何一つも下直なる物なければ、貧窮せる者共の口過成り難き事なり。

米價下落

主人殺し
の女を所
罰す

奸商等肝膽を碎いて、米價を無上に引上げんとすれ共、氣候聊か申分なくして、米も綿も至て豊作なる故、詮方なくして當月二日には次第下りにて、六十八匁位となる。十九日時々雨。今日主殺の女、御仕置有り。此者玉造與力多期權之助と云へる者の方へ奉公し、主人の母親并妹弟三人とも夜中に殺害し金を盜取り、盜賊入りし様と言爲し、自若として有りしが、天命逃難くして直に白狀に及び、高麗橋東詰にて三日曝され、鋸引の上磔となる。此女牢番と姦通し、此節懷妊月重りし故、金を盜取り借宅せんと思込み、斯る大惡逆をなせしといふ。餘りに稀有なる惡者故、之を見んとて男女・老少の別なく、大騒なる見物にて、其邊往來もなり難き程の事なりし。九月に御調になりし處の紙屋仲間・油屋仲間等は、無事に御叱・御利害等にて相濟み

米價下落

天保十一年雜記

三五

しか共、酒屋の過造りせし者共、天満邊にて二三軒闕所となる。又木炭等大に高直なるにぞ、是も買占の者之あるべしとて、木炭の間屋は云ふに及ばず、仲買迄も御吟味あり。大勢押込、他産止め等之あり、米は至て澤山の事にて、此節に至りても當年の米の登れるは至て稀にして、昨年(参考)の國々にて占圍ひし古米數限りもなく、追々積登せるにぞ、奸商共如何に氣をあせれ共詮方なく、米價も次第々々に下落し、當月半ば頃には筑前米一石に付五十五六匁の相場となる。諸侯達も米價下落にて大に算用違ひ、金子を借らんと、町人を相手に種々無量なる仕法立ありといふ事也。

廿四日曇、午の刻より少雨、申の刻より大雨、來春正月に閏月有りて十三日に當月の節に入る事なる故、時候も例年より暖かにして至て暮しよき事なり。中旬よりして天満天神本社江戸にては櫻花を開き見物大に群集せしといふ。の地築始まり、上り物花角力等にて賑かなる事なり。

諸侯所替之儀被仰出。武州川越より出羽庄内へ、松平大和守。越後長岡より川越へ、牧野備前守。庄内より長岡へ、酒井左衛門尉。松平兵部大輔明石 貳萬石御加増

にて十萬石の格となる。

十二月二十日晴曇不定。近來米價のみ下直にて、諸品高直なる故世間至て淋しく、又盜賊至て多し。町家に於ても鴻池善右衛門手代不埒の事をなし、其掛り多勢入牢し、善右衛門も御召出に相成り、散々の有様なりといふ。是等は町人の事なる故論するに足らず。其外種々様々の宜しからぬ事多き事なりし。

當年仕舞相場

筑前米五十九匁五分	同大豆八十五匁	肥後米六十三匁五分	同古米六十二匁五分
同餅米九十八匁	同太米四十七匁	同小麥六十七匁五分	同宇土米六十二匁
中國米五十九匁五分	古米五十八匁	廣島米五十五匁五分	同古米五十四匁五分
沼田米六十三匁	田安三木六十八匁	同島下六十四匁	同西成米六十三匁
同有島米六十匁	同河邊米五十九匁	同泉州米五十九匁	弘前米六十匁
肥前米六十匁	同古米六十匁	忍米五十五匁	若狹野米六十八匁
采女米六十二匁	八代米六十二匁	同出口米六十匁	小田原米六十一匁

米價と諸物價との調節を失ふ

米穀納相場

大村米五十八匁	秋田米四十二匁	同地廻米四十八匁	延岡米五十七匁
城附米五十六匁	同餅米八十三匁	同宮崎米五十四匁	中津米六十三匁
同餅米九十五匁	同筑前米五十八匁	相良米四十五匁	金谷米七十五匁
一橋米六十八匁	唐津米五十五匁	島原米四十五匁	同豊後米四十七匁
加州米五十三匁	伊豫米四十七匁	山形米六十三匁	長門米六十一匁
同粟米六十三匁	岡米五十四匁	同大豆八十四匁	備前米六十一匁
同撰米五十六匁	平戸米五十三匁	大洲大豆八十五匁	宇和米五十七匁
同小豆八十二匁	秋月米五十八匁	同餅米九十五匁	米子米五十一匁
日出米五十一匁	筑後米五十一匁	同大豆九十匁	姫路米五十七匁
清末米四十七匁	徳山米六十二匁	柳川米六十三匁	讚岐米六十匁
淡路米六十九匁	丹後米五十八匁	龍野米五十匁	津山米六十匁
同飛米五十六匁	豊前米六十二匁	同生餅米七十六匁	薩摩米六十六匁
林田米七十四匁	佐土原米五十四匁	伊東米五十四匁	同精米四十五匁

高鍋米六十五匁
森岡大豆六十七匁

新田豊前米

六十匁

出雲米四十五匁

吉田米五十九匁

越年米 百六十一萬六千俵

同十二辛丑年

米初相場

米穀初相場	筑前米 五十七分	同古米 五十四分	肥後米 六十一分	同古米 六十分五分
	同餅米 百目	中國米 五十七分	廣島米 五十三分	肥前米 五十八分
	讚岐米 五十八分	備前米 六十分	淡路米 六十七分	筑後米 五十六分
	豊前米 六十一分	薩摩米 六十五分	岡米 五十三分	柳川米 六十一分
	伊豫米 四十六分	中津米 六十三分	米子米 五十分	出雲米 四十四分
	岡大豆 八十四分	大洲大豆 八十四分	帳合寄付 五十六分五分	

正月八日晴、今日川口に於て炭薪を積みし船難風にて覆らんとす。上荷船之を助けんとて乗出せしに、却て其船覆り、船頭九人一人も助かる者なし。春來の寒氣近年覺えざる程甚しき寒氣なる故、凍死せし様子なりし。

諸所の大風難船

廿六日の風にて、下關に於て二百艘餘りの船を覆し、乗合の人船頭に至る迄一人も

助かりし者なく、悉く死失せしといふ、大變の事なり。此日播州室、紀州浦等にも難船あり。其餘猶多かるべし。遠州灘の邊は定めて多く有りし事ならん。痛み思ふべき事なり。

諸色暴騰

近來木炭・紙・油其外諸色至て高價なりしが、春來愈々高くなりて、雜木一掛七百文餘、炭一俵九匁、油一升七百文、上よりして種々に御取調べ之れあり、嚴しく夫々へ仰渡され、聊かにても買占致しぬる者は、乍ち御咎を蒙りぬる事なれ共、夫にても下落せず、諸人困じぬる事共なり。又昨冬已來魚類至て稀にして、之迄鱒一尾にて十二三匁位なりしが、二貫五百文位なりしに、春になりて愈々上り、三貫八百文後に四貫文位に至る。至て下魚にて、下賤の者ならでは食せざる處の鮪魚さへ三貫五六百文の價なり。餘は之にて知るべし。諸侯の藏屋敷に於て、館入の者共の振舞の節、作り身に鮪を使ひしといふ、之全く舊冬よりして寒氣至て烈しく、日々氷張りて手水鉢杯もいてわれぬる程の事なる故、寒氣にて魚水上へ浮む事なき故、漁し難き故なりといふ。

暴風

浮世の有様 卷之九上(前)

三六

肥後の百姓一揆

閏月廿六日暴風雨にて下關計りにて船二百餘艘覆り、船中に乗合せし人々十にして九分九厘迄水死し、波にて海濱へ打上げし人々の死骸又助船にて引上げし死骸等山の如く、岡に積並べ、何が何共分ち難く誠に大變の事にて、無事の船としては下關湊へ繋げる船幸じて三艘計り助かりしといふ。此日記州沖其餘所々浦々にて仰山に船を覆し、人死數多有りしといふ。晦日晴曇不定。江戸西の丸大御所様薨御。二月五日御停止の急御觸ある。二月五日曇、午の刻より雨、夜に入り益甚し。今日肥後國相良に百姓の一揆起り、城下へ押詰め家老屋敷を打潰す。家老田代善右衛門這々の體にて裏より逃出で走りしが、詮方なく寺院へ逃込み、腹を切りしといふ。〔頭書〕後に至りて、灰屋丸兵衛別家茨木屋源左衛門に委しく此事を聞きしに、屋敷へ押掛け散々に打崩しぬる故、大に恐怖し、裏道より逃出て或寺へ走込みしが、百姓共次で追付、當人を大勢にて取圍ひ、詰腹を切らせしにぞ、詮方なくして死せしと云ふ。見苦しき事なりしとぞ。一揆の者共は十分に狼藉をなし、速に引取りしといふ。斯る事に至れる事定めて姦曲甚しき家老なるべし。されども大任を蒙れる家老善悪は格別、百姓共の爲に斯る事に及べる事相良侯の恥辱此上もなき事にして、公儀はいふに及ばず、他國へ對し面目なき事といふべし。同國八代の城代長岡監物よ

諸士所替を命ぜらる

り、近邊の事なる故加勢の手配をなし、二番手の備を用意せしか共、百姓共十分思へる儘に仕おほせし事故、速に引取つて其間にはあはざりしといふ事なり。
 松平大和守殿、酒井左衛門尉殿、牧野備前守殿何れも所替之儀、舊冬被蒙仰候處、出羽の庄内舊主を慕ひ、所替の儀御止被下候様にと公邊願ひ書を以て、水野越前守・太田備後守・脇坂中務大輔・御大老井伊掃部頭殿・水戸侯等へ駕籠訴訟致し、此儀御取上無之に於ては、領内の百姓一人も不殘長岡へ御供可被仰付、此儀も相叶申さず候は、酒井侯の發駕を見送り、領分境に於て一人も不殘餓死をなすべしといふ。領内一統大に騒動を〔カ〕神君世を治め給ひてより、以來國替の諸侯其數限りなしと雖も、斯る殊勝の騒動せし事なく、感涙に堪へざる事也。餘り長文故委しくは別記す。是全く侯の憐愍深き故にして、其徳此度顯れし者なり。外の兩家に於ては何等の事なし、如何なる事にや。百姓共公儀を重し奉りて相愼めるにや、又地頭を慕へる心なき事なるや、何とも分り難き事なり。

廿三日午の刻より雨、終夜降續く。御停止被仰出候より、町々木戸へ切にて晝夜自

春來怪聞
あり

浮世の有様 卷之九上(前)

三六

身番廻り通し、與力同心總年寄の類、何時となく見廻り嚴重の事なり。今日初て神明六齋の夜店其外も御免なる。春來奇怪の浮説種々の事を申觸らす。紀州侯無禮せし小兒、其親等を掛川の宿にて斬殺し、箱根に於て鐵炮にて打殺され給ひしなど、先年明石侯の打殺されしを、少し振りし談を實らしく仰山に言觸らす。其餘限りなき事なりしが、一つとして跡形もなき事なりし。

諸物價騰
貴

昨年来炭薪紙・油其外諸色高價なりしが、炭は日向にて五萬俵計りも海邊へ積出し、船へ積込む計りなりしに、何者の所爲にや之に火を掛け、一夜の内に焼失す。追々人馳集りしかども、鹽水計りにて川水なき所なる故、鹽水にて之を消せしとて、其炭用に立たざる故、眺めながら詮方なかりしといふ。斯る評判聞くと其儘當國灘邊の者共兩三人申合はせ、紀州熊野へ人を遣し炭仰山に買求め、之を船に積込みしに、其船難風に遭ひ、悉く破船せしといふ。薪も亦一向に積上す事なく、木一掛七百文より八百文に至り、炭は熊野の小俵一俵二朱、油一升七百五十文、其餘之に准じ諸色同様の割合なり。藥種・吳服物等も常に倍し、中には十層二十層も高價に至る藥品

諸士所罰
せらる

等少なからず、斯様の事は前代未聞なり。

十七日晴、未の刻大雨御停止御免の御沙汰は之なく候得共、今日より世間緩やかになる。今日江戸に於て、若年寄林肥後守

殿一萬八千石の内、八千石被_レ召上差控居屋敷家作共被_レ召上、御側御用人水野美濃守殿高八千石の内五千石被_レ召上居屋敷家作共同斷。新番頭格御小納戸美濃部筑前守、高七百十四石九斗の内三百石被_レ召上、小普請入甲府勝手被_レ仰付、其餘奥向女中等の失策しくじりも多く有りしといふ。

天保山改
築

五月朔日辰の刻より雨、申の刻大雨夜に入り風。先月中旬に至り御停止緩むや否や、直に川口浪除山天保山の事也兵庫よりの見當の山不宜候間、三郷より之を築直す様に

と御沙汰之有るにぞ、町々雇人足を出せしに、「先年の如く、町々より直くに出候様致すべし」と總年寄より申渡せしといふ。又入梅の時節とは申しながら、梅雨甚だ繁く今日に至る迄冷氣にて、未だ時服を用ふるに至らざる故、暴かに米價十匁餘り高くなる。此節富士山七合の雪なりといふ。

津山侯高
松侯國替
せんとす

早春の事なりしが、作州津山侯當將軍の御弟なり讚州高松へ所替の御望有りて、尾州侯を御頼

天保十二年雜記

三六

ありて、公儀へ御願込みありしにぞ、高松侯へ國替の御内意有りて其御尊有り。「若し望の儀有らば申出らるべし」と仰有りしにぞ、高松には存寄らざる事なる故、大に途方にくれられしが、「望の所申上げよ」との事なる故、攝州兵庫を拜領仕度き由申出られしにぞ、「望の如く兵庫は下置かるべし。さりながら城なき處なり、新に城を築きぬる事は神君の御遺命にて御法度なる事故、尼ヶ崎の城を下さるべし」といふ事なるにぞ、高松侯大に仰天に及び、折節水戸侯には御在國水戸侯には副將軍の大臣なる故、御一代に一度御家督の節に、御入部ある計りなるに、御大老井伊侯、御老中水野侯天下政道を我儘に取計らひ、肝要なる水戸侯へは何事も御伺不申上候故、候には之を憤り、吾は江戸に有りても無用の者なり」とて本領へ引籠り給ひしとの事なり。なる故、家老を以て右の趣を申上げ、「何卒御免被下置候様御取執下さるべし」と申入れられしにぞ、水戸侯の仰に、「其儀は尾州侯を頼みて斷を執成し貰ふべし、夫にて御免蒙らば仔細なし。強いて仰付けらるとも、決して御受け申すべからず。其内には吾出府してよきに計らふべし」と仰せられしといふ。其の如くに尾州侯御斷の執成を頼まれしにぞ、尾州侯にも水戸侯へ對し申譯なしと思はれしにや、此方大に心得違にて深く御心配を掛け申したり、程能く取計らひ申すべく候間安心致さ

れ候様に」と赤面にて、之を諾はられしといふ。高松には之にて漸々と安心する様になりぬ。之迄高松の心配容易ならざる事にて、國許への早打ち櫛の齒を引くが如く、何事の起りしにやと上下薄氷を踏む心地せしといへり。〔頭書〕高松の所替止めになりしにぞ、津山には何分にも四國の内へ所替致し度き旨内願あるにぞ、夫れよりして伊豫松山侯をおだて返さるゝと云ふ事なり。津山には元來越後の高田本領なれども、至て寒國にて土地も不足故、右様の事を内願せらるゝと云ふ事なり。高松も近來至て不締りにて、御家中心々になりて少しも和する事なし。昨年高松侯より公儀へ献上の絹にしの事なりしが、ほた織五十反高松侯より公儀へ献上の絹にし、金子貳萬兩國許よりして江戸屋敷へ慥に届けぬるに、屋敷に於てほた織も金子も悉く紛失せしにぞ、種々様々に吟味すれ共、一向に分ることなし、怪しき事といふべし。御大老井伊掃部頭殿至て不評判なるに、大勢仕くじれる人之有るにぞ、其身に及ばん事を恐れ、退役願差出されしといふ。

井伊掃部頭大老を

井伊掃部頭殿御事御懇之以上意、御役御免被成候。是迄出精相勤候に付、御手自御指料の御刀被下、向後も折々は御用部屋へ罷出候様去十三日被仰出候段、從江戸被仰下候條、此旨三郷町中可觸知者也。

丑五月

庄内の百姓國替を停止せんとす事を愁訴

舊冬より當春に至り、庄内の百姓出府致し、御大老始め御老中等へ國替相止め候様
 頼に愁訴せしにより、領中の百姓外へ出る事成難き様總て往來筋をば悉く關を居
 る、番人を以て嚴重に固められしに、それにて道なき嶮難の山々を拔出で出府せ
 しにぞ、後には拔道はいふに及ばず、道なき所迄も嚴重の備にて、今は出府の道斷
 えしにぞ、百姓共三百六十六人密に相談し、奥州路の固め少し緩やかなるにぞ、密
 に湯殿山を忍び越え、奥州岩手山へ出しに、餘り多人數の事故此處にて之を押留
 む。此處の領主は伊達彈正といふ仙臺の内取なり。自ら出馬にて利害を説聞かせ、
 百姓五人を留めて其旨早打にて江戸へ注進し、餘の百姓共を受取り歸りしといふ。
酒井左衛門尉殿には三月十八日出府被致候得共、道中より病氣の由にて出府の御禮も代人にて申上げられ、直に引籠らるゝといふ事也。
 太田備後守殿五月廿七日於殿中水野越前守殿と何か爭論有りしといふ噂にて、廿
 八日急病差起りし由にて、退役の願ひ差出され候處、直に御免にて御役屋敷三日の
 内に早々引拂ふべし」と仰出されしといふ。之迄病氣にて退役の御願差出さるゝ時は、直に御取上げなく、暫く養生せよとの御沙汰にて、二十日餘り

川越侯の御養子に上野に葬る

も猶豫有りて、日數立ちし上にて再び願出で御聞届あり。役屋敷も勝手に引拂ふべしと被仰渡るといふ。庄内を引懸け國替を押へし故なりなど、種種の風説あり。此人引かるゝと直に早々國替をなすべき旨、三諸侯へ御沙汰有りしなどいへる噂ありしが、如何なる事にや。
 五月十五日川越へ御養子に、公儀より入らせられし大藏大輔殿、御逝去有り。六月
 四日上野へ御葬送ありしとぞ。斯様に上野へ諸侯を葬りし事一向先例なき事なり
 といふ。併し葬式の入用一萬兩餘り入りし由にて、困窮の上の物入にて大に難澁
 に及ばれ、大坂の銀主共へ無心を云はれ、何れも困果てしといふ噂なり。國替に付五萬兩の金子借入
れんと大にもがき、家老始め元々元方用人等出來り、大汗を流して大坂にて館入の町人六十軒の者共に頼込みぬれ共、何れも不承知にて漸く二萬五千兩出來せし位の事なるに、此度又思掛けなき事にて、一萬兩餘りの入用なりし故、大に途方に 六月晦日快晴。入梅の頃に雨至て繁く降りしにぞ、時節の
 雨にて少しも稲作に構ふ事なき事なるに、奸商米價を引上げて相場をあやくりし
 にぞ、欲深き愚人等、何れも之に迷はされて大に損をせしといふ。可笑き事なり。
 水野越前侯種々様々の悪評限りなき事なるに、如何なる事にや、公儀の思召に叶ひ、
 御馬を拜領し、當十一月右大將様へ有姫様御婚姻の掛り被仰付しといふ事なり。

七月廿九日雨、辰の刻止む。〔上カ〕同下刻止み同下刻降る。巳の下刻止み、午の刻雨、同下刻止む。諸藏屋敷有米拂底になりし故、新米入津迄の處米至て乏しく、其上諸國思の外に米の實入少き抔と風説をなし、米價七八匁も引上ぐる。こは堂島の問屋共客をあやかし、利得るの手段なり。之迄も常に斯様なる事にておだてられ、産を失ふ狼狽者少なからず、此頃も同様の事なるべし。

出羽庄内國替の一件も、百姓一統歎訴深切なる事、酒井侯の仁政故と天下の人々其徳を賞美し、川越の不評なる事言語にも演じ難き事なりしが、終に公儀よりして所替御捨免になり、川越侯には兵部大輔存生中願の筋も之ありし故とて、新に二萬石下し置かるゝ様になりぬ。

水野美濃守等知行を減せらる

水野美濃守大に仕くじり、御咎中なるに、不慎にて隱居仰付けらる。感應寺不如法奥女中を犯し、美濃守・肥後守・筑後守など心を合せ、及ばざる工み事有りしを、御老中脇坂侯に見顯はされし故、此の者共申合せ、醫者兩人に申付け、殿中に於て之を毒殺せしなど種々の取沙汰なり、如何なる事かは知らね共、皆々御咎にて知行を減

諸士所罰せらる

せられ、奥女中大勢仕くじり、感應寺は申すに及ばず、醫者兩人も入牢せしといふ事なり。美濃部筑前守も知行を減せられ、甲府へ赴くに極りしに、外に悪事せし事顯れし故、揚屋へ入れしといふ。長崎奉行田口加賀守長崎詰中頼に賄賂を貪りしが、水野の引立にて五百石の増加有り。三十日程して此事顯れ、五百石御取上となり、小普請入仰付けらる。中野關翁も御咎を蒙り、御門留仰付けらる。

五月三日内藤中務少輔織田圖書頭・石谷市正・村越若狭守・京極右兵衛佐・辻定右衛門・戸田六郎右衛門、右思召有之、御役御免、寄合被仰付。

六月二日南町奉行所に於て同心佐久間源助と申す者、傍輩堀口定治郎を切害し、高木平治兵衛へ手疵を負はせ、其身は柱に寄掛り、咽を突貫いて死す。此騒動にて當日の公事悉く流になりぬ。

小従人本田左京組大野權之丞といへる者、御政事其外大切なる事にて、他に洩らす間敷き事共相認め、繪本屋伊助といへる者に彫刻せしめたる科に依りて、九鬼式部

本田左京改易

儉約令發

少輔へ御預けとなり、悴鏃之助改易となる。
八月、質素儉約の仰出されありて、公方様には夏は葛袴、餘は京奥島の袴を召させらるゝ由、餘は之にて知るべし。當年も關東筋川々の水損容易ならざる事なるに、諸侯へ御手傳の御沙汰之なく、御手金のみにて御普請あり。又御三家始め御老中其外諸役人方の供廻り等大に之を減じ、質素儉約を仰付けられ、下々は尙更嚴重に儉約致し候様御觸有り。

將軍馬術上覽

八月、將軍家御譜代の諸侯の馬術御上覽有りしに、柳澤伊勢守・本庄伊勢守落馬にて甚だ見苦しき事なりしといふ。其内一人は甚だ見苦しき有様なりし故、差控仰付けられしといふ。

僧侶の不法

或寺の住職女犯。不如法甚しかりしにぞ、將軍家其吟味を障子の内にて聞召され、之が相手の内にて、吉原の太夫金山屋の金山といへる女をも召出されて、其吟味白狀の由をも聞召されしといふ。御先代よりして斯様な事は、御當家に於て先例もなき事なり。九月中旬の頃より、ふと産湯稻荷の邊なる井戸にて染物出來ぬる

靈泉の風評

由、こは弘法大師の奇特なりなど言觸らし、浪華一圓に浮かれ出し、木綿切を何れも持行きて染めぬるに、こは鐵氣と泥とにて染まりぬるなれば、藤色・生壁色などになりぬ。藍にて下染せし物は眞黒く濃き色になりぬ。奇妙不思議なりとて大に群集せしが、後には鐵氣と泥とにて染まりぬる事を何れを會得せしにぞ、堺・大坂等の井井に川々の流れの滞れる所、材木の間水道近き處、又は池中などにて泥を塗付け、水にて洗ひぬる事を數々すれば、よく色付きぬるにぞ、大師の靈驗ならざる事を諸人辨知りぬ。こは近年打續きて藍の不作なるに、其藍を買占めて高利を食れる事なる故、自然と斯の如き事に至り、泥水にて染まれる色は紺屋へ持行く事なき様になりぬ。斯様の事に付ても忽ちに山子共時を得て、播州の内にて何とやらんいへる處の天神の山よりして、酒の出る流を生じ、又其邊りにて油の生ずる所ありなど言觸らし、油・酒等を流して人寄せをなす、甚しき事なり。斯様な淺はかなる事に迷ひ、狼狽へて之を信用せる事可笑き事なり。

山崎主税檢地の一件

備中國成羽山崎主税といへるは、小身の旗本なり。太閤秀吉公よりして給はりし領

地にして、領内も高よりは至つて廣き事なる故、之に檢地を入れて萬石以上の諸侯の列に加はらんと思立ちぬ。され共左様に檢地を入れらるゝ時は、大に百姓共の難澁となりぬる事なる故、百姓一統江戸へ訴訟せんと申合せ、大勢立出でぬる様になりしを、近邊の諸侯よりして之を取押へて、漸々と其事止みしといふ、大騒動なりしとなり。

江戸出火

十月九日江戸木挽町より出火にて大火となる。同十日出火あり。近來箱根より東甚だ物騒にて、盜賊・追剽頻に徘徊し、三度飛脚などを槍にて究殺せるにぞ、之迄六日切の便有りしに、六日切にては夜深に歩行かさればなり難き事故、飛脚屋よりして諸屋敷へ之を斷り、早き便り八日切となりしといふ事なり。十六日晴、巳の下刻より酉の下刻止み、未の刻より雨降り申の刻に至りて止む。〔頭書〕十月十六日より泉涌寺に於て光格天皇様御一周忌御法事之有る處、十五日夜庫裡より失火にや、残らず焼失す。廿二日京都に於て、勸修寺宮二十伏見宮の姫君二十と密通ありしが、山口周防守といへる諸大夫、丹羽典膳乳人と共に三人附添ひ、京都を出奔し、有馬へ來り給ひしが、この所には隠れ難く思ひ給ひしにや、廿六日播州姫路へ到り、

勸修寺の宮不義を行ふ

物價騰貴

濱田屋義兵衛とやらんいへる宿屋へ居給ひしを、追々追手掛り、大坂の與力之を迎歸りしといふ。

十一月晦日晴。米も澤山に有りながら、其價八十匁に近く、大豆八十匁餘、小豆一升百四十より五十文、黑豆百八十文、數子か子のこ一升百五十文餘、田作こまめ一升百六十文、木一掛生にて五匁八分、枯木にては七八匁文位、日向炭一俵六匁八分、鹽一俵二斗六十匁、香物一樽にて九百五十文、油一升五百四十文、近來嚴しき儉約の御觸あり。絹・縮緬の類御法度に相成候に付、紬・木綿等の高き事甚しく、其餘何によらず一として下直なる物なし。諸人暮し方大に困窮に至る。

京都に於ては、入江殿といへる殿上人へ穢多の娘紛込み、奉公して居たりしに、斯る者とも知らずして其女に手を掛けられし處、其女はいふに及ばず、親も大に悦べる事限りなく、素より勝手能く暮しぬる穢多なる故、嬉しさの餘りに種々の物を仕送りぬ。入江殿には御藏米にて至つて貧窮に暮さるゝ事故、金銀の無心など其女に頼まるゝにぞ、何時にても之を宿元より取寄せて奉りぬるにぞ、入江殿には能き妾

入江殿穢多を妾とせらる

を得たりとて之を寵愛せられしに、其穢多なる事の知れぬるにぞ大に後悔せられぬれ共詮方なし、其噂世間にて専ら評判する様になりしにぞ、詮方なく思はれしにや、其女を連れて出奔せられしといふ。淺ましき事といふべし。

政道の緊張

十二月。江戸に於て、近來御嚴重の御政道これ有り、不良の者共御旗本以下町人に至る迄悉く御仕置、法華坊主の不如法二百人に餘り、流罪・追放・晒等種々の事なりしといふ。又江戸中不頼の食客主人に不忠にて暇出し、者、親へ不孝にて勘當せられし者、其外不埒にて出奔致せし者共、悉く御呼出しにて御利害の上、親主人等へ夫々に御返しに相成る。尤も主人有りし者共は、何れも無給にて三箇年大切に奉公致し候はゞ、其上給銀も遣し、召仕へし若し夫迄に不埒の筋之有るに於ては、早々申出づべく、公儀より御計らひ方之ある旨仰渡され、如此に御調之有りし上にて、無宿に相成り歸する方無之者六百餘人有りしといふ。此者共をば残らず御召出にて、近來諸色高直に及べる事何れも横著に相成り、身を安樂に暮さんとて働をなさる故、其方共の如き身の上とはなれり。何れも身の冥加を思ひ、今日

よりして急度相働き候て口過をなすべし。何に寄らず物毎に高價なるも諸品は澤山なれ共、働かざる故物毎に拂底なり、今日よりして油べをなすべし」とて御利害仰渡されしかば、何れも是を御受申上げしにぞ、其日より油直段二十目下落せしといふ。有難き事なり。

盛場の取縮

矢部駿州密夫一件、又喧嘩等の御捌面白き事あり。之等は別に相記せる故之を略す。十組の株を御潰しにて諸商賣勝手次第に商ひ致し候様仰出さる。此者共公儀へ金一萬二千兩の御益を差上げ、諸品を占圍ひ高利を貪りし故なり。此者の仲間七百人計りありといふ、心地よき事なり。深川の遊所其外火除地の人家端々に建出し候人家、悉く取拂ひ仰付けられ、當十月上旬大火にて、芝居小屋焼失致し候故、此度市中を離れ在領に引移りとなる。市中には漸く一箇所残れる計りなり。之も無難なる故先は其儘なり。追つて引移しになるといふ事なり。遊所も吉原の外は残らず取拂ひ、料理屋の類も差留められしもの多く、其外荷賣出し店の類大方停止せられしといふ。堂島米仕舞相場も相潰れ、米の相場立たざる故、上より御さつと入り、濱方大

阿波侯の酷政

に騒動す、

阿波に於て年貢米納を上にも圍ひ、米澤山なる故銀納にすべし」と百姓へ申渡す。され共米價六十匁なるを代銀にて七十目宛の相場にて相納むべしといへるにぞ、百姓大に困りて米納を銀納にする時は、米を賣拂ひて上納する時は、何れに損耗有る事なるに、六十匁の米を七十目にて上納する時は、一統に一石に付十匁餘りの損となる事故に、何分にも米納是迄の通りになし下さるべしと願ひぬれ共、之を聞届けなきにぞ、然らば當りまへの相場にて納め給はれ」と願ひぬれ共、聞入なし。「然らば代銀の引違ひ工面出来難たければ、他國へ行きて日備持をなし、其賃錢を以て跡より追々に上納すべければ、先づ當時の所にては當りまへの相場にて御納め下さるべし」と歎きぬれ共、他所持の共は決して相成らず、是非共只今上納すべし。此儀等閑に致すに於ては急度曲事申付くべし」とて、如何程に歎きしとて之を聞届けざる故、百姓共大に怒り恨み憤り、山しろ谷とて七里計りの間の百姓三千人計り申合せ、伊豫の今治に到りて此事を歎訴ふにぞ、今治侯には之を取上げて阿波へ掛

合はれしにぞ、「阿州侯には、右様の事は少しも知らざる事なり」とて大に驚き、此一條に掛りし者共悉く押込となし、今治に掛合ひ百姓共を渡し給はれとて、之を受取りに遣はせしか共、今治にては「一たん境を越えて出来り、此方へ便り來れる者共なれば、此趣を公儀へ申上げ、其上にて公儀よりの御指圖に任すべし」とて、百姓を止め置きて之を渡す事なし。こは先年今治の百姓三人申合せ、地頭を恨み阿州へ立越え歎訴せし者止置き、今治へ返さとりし事有りし故、其返報にて之を止置くといふ事なり。領内の民悪政に因つて他邦へ赴きぬる様の事有りては、地頭の罪逃れ難き事也。如何なる事にや。

當年米納相場、筑前米七十三匁五分なり。餘は之に准ず。正米の相場は如此なれ共帳合は高潰にて相場相立たず、米相場始りてより納相場相立たずして、譯なき様になりぬる事、此度始めなりといふ。此事に付き公儀より御察度にて、堂島濱方大に騒動す。越年米百二十。

米納相場

水越の布

丑十一月十八日水野越前守殿より大目附神尾山城守へ被_レ申渡、諸向へ御用

回状にて御觸出左の通り

醫師を取
締る

近來醫師之供方風儀一體に惡敷相成、病家へ罷越候度毎、酒料或は辨當料と唱へ、金銀を乞受候由に相聞え、病體により候ては時刻并風雨等の無差別、相招療治受候事有之候に付、病家の心得を以供方の者共へ手當致し候を受納口格別に候得共、供方の者よりねだり箇間敷儀申出候者有之間敷筋にて、小身者は身上不如意差支の者は療治受候儀難成、右は畢竟家來へ申付方不行届段、以來右體之儀無之様、嚴敷可被申付置候。右之通諸向醫師共へ可達候。

芝居を取
締る

此度市中風俗改候様にとの御趣意も有之候處、近來役者共、芝居近邊住居致候町屋の者同様に立交り、殊に三芝居狂言仕組風俗推移り、近來別て野卑に相成、又又時々流行の事抔、多くは芝居より起り候様に候ては、御城下市中に差置候ては、御趣意迄も相戻り候事に候。一體役者共の儀は、身分の差別も有之處、何となく其隔も無之様相成候へば、不取締の事に付、此節堺町・葺屋町兩狂言座并繰り芝居、其外右に携り候町屋の分不殘引拂被仰出候。乍併貳百年來も土著の地相離候に付

ては、品々難澁の筋も可有之哉に付、相戰の御手當被下候。替地之儀は取調追て可及沙汰候。木挽町芝居之儀は追て類燒致候か、普請及大破候節は、是又引拂可申付間、兼て其旨可存尤權之助狂言座の儀は、來春興行相始め候ても、狂言仕組并役者共猥に素人へ不交様、取締方の儀厚く其旨可致、右之通被仰渡奉畏候。以上

天保十二丑十二月十八日

堺町・葺屋町・木挽町

狂言座

總茶屋連印

出方の者

遠山左衛
門尉の訓
旨

十二月廿六日江戸御町奉行遠山左衛門尉殿於北御番所諸商人共被召出御演舌被仰渡之寫

商人共呼出したるは叱るでなし、吟味するのでもなし。兼て存知居るであらふが、

天保十二年雜記

三五